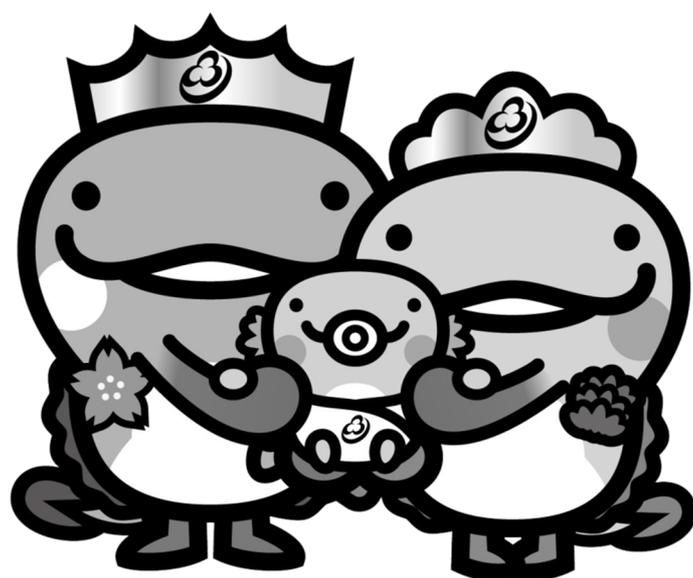


---

# 邑南町第2次総合振興計画

---

～心かよわせ ともに創る 邑南の郷～



平成28年  
島根県 邑南町



# 目 次

序 論	1
第 1 章 計画策定にあたって	2
第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 計画の基本的性格と役割	3
第 3 節 計画の構成と期間	3
第 2 章 本町の概況	4
第 1 節 地理的条件	4
第 2 節 歴史	5
第 3 節 人口と世帯数	7
第 4 節 人口動態	8
第 5 節 産業	10
第 6 節 町の特性	11
第 3 章 我が国の社会的潮流の動向	13
第 1 節 人口減少・少子高齢社会の進行	13
第 2 節 環境問題への意識の高まり	13
第 3 節 安全・安心への高まり	13
第 4 節 高度情報化社会の進展	14
第 5 節 地域経済・産業構造の変化	14
第 6 節 地方分権社会の進展	14
第 4 章 まちづくりに対する町民の意向	15
第 1 節 アンケート調査による町民の意向	15
第 2 節 座談会による町民の意向	20
基本構想	21
第 1 章 まちづくりの基本理念と将来像	22
第 1 節 まちづくりの基本理念	22
第 2 節 まちの将来像とまちづくりのテーマ	26
第 3 節 まちづくりの基本目標	27
第 4 節 施策の体系	29
第 2 章 将来人口	30
基本計画	31

第1章 地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまち .....	32
第1節 多様な力を結集した地域コミュニティの育成 .....	32
第2節 町民の一体感の更なる醸成 .....	34
第2章 豊かな自然と共生し、安心して住み続けられるまち .....	35
第1節 安全な水の供給と水質の確保 .....	35
1 安全で良質な水道水の供給 .....	35
2 下水道事業の推進と水質の確保 .....	36
第2節 環境衛生の推進と循環型社会の実現 .....	38
第3節 再生可能エネルギーの利活用推進 .....	40
第4節 安心の治水対策の推進 .....	41
第5節 災害に強い防災体制の確立 .....	42
1 地域防災力の向上対策 .....	42
2 避難所機能の充実と物資等の備蓄推進 .....	43
3 消防装備等の充実強化 .....	43
第6節 町民を守る防犯・交通安全などの推進 .....	45
1 防犯活動の推進 .....	45
2 交通安全の推進 .....	46
3 騒音対策の推進 .....	46
第7節 定住支援と住まいづくりの推進 .....	47
1 定住支援 .....	47
2 町営住宅の整備 .....	47
3 移住者向け住宅の確保 .....	48
4 危険な空き家の対策 .....	49
第8節 適正な土地利用と地籍調査の推進 .....	50
第3章 ふるさとを学び、人と文化を 育む心豊かなまち .....	51
第1節 生きる力を育む教育の推進 .....	51
第2節 地域を担う人材の育成 .....	54
1 人づくり・地域づくり・まちづくりを推進する社会教育 .....	54
2 矢上高校・石見養護学校支援 .....	55
第3節 人権教育・啓発の推進 .....	57
第4節 地域文化の創造 .....	58

第4章 地域資源を生かした 活力あふれるまち .....	59
第1節 地域産業としての農業の振興 .....	59
1 農業の担い手の育成と確保 .....	59
2 農業の収益性の向上 .....	60
3 農業・農村資源の保全と活用の推進 .....	62
第2節 多目的活用による林業の振興 .....	64
第3節 活力ある商工業の振興 .....	65
第4節 魅力ある観光の振興 .....	67
第5節 地域ブランドの創出 .....	69
第6節 多様な働き方を可能にするしごとづくり .....	70
第5章 交流と暮らしを支える 利便性の高いまち .....	71
第1節 地域内を結ぶ道路網の整備と施設の長寿命化の促進 .....	71
第2節 利用しやすく持続可能な公共交通体系の整備 .....	75
第3節 情報通信機能の活用推進 .....	77
第4節 広域連携と交流ネットワークづくりの促進 .....	79
第6章 地域で支え合い誰もが健康で 生涯元気なまち .....	80
第1節 生涯にわたる健康づくりの推進 .....	80
1 母子保健の推進 .....	80
2 青年期から高齢期まで切れ目のない健康づくりの推進 .....	81
3 精神保健の推進 .....	82
第2節 安心の医療体制の確保 .....	83
第3節 健やかな子育て環境の充実 .....	85
第4節 結婚への希望の実現 .....	87
第5節 いきいきと笑顔で暮らす高齢者福祉の推進 .....	88
第6節 自立した生活を支える障がい者福祉の推進 .....	91
第7節 地域福祉の推進と生活支援体制の構築 .....	94
1 地域福祉の推進 .....	94
2 生活支援体制の構築 .....	95
第7章 財政計画 .....	96
第1節 本町を取り巻く財政状況 .....	96
第2節 財政計画 .....	101
資料編 .....	105
1 邑南町振興計画審議会条例 .....	106
2 邑南町振興計画審議会委員名簿 .....	107
3 策定経過 .....	108



# 序 論

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の趣旨

本町では、2006年（平成18年）から2015年（平成27年）までの10年間を計画期間とする「邑南町第1次総合振興計画」に基づき、「夢響きあう 元気の郷づくり」の実現に向けて各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、我が国では合計特殊出生率の低迷と団塊の世代の影響による高齢化が進むなど、少子高齢化が進行しており、とりわけ地方においては大都市への若者の流出により急速な人口減少が進んでいます。本町では「日本一の子育て村構想」に基づく子育て環境の整備や定住対策等の施策の推進により、合計特殊出生率は国・県と比較して高くなっているほか、転入数は増加傾向にあり近年は社会増となっていますが、人口構造の変化にまでは至らず今後の人口減少が予測されます。

一方、まち・ひと・しごと創生本部が実施した「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」によると、30歳代以下の若年層及び50歳代男性の移住に対する意識が約5割と高くなっており、これらの方々が移住先として本町に関心を持っていただけるよう、本町の魅力アップとPRを図ることが必要となっています。

また、2011年（平成23年）には「地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、市町村基本構想の策定義務が撤廃され、策定については各市町村に委ねられることになりました。これにより自治体には、自らの判断と責任のもと、地域の実情にあった多様なまちづくりを行うことが求められています。本町においても、今後は福祉・教育・産業・環境・防災など町民の生活を取り巻く各分野の現状や課題、めざす姿を町民や地域コミュニティ、企業、行政が共有し、一体となってまちづくりに取り組んでいくことが大切になります。

以上のことを踏まえ、2016年度（平成28年度）からの新しい10年間を見通し、町民一人ひとりが今後も町への愛着や誇りを感じながらますます元気に過ごせる、「邑南町らしい」社会の創生に向けて、今後も総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として「邑南町第2次総合振興計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

## 第2節 計画の基本的性格と役割

本計画は、地方自治の精神に基づき、町民生活の質の向上と豊かな社会を構築するために策定するものであり、次のような役割を担っています。

### ●総合性

本計画は、邑南町の将来像を展望した総合計画であり、行政分野の施策や事業を体系化したものです。町が策定・実施する諸計画の指針となるものであり、個々の具体的事業の実施にあたっては、本計画との整合性に配慮して総合的な効果が現れるようにするものとします。

### ●町民の様々な活動の指針

本計画は、新しい時代のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組む町民の様々な活動に際しての指針を示すものです。

## 第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されています。

### 1 基本構想

「基本構想」は、2016年度（平成28年度）から2025年度（平成37年度）の10年間に本町がめざすまちづくりの基本的な方向を定め、施策の大綱を示すものです。

### 2 基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像を具体化するため、各分野ごとの現状と課題、施策の方向を定めたものであり、計画の期間は10年間とします。

### 3 実施計画

「実施計画」は、基本計画に定められた施策を実施するために各種の調整を行い、本町の財政計画を実施するための計画で、予算編成の指針となるものです。実施計画は5か年の事業計画として別様で作成し、毎年度見直しを検討しつつ計画の実現を図るローリング方式で策定します。

年度	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)
基本構想	基本構想 10年間									
基本計画	基本計画 10年間									
実施計画	実施計画 5年間					実施計画 5年間				

## 第2章 本町の概況

---

### 第1節 地理的条件

本町は、島根県中南部の東経 132 度 18 分から 42 分、北緯 34 度 46 分から 58 分に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町、東側は広島県三次市に囲まれた、面積 419.2km<sup>2</sup>の広大な面積を持つ地域です。中山間地に代表的な盆地の多い地形で、東側の羽須美地域をはじめ低地の割合も多く、そのほとんどは標高 100～600mの地域となっています。また、瑞穂地域、石見地域の南側から西側にかけては中国山地の 1,000m級の急峻な地形も分布しています。

本町の東部と広島県との境には、中国地方最大の河川である江の川が北流しています。山間部の中高地を、出羽川、濁川とその支流など、江の川に流入する多くの河川が浸食したことにより、地域内に盆地と山地の組み合わせによる美しい景観をもたらしています。これらの自然条件が、時には洪水や土砂災害等の被害を及ぼしてきたことから、これまで治水・治山に多くの努力がなされてきました。

本町とその周辺の気候は、日本海側気候に属し、かつ山地性の気候で夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が激しくなっています。松江市が北陸型の日本海側気候であるのに対し、この地域は北九州型に近い日本海性山間地特有の気候となっています。また、夏から秋にかけては台風の影響を受け、冬季は降雪のために降水量が増えるという特徴があります。

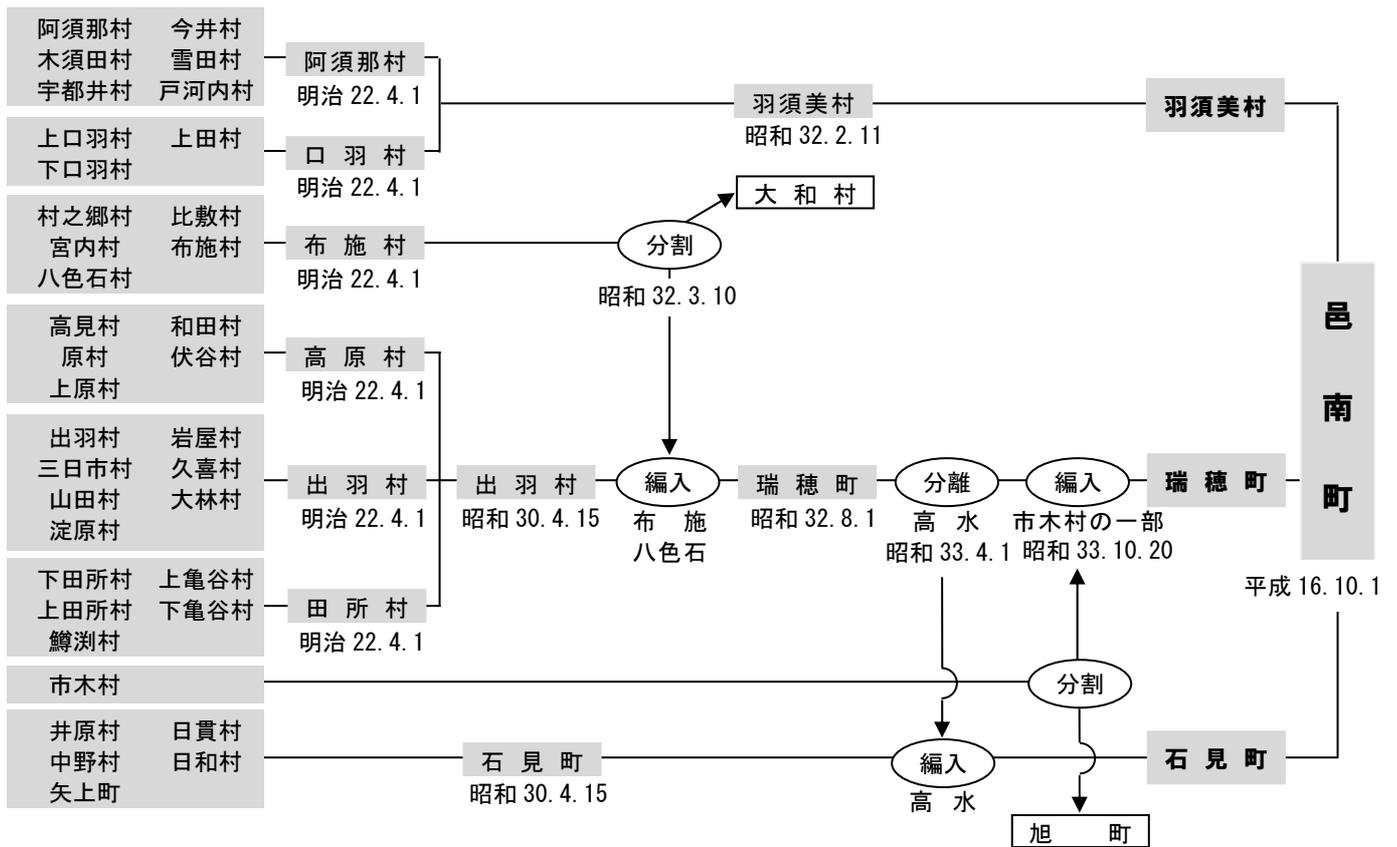
## 第2節 歴史

本町の歴史は、今から2万数千年前の火山灰堆積層の下から出土した石器の剥片等により、旧石器時代に遡るようです（横道遺跡）。また、町内最古の土器としては、縄文時代早期（約8千年前）のものが出土しています。弥生時代に入るとそれまでの狩猟中心の生活から定住生活へと移行しながら、水稻耕作を生業とする小集落が、より規模の大きい集落を形成するようになったと考えられます。弥生時代中期には銅鐸（仮屋銅鐸）が埋納され、弥生時代後期には四隅突出型墳丘墓（順庵原1号墓）や箱式石棺墓（輪之内遺跡）が造られました。さらに、弥生時代後期から古墳時代にかけて130基をこえる墳墓・古墳（中山古墳群）が造られ、古墳から鎧も出土しています。古墳時代後期には横穴式石室を持つ古墳が築造され、装飾大刀（野伏原古墳）も出土しています。これらのことから弥生時代以降、各時代各遺跡にふさわしい有力者がいたことがわかります。

古代より豊富な砂鉄・木材等の資源から、製鉄や製炭が盛んで、中世には陰陽攻防の要衝の地として、幾多の激しい争奪と支配の歴史を繰り返しました。そして、戦国時代の尼子・毛利氏の争いの決着により毛利氏の支配するところとなりました。毛利氏の傘下においては、盛んに銀や鉛を産出し、江戸時代には、浜田藩及び津和野藩、一部は幕府直轄地となり銀山開発も最盛期を迎えました。たたら製鉄は町の主要産業として地域の生活基盤を支え、出羽鋼はブランドとして全国に名を馳せました。本町には鉄、銀・鉛という地下資源に恵まれた鉱業の歴史があります。また、江の川流域の舟運や街道等により陰陽交通の要衝として賑わいました。今でも地域には、鉄穴流し（砂鉄採取）等により造られた棚田や鉄穴残丘のある風景、無数の製錬に関わる遺構、農具等の民俗資料、神楽を始めとする伝統芸能等、有形・無形の文化財が数多く残されています。

1871年（明治4年）の島根県設置時、邑智郡内は37の地区に分かれていました。1889年（明治22年）、島根県内の市制・町村制の施行と、1953年（昭和28年）から1961年（昭和36年）にかけての昭和の大合併により、3つの行政区域が成立しました。それが羽須美村、瑞穂町、石見町です。その後、3町村はそれぞれの特色あるまちづくりを進めてきましたが、2004年（平成16年）10月1日に町村合併し邑南町が誕生しました。

■町域の変遷



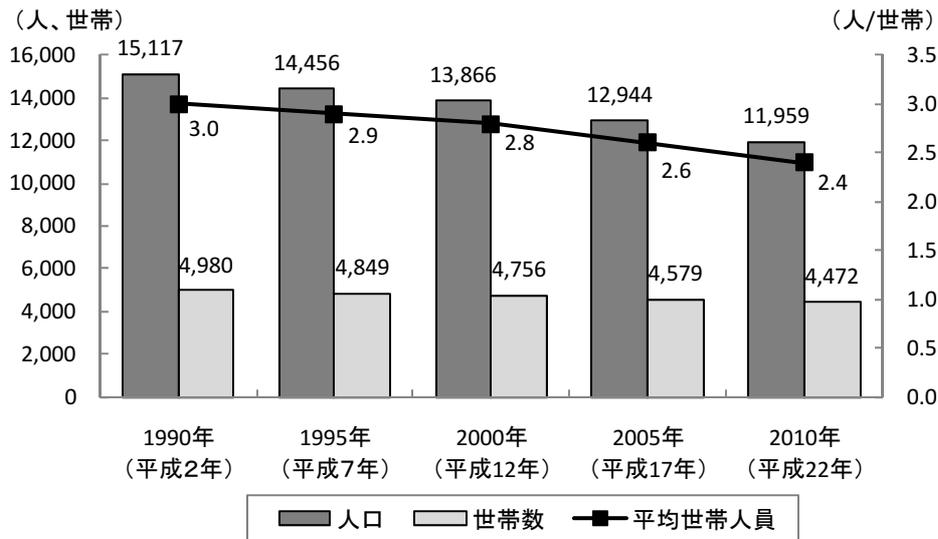
## 第3節 人口と世帯数

### 1 人口と世帯数

2010年（平成22年）国勢調査による本町の人口は11,959人であり、10年前の2000年（平成12年）と比較して1,907人減少しています。

世帯数も減少傾向で推移しており、2010年（平成22年）では4,472世帯となっています。また、高齢者の単身世帯の増加などにより、平均世帯人員も減少を続けています。

#### ■人口・世帯の推移

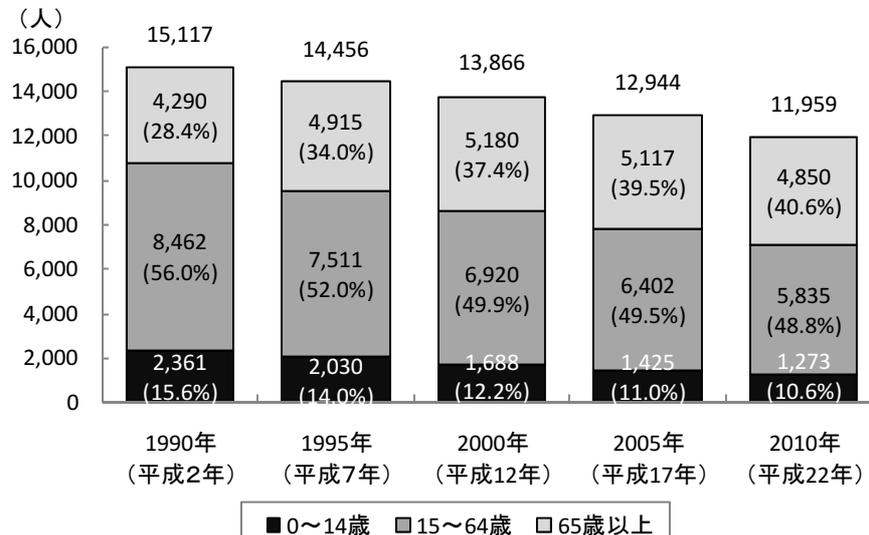


資料：国勢調査

### 2 年齢別人口

年齢3区分人口割合は、0～14歳の年少人口割合と15～64歳の生産年齢人口割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合が増加しており、高齢者人口割合は40%を超えています。人口減少とともに少子高齢化が進んでいることがわかります。

#### ■年齢別人口の推移



資料：国勢調査

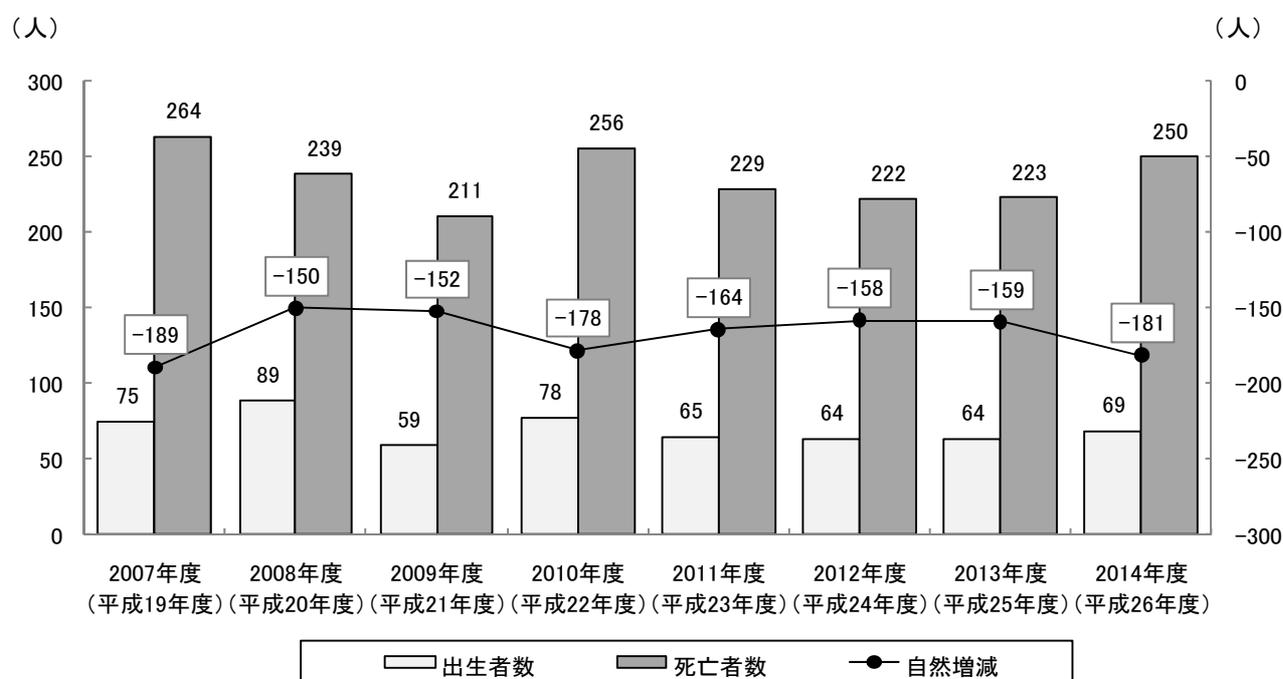
## 第4節 人口動態

### 1 自然動態

本町の出生数と死亡数の状況を見ると、出生数は2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）にかけては増減を繰り返していましたが、2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）にかけて横ばいで推移し、2014年度（平成26年度）に増加しています。死亡数は2007年度（平成19年度）以降増減を繰り返しています。

本町の自然動態についてみると、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然減が続いています。2014年度（平成26年度）では出生数69人に対し、死亡数が250人と181人の自然減となっています。

#### ■自然動態の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）  
※2012年度（平成24年度）以降は外国人を含む数値

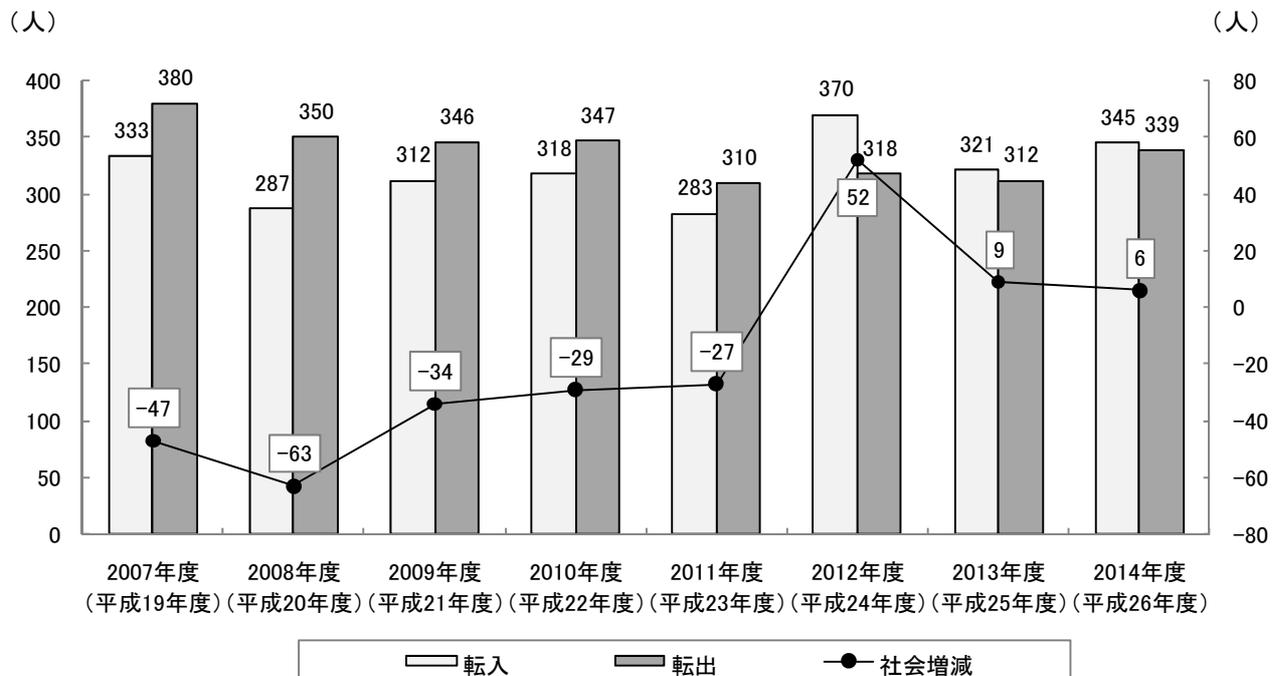
## 2 社会動態

本町の転入者数と転出者数の推移をみると、本町の転入者数は2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）にかけては増減を繰り返していましたが、2012年度（平成24年度）における増加が顕著にみられ、以降概ね増加傾向で推移しています。これは2011年度（平成23年度）の日本一の子育て村構想やA級グルメ構想等の施策によるものと考えられます。

転出者数は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）にかけて減少傾向で推移していましたが、2012年度（平成24年度）以降増加に転じています。

本町の社会動態の推移をみると、2007年度（平成19年度）から2008年度（平成20年度）までは社会減が拡大傾向で推移していましたが、2009年度（平成21年度）以降は社会減が縮小傾向で推移しています。また、2012年度（平成24年度）以降は転入が転出を上回って社会増となっています。

### ■社会動態の推移



資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)

※2012年度(平成24年度)以降は外国人を含む数値  
2012年度(平成24年度)においては、外国人(66人増)含む数値

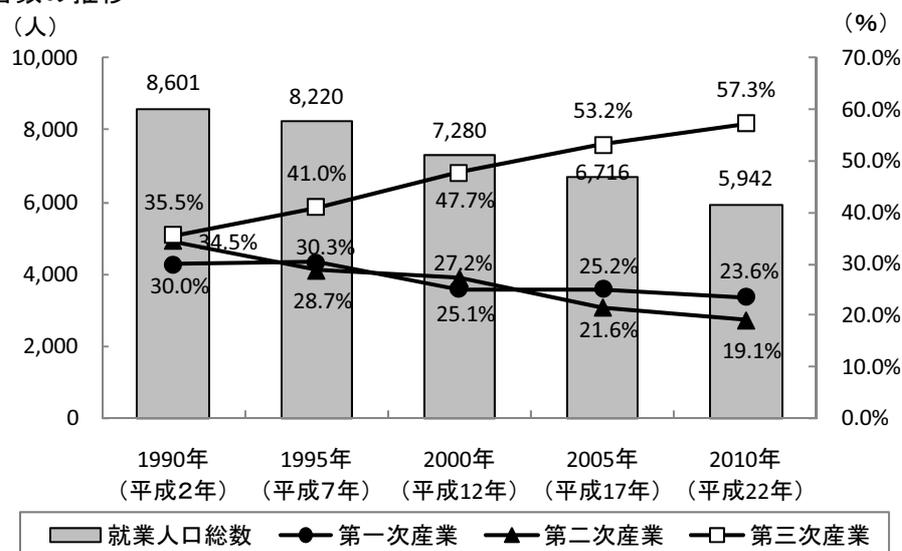
## 第5節 産業

### 1 産業別人口と町内総生産

本町の就業者数は年々減少を続けており、2010年(平成22年)では5,942人となっています。産業別では第一次産業、第二次産業の割合が減少し、第三次産業が増加を続けています。2010年(平成22年)では第一次産業が23.6%、第二次産業が19.1%、第三次産業が57.3%となっています。医療・福祉職場やその他のサービス産業が雇用の受け皿となる一方、景気の低迷などの影響により第二次産業の減少率も高くなっています。

一方、島根県市町村民経済計算(平成23年度版)によると、本町の町内総生産の推計額は、年々減少傾向にあります。

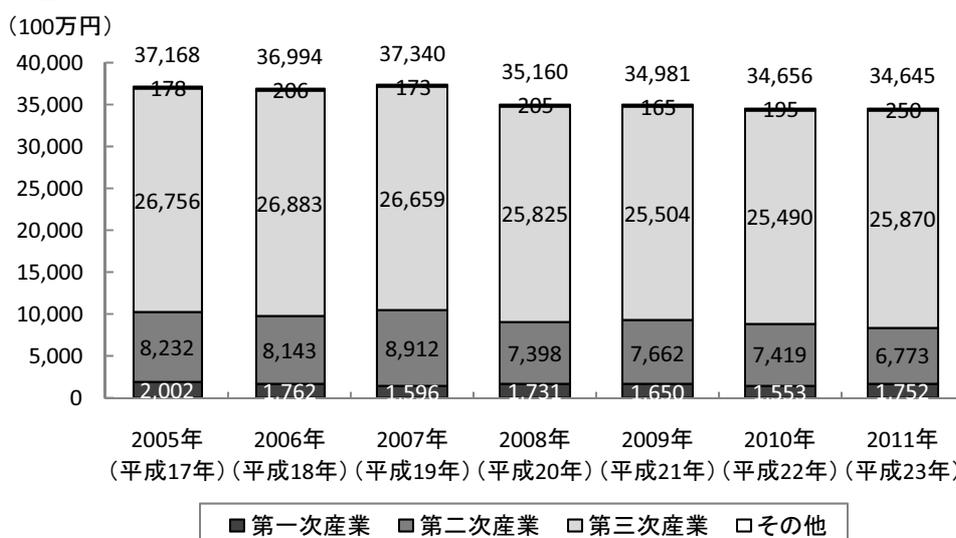
#### ■産業別就業者数の推移



資料: 国勢調査

※就業人口総数は「その他」産業を含んでいます。

#### ■本町の町内総生産の推移



資料: 島根県市町村民経済計算(2011年度(平成23年度))

※市町村民経済計算は、市町村民の生産活動によって1年間に生み出された付加価値を生産・分配の二つの面から把握し、市町村経済の実態を捉えることのできる総合的なモノサシです。市町村の経済規模や産業の構造などを知ることができます。(推計額であり実額ではありません)

※その他は輸入品に係る税等の推計額で産業分類に属さないものです。

## 第6節 町の特性

### 1 広島都市圏との近接性・利便性、情報通信機能

本町は広島県北部と県境を接しており、経済的にも広島県との交流が大きな比重を占めています。また、浜田自動車道広島浜田線瑞穂・大朝インターチェンジ、中国自動車道高田・三次インターチェンジにより、広島都市圏が非常に近い存在になっています。

広島都市圏との近接性と、町が持つ産業や観光、生活等あらゆる分野で相互連携・交流を図ることにより、地域振興への相乗効果が期待されます。

また、町内全域に光ケーブル網が整備され、高速インターネットを使用できる環境が整っています。ケーブルテレビの加入率は96%と高く、教育、防災・防犯などの情報が得られるものとなっています。今後、光ケーブル網を活用した更なる事業展開が期待されます。

### 2 日本一の子育て村構想に基づく子育て支援と定住促進

本町では日本一の子育て村構想に基づく子育て支援施策を展開しており、第2子からの保育料の無料化や中学校卒業までの医療費の無料化、公立邑智病院における産婦人科や小児科機能の充実など、身近に医療を受けられる体制が整っています。また、U・Iターンの方への定住支援として定住促進支援員を配置し、定住前後の相談や支援を行っており、これらの取り組みにより、本町への転入者は年々増加しています。

今後も引き続き、日本一の子育て村構想に基づき、事業の充実を図ることで、更なる定住につながることを期待されます。

### 3 特色のある観光施設とイベント

本町は香木の森公園、瑞穂ハイランドスキー場など集客力の大きな観光・レクリエーション施設、瑞穂ハンザケ自然館などの生涯学習施設や各種のまつりなど大小の催事を有しており、2014年（平成26年）では年間約91万6千人（町独自推計分含む）の人が訪れています。また、近年では花桃まつりやINAKAイルミなど地域資源を活用した新たな取り組みも生まれています。

これらの観光資源をネットワーク化させるとともに地場産業との連携を図ることで、地域経済全体の活性化を促進していくことが期待されます。

### 4 魅力ある食材を生かしたA級グルメのまちづくり

本町では石見高原ハーブ米や石見和牛肉、石見ポーク、自然放牧牛乳、サクランボ、ブルーベリー、ピオーネなどをはじめとした特色ある農畜産物があります。このような、ここでしか味わえない食や体験を『A級グルメ』と称し、新たな地域ブランドとして構築しています。

農林商工等が連携を図りながらこれらの食材の良さを生かしたA級グルメの新商品・新サービスの開発等を推進することで、観光振興、定住促進等へ波及し、地域全体が活力のあるまちになることが期待されます。

## 5 癒しの空間としての自然資源

本町は中国山地の山々の美しい緑に囲まれ、神秘的な雲海が広がる於保知盆地・自然回帰高原や断魚溪、千丈溪、志都の岩屋などの恵まれた自然景観や棚田がつくり出す美しい農村景観を有しています。

都市住民の自然回帰指向の高まりのなかで、癒しの場、憩いの場という視点から、自然環境・景観を大切にしまちづくりを進めることにより、都市圏の人々等とのふれあいや交流が拡大することが期待されます。

## 6 個性ある伝統芸能・行事・文化遺産

本町には大元神楽、石見神楽をはじめ、虫送り踊り、田植えばやし、次の日祭りなど地域特有の伝統芸能や行事が継承されています。また、古くから陰陽の接点であったこの地域には、国・県等の指定文化財をはじめ貴重な文化遺産が数多く残されており、調査や保存活動が続けられています。

これらの個性ある伝統文化を新しいまちづくりの原動力として活用していくことは、郷土を愛する心を育むとともに、より深い交流の輪を拓げていくものと期待されます。

## 7 地域に根ざした教育環境、自治会、公民館活動

本町はふるさとの豊かな自然や文化などを生かした教育環境を有しており、小中学校でのふるさと教育、食育活動のほか、水泳・ソフトテニス・剣道といったスポーツ指導、子ども神楽など伝統芸能の継承活動が地域住民の協力のもと活発に行われています。また、県立矢上高等学校では習熟度別少人数指導や職場研修などを通じた学力向上やキャリア教育を推進しており、園芸や野菜栽培、特産品開発など、まちづくりとも深く結びついた教育を進めています。

さらに、あったか子育ての町おおなん支援ネットワークを中心に、地域のボランティア等の協力のもと家庭での子育てや家庭教育を支援する取り組みが実践されています。

このような環境を共有・活用し、地域の子どもを地域全体で育てるという考え方のもとで教育を進めることで、子どもたちの郷土愛を育み、本町の未来を担う人材の育成へとつながることが期待できます。

町民主体の活動として、町全域に39の自治会が設置され、地域の持続的な発展と自立に向けた取り組みが活発に行われています。さらに、町内12の公民館には職員を配置し、生涯学習の推進や町民自らが課題を抽出し、解決できる環境や自治会単独では難しい事案を公民館単位で行うなどの仕組みが整えられており、今後も地域での町民主体の取り組みがさらに広がるものと期待されます。

# 第3章 我が国の社会的潮流の動向

---

## 第1節 人口減少・少子高齢社会の進行

我が国では2008年（平成20年）をピークとして人口減少局面に入っており、2050年（平成62年）には1億人を割り込むと推計されています。また、高齢者人口も増え続けており、2014年（平成26年）時点では高齢化率が26.0%と過去最高となっており、4人に1人が高齢者となっています。さらに、出生数の低下による少子化や平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化に伴う少子高齢化が進行しており、社会保障費の増加や地域経済の縮小など社会生活において様々な影響が与えられることが予測されます。

## 第2節 環境問題への意識の高まり

地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の減少など、環境問題をめぐる状況は悪化の一途をたどっており、地球環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成が求められています。

近年では、我が国でも省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと消費者の意識が転換しつつあり、環境問題への意識や関心が高まっています。このような意識の醸成を図りながら、一人ひとりが自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて、再生可能エネルギーの利活用など、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりを進めていくことが重要となっています。

## 第3節 安全・安心への高まり

2011年（平成23年）3月に起こった東日本大震災では東北地方の太平洋沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。さらに、近年局地的な集中豪雨も発生しており、2014年（平成26年）8月豪雨では広島市で大規模な土砂災害も発生しています。

生活の場面においては食品偽装や異物混入など食の安全にかかる問題、飲酒運転などの交通事故、子どもや高齢者をねらった悪質な犯罪なども発生しており、地域における暮らしの安全・安心が求められています。

## 第4節 高度情報化社会の進展

インターネットやスマートフォン、SNSの普及など、情報通信技術の進展は産業の活性化や企業におけるビジネスモデルの構築、個人のライフスタイル向上など社会全体に大きな変化を与えています。また、情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様なデータ（ビッグデータ）を活用して、新たな価値の創造や社会的課題の解決につながる取り組みが活性化しています。

こうした情報通信技術の発達は、医療、福祉、産業、教育等各分野における活用が期待されています。

## 第5節 地域経済・産業構造の変化

我が国の産業は第一次、第二次産業の割合が低下する一方で、サービス業を中心とする第三次産業の割合が高くなっています。さらに、第一次産業とこれに関連する第二次、第三次産業に係る事業の融合等による第6次産業化といった地域に根差したビジネスの展開と新たな業態の創出が図られています。

経済状況では、世界的な経済不況の影響により、地域経済の状況は依然として厳しい状況となっており、国においてはデフレ脱却と経済再生に向けて、金融政策や財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を進めています。また、経済社会全体においても市場開放や輸入の自由化など国際化が進んでいる中、新たな通商ルールとして環太平洋パートナーシップ協定（TPP<sup>1</sup>）交渉に参加し協議が重ねられていましたが、2015年（平成27年）10月の閣僚会合において大筋合意に至ったことが発表されました。今後の動向を注視しながら施策を進めていく必要があります。

## 第6節 地方分権社会の進展

地方自治体の行政運営では、全国一律で中央集権的な仕組みから地方分権が進展しています。今後は、まちの個性や特徴を生かした人づくり・地域づくりや自立した行政運営ができる体制づくりが求められており、地方自治体の役割はますます大きなものとなっています。

このような状況のなか、自治体自らの権限と責任により創意工夫して、個性豊かな魅力あるまちづくりや地域の実情に応じたサービスを提供していく必要があり、さらに町民との協働や積極的な情報公開など、政策形成における町民参画などを推進していくことが大切です。

---

<sup>1</sup> TPP（Trans-Pacific Partnership）

環太平洋パートナーシップ協定の略称。環太平洋戦略的経済連携協定ともいう。シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の12か国で交渉を行っている。物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易、知的財産、政府調達（国や自治体による公共事業や物品・サービスの購入等）など幅広い分野が対象となっている。2015年（平成27年）10月に大筋合意が成立している。

# 第4章 まちづくりに対する町民の意向

## 第1節 アンケート調査による町民の意向

本計画を策定するにあたり、町民の暮らしの状況や現在実施している施策の満足度、今後町民が求める施策などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

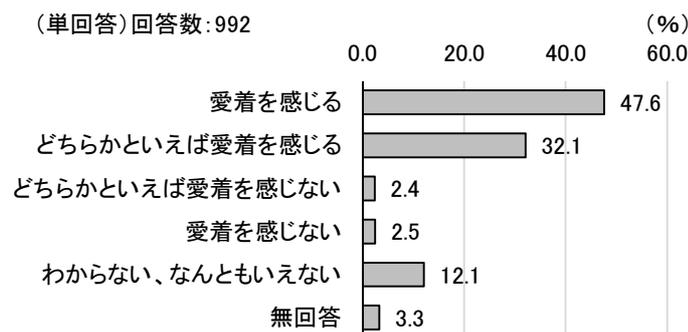
	人口ビジョン・総合戦略策定のためのアンケート調査	定住・移住に関するアンケート調査
対象者	町内在住の20歳以上の町民から無作為抽出	本町に転入された町民から無作為抽出
調査期間	2015年(平成27年)6月11日～6月26日	2015年(平成27年)6月11日～6月26日
配布数	2,000人	230人
回収数	992人	106人
回収率	49.6%	46.1%

### 1 まちへの愛着や定住意向

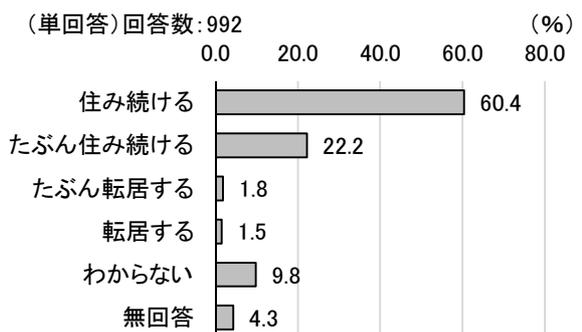
町民の約8割が町へ愛着を感じています(「愛着を感じる」「どちらかといえば愛着を感じる」の合算)。

また、町にこれからも住み続けると思う割合も約8割となっています(「住み続ける」「たぶん住み続ける」の合算)。

#### ■町への愛着度

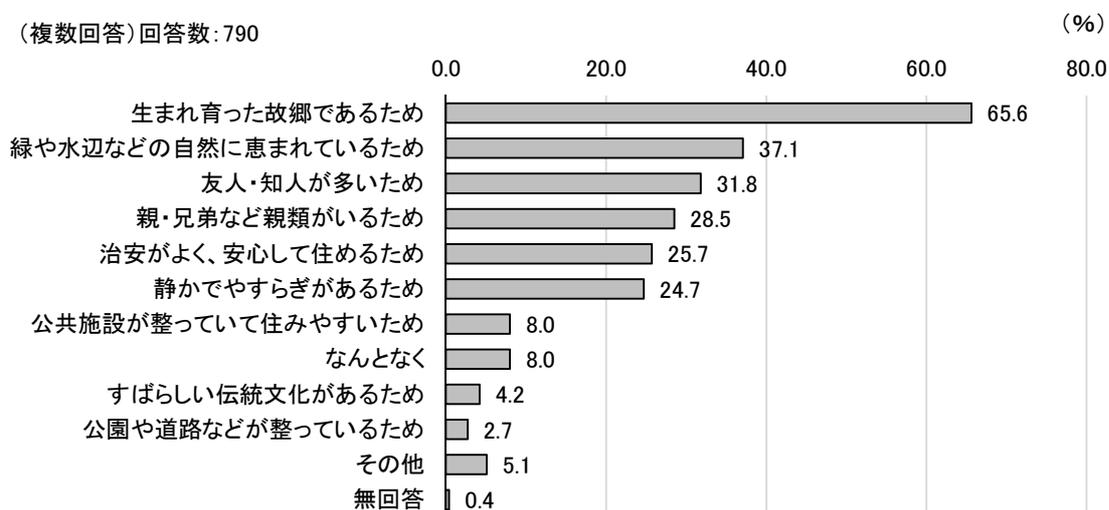


#### ■町にこれからも住み続けたいか



愛着を感じている人のその理由をみると、「生まれ育った故郷であるため」「緑や水辺などの自然に恵まれているため」「友人・知人が多いため」の順に高くなっています。

■愛着を感じている人の、愛着を感じる理由



## 2 転入者の評価

邑南町に転居してよかったこととして、「自然環境」「安全な暮らし」「人のあたたかさ」「豊富な地元食材」「子育てのしやすさ」が上位にあげられています。

一方、困りごととして、「買い物の不便」「物価」「医療体制が不十分」「地域づきあいの負担」「公園や広場の不足」があげられています。

■邑南町に転居してよかったこと・転入後に困ったこと（上位5項目）

転入してよかったこと		割合	転入後に困ったこと		割合
1位	緑や水辺などの自然が豊かである	51.9%	買い物が不便である		31.1%
2位	まちが安全で安心して暮らせる	36.8%	物価が高い		28.3%
3位	人があたたかい	32.1%	病院などの医療体制が不十分である		27.4%
4位	地元ならではの食材が豊富である	20.8%	地域のつきあいが負担である		23.6%
5位	子育てしやすい	19.8%	公園、広場などが十分でない		19.8%

### 3 日常生活の困りごと

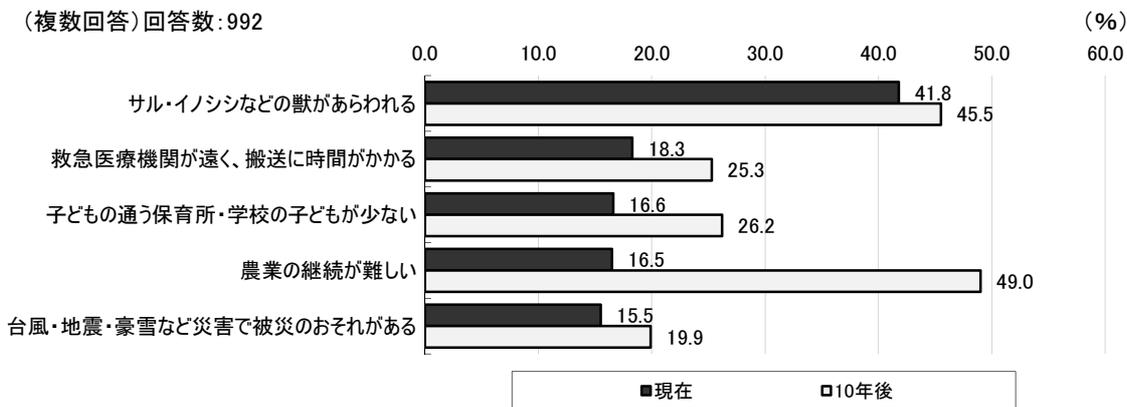
「現在」の困りごとの上位をみると、「サル・イノシシなどの獣があらわれる」が特に高く、次いで「救急医療機関が遠く、搬送に時間がかかる」「子どもの通う保育所・学校の子どもの数が少ない」「農業の継続が難しい」「台風・地震・豪雪など災害で被災のおそれがある」と続いています。

「10年後」の不安の上位をみると、「親やあなた自身の介護が必要」「農業の継続が難しい」「農地の維持が難しい」「サル・イノシシなどの獣があらわれる」「住んでいる人が少なく、地域行事等のコミュニティが成り立たない」の順に高くなっています。

将来の不安として、高齢化に伴う介護の必要性や農業の維持・継続の不安、また、人口減少に伴う地域コミュニティの衰退に関する不安がみられます。

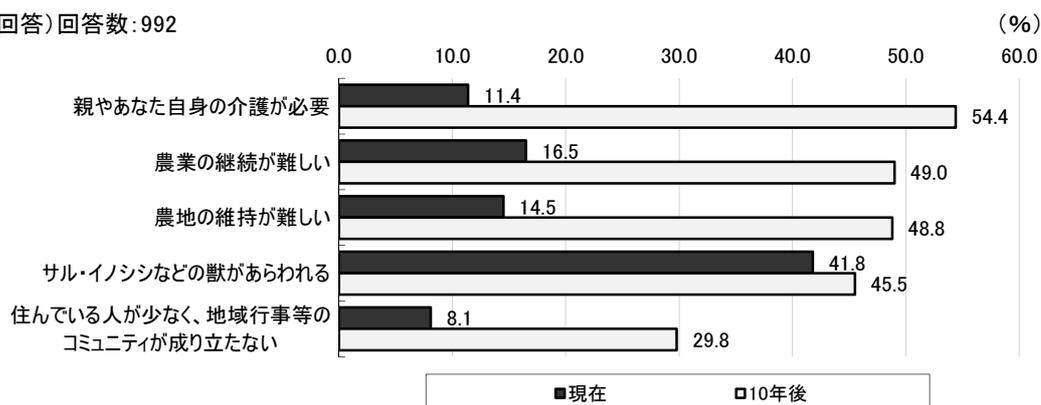
#### ■ 「現在」の困りごと、「10年後」の不安（「現在」の上位5項目）

(複数回答)回答数:992



#### ■ 「現在」の困りごと、「10年後」の不安（「10年後」の上位5項目）

(複数回答)回答数:992



## 4 結婚・子育てについて

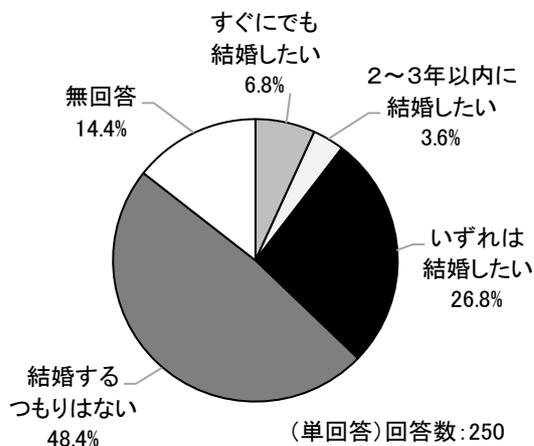
結婚の意向をみると、「結婚したい（「すぐにでも」「2～3年以内」「いずれは」の合算）」が37.2%、「結婚するつもりはない」が48.4%となっています。

結婚をしていない理由として、「適当な相手がない」が約7割で特に高く、次いで「結婚や結婚生活の資金」「自分の時間や、自分と相手の仕事の事情」が続いています。

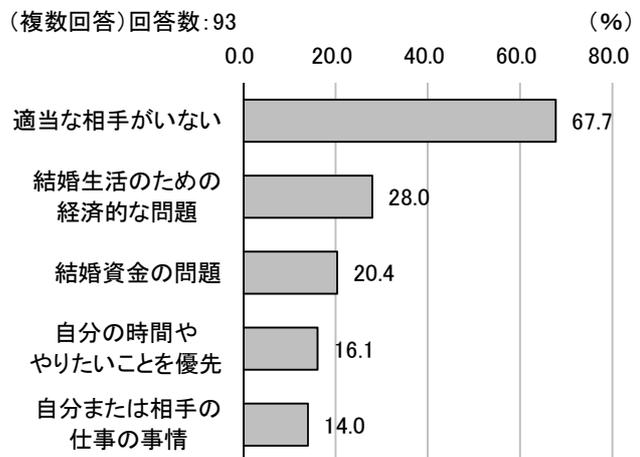
「日本一の子育て村構想」の認知度は、「知っていた」が約9割を占めています。

理想とする子どもの数を現実には持てない理由として、「高年齢で産むのは難しいから」「子育てや教育にお金がかかるから」が高くなっています。

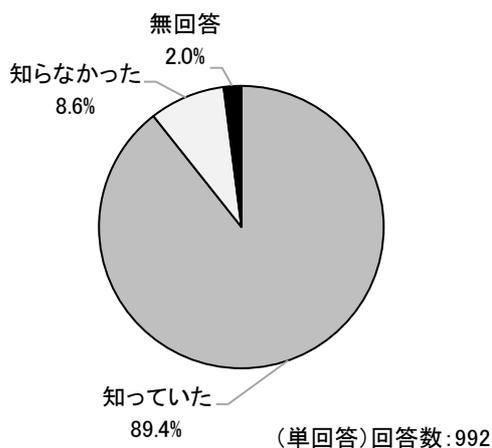
■ 将来の結婚の意向



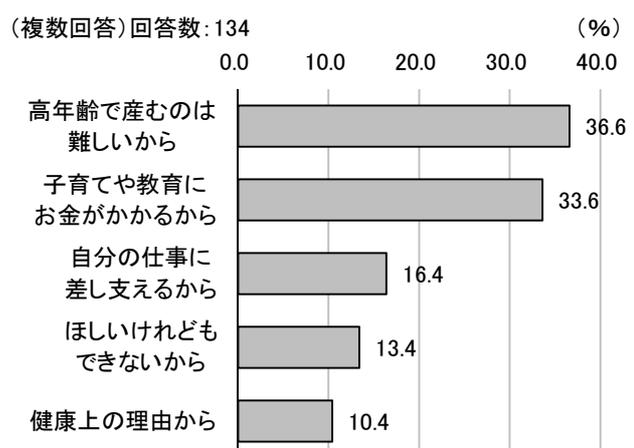
■ まだ結婚していない理由（上位5項目）



■ 「日本一の子育て村構想」という言葉の認知



■ 理想とする子どもの数を持たない理由（上位5項目）



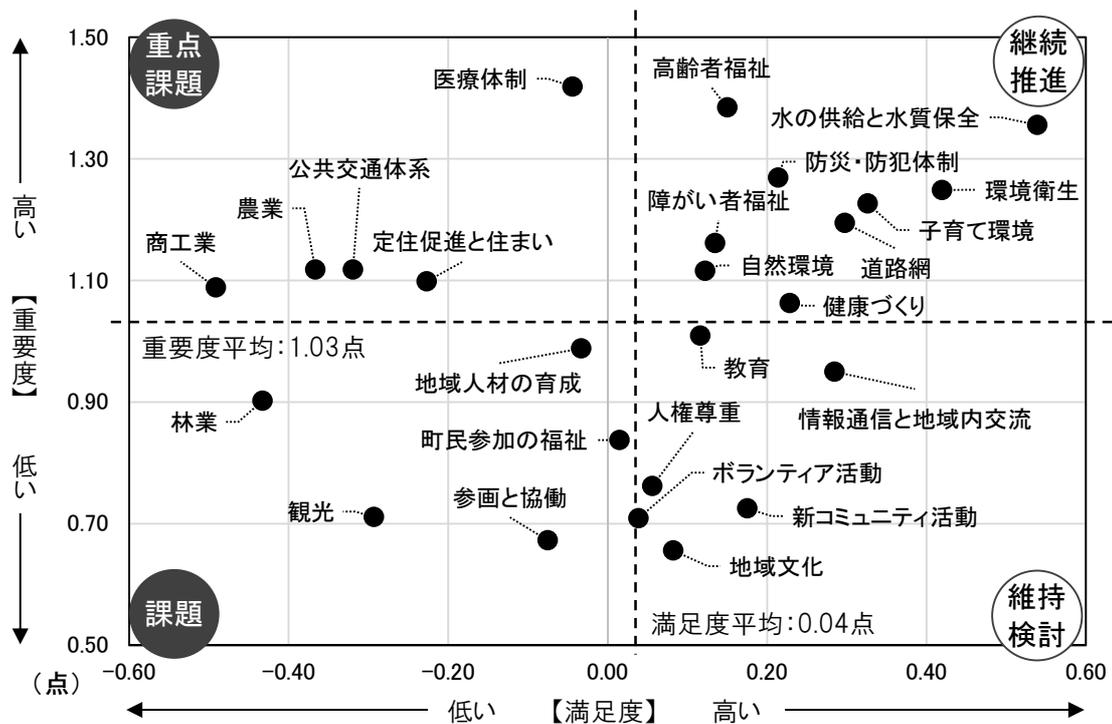
## 5 施策の満足度・重要度

本町で推進している25の施策の柱について、満足度と重要度の回答結果を点数化しました。重点課題（満足度が低く、重要度が高い）項目は、「医療体制」「公共交通体系」「農業」「定住促進と住まい」「商工業」となっています。

### ■配点方法

区分	選択肢及び配点				
重要度	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
満足度	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満
配点	2点	1点	0点	-1点	-2点

### ■施策の満足度・重要度のポートフォリオ分析



### ■満足度・重要度の上位5項目

順位	満足度	平均点
1位	安全な水の供給と水質保全	0.54
2位	きれいな町の環境衛生の推進	0.42
3位	健やかな子育て環境の充実	0.33
4位	地域内を結ぶ道路網の整備	0.30
5位	情報通信の機能充実と地域内の交流促進	0.28

重要度	平均点
安心の医療体制の充実	1.42
高齢者福祉の充実	1.38
安全な水の供給と水質保全	1.36
安心の防災・防火・防犯体制の充実	1.27
きれいな町の環境衛生の推進	1.25

## 第2節 座談会による町民の意向

邑南町版の総合戦略の策定にあたり 12 公民館単位の各地区において座談会を実施し、町民から幅広く意見をいただきました。本計画においても座談会で出た意見を踏まえながら策定するものとし、主な意見は次のとおりです。

### 定住促進に関すること

- ・インターネット等における情報発信の充実
- ・定年を迎えた出身者に対する情報発信
- ・町外通勤者への交通費の助成
- ・同居を進める制度など地元にいる人への支援

### 空き家対策に関すること

- ・空き家改修の補助の充実
- ・空き家の仲介等コーディネート機能の充実
- ・空き家に関する相談支援の充実
- ・空き家を放置するデメリットの周知

### 産業に関すること

- ・異業種同士の連携強化
- ・農林業後継者の育成
- ・農産物の高付加価値化の推進
- ・農作業を支援する仕組みづくり

### 子育てに関すること

- ・教育・保育の連携強化
- ・あいさつ運動の推進
- ・世代間交流できる場の提供
- ・婚活イベントの充実

### 教育に関すること

- ・中高生に対するふるさと教育の充実
- ・地元住民と協力した教育活動の推進
- ・全国に通用する学力向上に向けた教育の充実
- ・様々な資格取得に向けた授業の導入

### 観光に関すること

- ・観光に関するPRの充実
- ・わかりやすい案内看板の作成、ルートの設定
- ・地域住民と観光客との交流の場の創出

### 安全・安心に関すること

- ・災害時のために自主防災体制の確立
- ・自治会での防災訓練の実施・強化
- ・安全な避難場所の確保
- ・防災に関する情報提供の充実

### 交通・都市基盤に関すること

- ・主要観光施設を結ぶ交通網の整備や町営バスの観光利用
- ・歩道の整備

## **基本構想**

# 第1章 まちづくりの基本理念と将来像

## 第1節 まちづくりの基本理念

本町は、2004年（平成16年）10月1日、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町の三町村合併により「邑南町」として新たな一歩を踏み出しました。

合併後のまちづくりの基本理念として、旧三町村が展開してきた特色のあるまちづくりの成果を最大限に尊重し、それぞれの個性を生かしながら、さらなる発展と自立したまちづくりをめざすため、「和する」ことを町是とし、“「和」のまちづくり”を進めることを掲げました。

また、2007年（平成19年）3月には、「邑南町まちづくり基本条例」を制定しました。この条例は、「邑南町民憲章」にのっとり“「和」のまちづくり”を実現するため、町民と町の相互の協働による自立した地域社会の実現をめざすものです。

よって、本計画においても、“「和」のまちづくり”を基本理念に掲げ、町民主体のまちづくり・町民と町の協働のまちづくりを進めていきます。

また、本町では、「非核平和の町」「人権尊重の町」「男女共同参画推進の町」を宣言しています。これらの宣言を尊重しまちづくりを進めます。

### 1 邑南町民憲章

#### 邑南町民憲章

私たち邑南町民は、郷土の美しい自然、輝かしい歴史と伝統を受け継ぎ、新たな時代にふさわしい町づくりのため、協働の気持ちをもって実践する道しるべとして、この憲章を定めます。

- 1 人を尊び心のかよう和やかな町をつくります
- 1 郷土を愛し自然を守り美しい町をつくります
- 1 教育を大切にし文化を培う学びの町をつくります
- 1 産業を育て活気あふれる豊かな町をつくります
- 1 お年寄りを敬い子どもの夢を育む健やかな町をつくります

（平成17年3月26日制定）

## 邑南町まちづくり基本条例（概要）

### 協働のまちづくりのために

#### ○ まちづくりに参加する権利を保障しよう

##### （誰もが参加し、意見が反映される地域づくり、まちづくりのために）

条例がめざすまちづくりは、「地域のことは地域で」を合言葉にみんなでつくりあげるまちづくりです。そのためには、子どもから女性、高齢者まで誰もが平等な立場で、自由にまちづくりに参加できる権利を保障します。

#### ○ 町民と町が協働してまちを良くしていこう

##### （町民と町の役割分担のもと、まちづくりを進めていきます）

町が実施する主要事業などに町民の意思が反映されるよう、まちづくりの「計画」「実施」「評価」などの過程において町民の参加を保障します。

さらに、町民参加を実効性のあるものにするため、座談会や意見交換会、パブリックコメント<sup>2</sup>、ワークショップ<sup>3</sup>方式などの手法により、その機会の確保を果たしていきます。

また、地域の課題を解決していくためにはコミュニティ（集落・自治会）の役割も重要で、町民の積極的な参加で自立的、民主的なコミュニティの育成、発展に努めます。

#### ○ 情報を共有化し、説明責任を果たしていこう

##### （行政情報をもっと町民に提供し、行政の説明責任を果たす）

町民がまちづくりに参加し、町民と町が対等な立場で議論するためには、町は町民に積極的に情報を公開し、説明を行なっていく必要があります。あわせて町民も町の情報を積極的に知るよう努めます。

<sup>2</sup> パブリックコメント

町の施策に対して、町民に意見を求めていく方法。

<sup>3</sup> ワークショップ

参加者全員が主役となり、議論や学習などの共通体験からみんなで提案や計画をつくりあげること。

### 3 宣言

本町では2005年（平成17年）3月に日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常生活の中に根づかせ、子々孫々に継承するための「非核平和の町」を宣言しています。また、すべての人々の人権が守られ、差別や偏見のない明るく住みよい社会を築くため、「人権尊重の町」を宣言しています。

さらに、2014年（平成26年）11月に男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びも責任も分かち合いながらともに歩むため、「男女共同参画推進の町」を宣言しています。

これらの宣言を町民にも広く周知するとともに、各宣言の趣旨に基づきまちづくりを進めます。

#### 邑南町「非核平和の町」宣言

恒久の平和と安全は人類共通の願いであるにもかかわらず、今なお世界各地で戦争・紛争が続発し、飢餓にあえいでいます。

特に、世界に広がる核兵器・化学兵器の限りなき開発と脅威は、人類最初で、唯一の被爆国民として全世界にその惨禍をくり返させてはならないと、訴えるものであります。

私たち邑南町民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かし、永遠の平和を子々孫々に継承するため、ここに邑南町を「非核平和の町」とすることを宣言します。

（平成17年3月22日）

#### 邑南町「人権尊重の町」宣言

すべての国民は、日本国憲法のもとに基本的人権が保障され、自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会においては、今なお差別や偏見によるさまざまな人権問題が存在しています。

すべての人が幸せに生きるためには、お互いの人権を尊重しあうことが必要不可欠であり、その努力をしていかななくてはなりません。

よって、私たち町民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られ、差別や偏見のない明るく住みよい社会を築くため、邑南町を「人権尊重の町」とすることを宣言します。

（平成17年3月22日）

## 邑南町「男女共同参画推進の町」宣言

住みよい邑南町を築いていくためには、全ての町民の意見が尊重され、大切にされなければなりません。

私たち邑南町民は、男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びも責任も分かち合いながらともに歩む「みとめあい ささえ愛 心ひびきあう町 おおなん」を実現するため、ここに邑南町を「男女共同参画推進の町」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる町を目指します。
- 1 私たちは、社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画できる町を目指します。
- 1 私たちは、家庭・職場・地域で、男女が対等な構成員として、責任を担える町を目指します。

(平成 26 年 11 月 1 日)

## 4 町民の一体感の醸成

本町では、地域コミュニティ活動が積極的に行われるなど、邑南町まちづくり基本条例に基づく町民と町との協働によるまちづくりの機運は徐々に高まっています。今後も、心かよい合うよりよいまちをつくるために、町民の一体感を更に醸成するための取り組みを進めます。

## 5 行財政の健全化

本町では、町民生活の利便性や福祉の向上などを図るため、公共施設の整備・各種行政サービスを積極的に推進してきました。一方、高度情報化の推進などによる町民の行政ニーズはますます多様化しています。そのため、財源の確保に加え、限られた財源を有効に活用することや経費節減、組織機構の改革など行財政改善の取り組みを進めます。

## 6 頼れる職員の育成

地方分権の推進などにより、多様化、高度化していく行政ニーズに的確に対応していく体制づくりが求められています。

時代の変化に即応し、町民からの各種相談に対応できるよう、職員の接遇、事務知識の拡大、企画力の充実、さらには各種専門職の養成などきめ細かな研修体制の充実を図ります。

## 第2節 まちの将来像とまちづくりのテーマ

本町は、“「和」のまちづくり”を基本理念として、合併後の10年間をまちづくり計画の創生期と位置づけ、町民の知恵と汗を結集して、豊かなところと暮らしを実感できる新しいまちづくりを推進してきました。また、地域内外の応援団の力を借りながら新しい感性を発揮し、一人ひとりの夢が互いに響きあい、理想郷に向かって、力強く成長、発展・自立していくことを願い「夢響きあう 元気の郷づくり」をテーマに新しいまちの基盤づくりを進めてきました。

この間、厳しい財政状況に直面しながらも、社会資本の整備、産業振興、福祉や教育環境の向上を図るとともに、地域課題解決のための各種事業を実施してきました。

2011年（平成23年）には「日本一の子育て村構想」を掲げて子育て世代にやさしく暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、ここでしか味わえない食や体験を「A級グルメ」と定義した「A級グルメ構想」を掲げてきました。これらの新しい仕事づくりに取り組むことで、移住者の増加や出生率の上昇など、一定の成果もみられるようになってきました。

一方、国においては、少子高齢化の進展が将来の社会に対して大きな重荷となるという危機感から、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国を挙げて人口減少社会に歯止めをかけるための長期ビジョン及び総合戦略が示されました。本町においては、2060年（平成72年）の人口ビジョンを10,000人に設定し、定住支援や地域づくり、子育て支援などを重点施策とした邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略「明日（みらい）が見える・地域が輝く邑南戦略」を2015年（平成27年）10月に策定し、地方創生に向けた取り組みをスタートさせました。

これからの10年間を展望するとき、町民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすためのまちづくりを引き続いて推進することに加え、地域コミュニティの維持・発展のための取り組みが一層重要となることが予想されます。

本町には、豊かな自然環境、個性のある伝統文化、地域に根ざした教育環境や暮らしぶりなど、誇りあるふるさとの資源がたくさんあります。これら「邑南町らしさ」を更に高め、次の世代に伝えることで「暮らしてみたい」「帰ってきたい」「暮らしてよかった」「暮らし続けたい」と誰もが思える笑顔あふれる元気で活力のあるまちづくりを進めたいと考えます。

そのためにも、将来を担う若い力を育てるとともに、町民一人ひとりが心をかよわせ一体感を持ってともに知恵を出し合い課題の解決に向かうことが求められます。町民や出身者にとってはかけがえのない「ふるさと邑南」。またここを訪れる人にも印象に残る特別な地域となるよう、まちづくりのテーマを「心かよわせ ともに創る 邑南の郷」とします。

### ◆まちづくりのテーマ◆

**心かよわせ ともに創る 邑南の郷**

## 第3節 まちづくりの基本目標

### 基本目標1 地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまち (地域コミュニティ・一体感醸成)

町民と行政との協働のまちづくりを進めるため、自治会活動や公民館単位のコミュニティなどそれぞれの役割を明確にしながら、地域課題に対応できるよう支援するとともに、地域活動の活性化を図るため、地域間のネットワークの形成や情報共有を進めるなど、地域が自立できる環境づくりをめざします。

邑南町まちづくり基本条例の理念に基づき、町民の更なる一体感の醸成を図るとともに、地域コミュニティ同士の連携を図りながら、町民主導の協働によるまちづくりを進めます。

### 基本目標2 豊かな自然と共生し、安心して住み続けられるまち (環境・防災・防犯・定住)

本町は中国山地に位置し、豊かな自然環境に囲まれた地域です。今後もこの豊かで美しい自然環境を次代に伝えていくためにも、水質保全や環境美化、廃棄物の削減、再生可能エネルギーの利活用を推進しながら循環型社会の構築をめざし、豊かな自然と共生したまちづくりを進めます。

また、本町の重点施策として位置づけている定住支援において、相談体制や移住後の生活のフォロー体制の充実を図るとともに、町営住宅の整備など住環境の整備を進めます。

さらに、地域防災力の向上や消防体制の充実、防犯・交通安全対策などの充実を図ることにより、町民が安全で安心して住み続けられる環境づくりをめざします。

### 基本目標3 ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまち(教育・文化)

将来を担う子どもたちにおいては、郷土への誇りや愛着を持ち、将来、本町を一緒に支えられる大人へと成長できるように、ふるさと教育や学習支援の充実を図るとともに、「地域の子どもを地域全体で育てる」の考え方のもと、地域に根差した教育環境を整備します。

地域づくりを進めるうえでは、人づくりが重要となります。そのため、生涯を通じて学べる環境を提供するとともに、地域の活力の一つである矢上高校等への支援を引き続き行いながら、地域を担う人材の育成を図ります。

また、一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に参画する社会づくりを着実に進めるとともに、愛郷心や豊かな人間性が育めるよう歴史や伝統、文化に触れる機会を提供し、ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまちをめざします。

## 基本目標4 地域資源を生かした活力あふれるまち（産業）

本町の地域産業である農業において、高品質で付加価値の高い農産品を引き続き推進するとともに、林業の多目的活用等を通じて農林業振興の充実を図ります。また、農林業における就労者の高齢化や後継者不足などの課題に対応するため、担い手の確保に努めます。

さらに、A級のまちとしてのブランド化を進めるために、農林商工等が連携し、基幹産業である農林業を核とした6次産業化やブランド化の取り組みを進めるとともに、豊かな自然と地域の資源を生かしながら、観光ルートの整備や体験・学習・参加型の観光メニューの開発など魅力ある観光の振興を図ります。

企業誘致や起業家への支援、若者の就職やU・Iターン者に向けた雇用機会の創出などを積極的に進めるとともに、農林商工業や観光、地域ブランドの創出を通じて地域資源を生かした活力あふれるまちをめざします。

## 基本目標5 交流と暮らしを支える利便性の高いまち（交通・情報・交流）

島根県中南部の中山間に位置し、また、広大な面積を持つ本町では、道路や公共交通等の良好な交通利便性を確保していくことが重要です。そのため、国道・県道・主要地方道の改良や農道・林道の整備を図り、アクセス環境の向上を図ります。また、生活交通の確保に向けて町営・民営バス等のバス路線の維持や、安全性と利便性に配慮した持続可能な生活交通システムの構築をめざします。

公共施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、光ケーブル通信網等の情報通信機能の施設維持や利活用による情報発信を図るほか、町ホームページの見やすさの向上や携帯電話の通信不良地域対策など、町内外の人々にとって利便性の高い環境づくりをめざします。

## 基本目標6 地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち（保健・医療・福祉）

本町に住む子どもから高齢者まで、生涯にわたって心身ともに健康で暮らせることはまちの活力を高めていくうえで重要なことです。

そのため、安心の医療体制の確保に努め町全体で子育てを支える環境づくりなど、子どもの健やかな成長に向けた支援に取り組みます。そして、世代に応じた切れ目ない心身の健康づくりを進めるとともに、たとえ病気や障がいなどを抱えても、安心して自分らしく暮らせるような福祉サービスの推進や、地域住民同士で困りごとや不安ごとを助け合い支え合える環境づくりを進めます。

また子育て日本一をめざすうえで、結婚・婚活支援に対応するため、男女の出会いの場や結婚に際する心構えなどを学ぶ機会の創出に取り組みます。

## 第4節 施策の体系

基本目標	施策
基本目標1 地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまち	1 多様な力を結集した地域コミュニティの育成
	2 町民の一体感の更なる醸成
基本目標2 豊かな自然と共生し、安心して住み続けられるまち	1 安全な水の供給と水質の確保
	2 環境衛生の推進と循環型社会の実現
	3 再生可能エネルギーの利活用推進
	4 安心の治水対策の推進
	5 災害に強い防災体制の確立
	6 町民を守る防犯・交通安全などの推進
	7 定住支援と住まいづくりの推進
	8 適正な土地利用と地籍調査の推進
基本目標3 ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまち	1 生きる力を育む教育の推進
	2 地域を担う人材の育成
	3 人権教育・啓発の推進
	4 地域文化の創造
基本目標4 地域資源を生かした活力あふれるまち	1 地域産業としての農業の振興
	2 多目的活用による林業の振興
	3 活力ある商工業の振興
	4 魅力ある観光の振興
	5 地域ブランドの創出
	6 多様な働き方を可能にするしごとづくり
基本目標5 交流と暮らしを支える利便性の高いまち	1 地域内を結ぶ道路網の整備と施設の長寿命化の促進
	2 利用しやすく持続可能な公共交通体系の整備
	3 情報通信機能の活用推進
	4 広域連携と交流ネットワークづくりの促進
基本目標6 地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち	1 生涯にわたる健康づくりの推進
	2 安心の医療体制の確保
	3 健やかな子育て環境の充実
	4 結婚への希望の実現
	5 いきいきと笑顔で暮らす高齢者福祉の推進
	6 自立した生活を支える障がい者福祉の推進
	7 地域福祉の推進と生活支援体制の構築

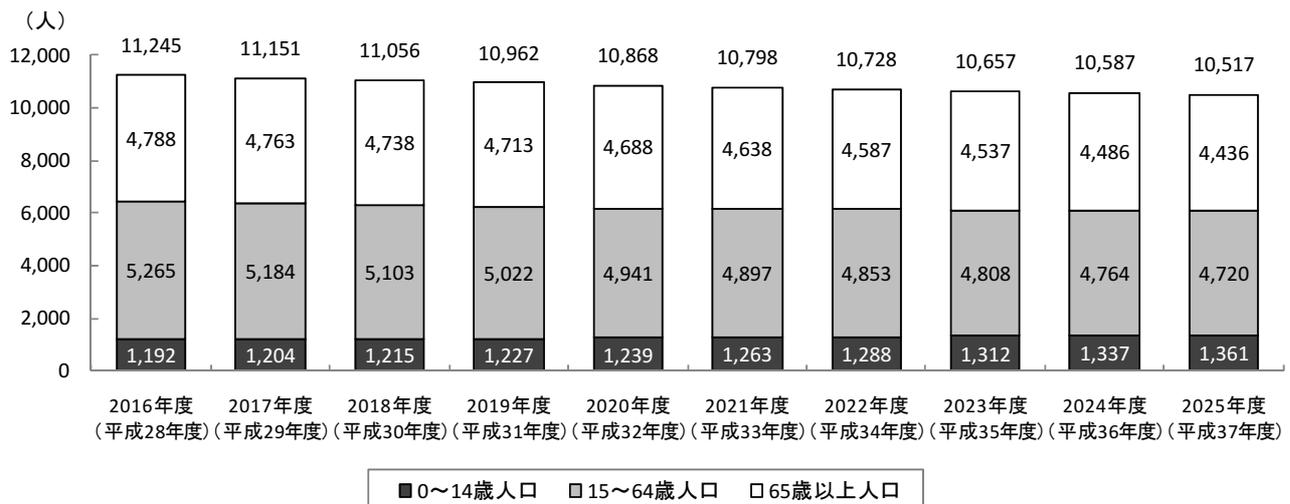
## 第2章 将来人口

本町の総人口を推計すると、今後もわずかながら減少すると予測され、本計画の目標年度である2025年（平成37年）には10,517人と現状の11,339人（住民基本台帳 2015年（平成27年））と比べ、約820人の減少が予測されます。

本町においては、2013年度（平成25年度）以降転入者数が転出者数を上回る社会増となっており、今後も定住促進や子育て支援の充実など、まちの特性や魅力を生かした取り組みを行うことにより、さらなる子育て世代の移住・定住の促進による人口流入の増加を図り、2025年（平成37年）の目標人口は10,500人の維持をめざすものと設定します。

2025年(平成37年) 総人口 10,500人

### ■総人口の推計



資料：邑南町人口ビジョン(国立社会保障人口問題研究所の出生・死亡・移動に関する仮定を踏まえ、合計特殊出生率、移動に関する仮定を独自に設定し、推計した結果)より

# 基本計画

まちづくりのテーマ  
心かよわせ  
ともに創る  
邑南の郷

- (1) 地域内を結ぶ道路網の整備と施設の長寿命化の促進
- (2) 利用しやすく持続可能な公共交通体系の整備
- (3) 情報通信機能の活用推進
- (4) 広域連携と交流ネットワークづくりの促進

## 基本目標5

交流と暮らしを支える利便性の高いまち

- (1) 生きる力を育む教育の推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 人権教育・啓発の推進
- (4) 地域文化の創造

## 基本目標3

ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまち

- (1) 多様な力を結集した地域コミュニティの育成
- (2) 町民の一体感の更なる醸成

## 基本目標1

地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまち

- (1) 生涯にわたる健康づくりの推進
- (2) 安心の医療体制の確保
- (3) 健やかな子育て環境の充実
- (4) 結婚への希望の実現
- (5) いきいきと笑顔で暮らす高齢者福祉の推進

## 基本目標6

地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち

- (1) 地域産業としての農業の振興
- (2) 多目的活用による林業の振興
- (3) 活力ある商工業の振興
- (4) 魅力ある観光の振興
- (5) 地域ブランドの創出
- (6) 多様な働き方を可能にするしごとづくり

## 基本目標4

地域資源を生かした活力あふれるまち

- (1) 安全な水の供給と水質の確保
- (2) 環境衛生の推進と循環型社会の実現
- (3) 再生可能エネルギーの利活用推進
- (4) 安心の治水対策の推進
- (5) 災害に強い防災体制の確立
- (6) 町民を守る防犯・交通安全などの推進
- (7) 定住支援と住まいづくりの推進
- (8) 適正な土地利用と地籍調査の推進

## 基本目標2

豊かな自然と共生し、安心して住み続けられるまち

## まちづくりの基本理念

「邑南町まちづくり基本条例」は、「邑南町民憲章」にのっとり「和のまちづくり」を実現するため、町民と町の相互の協働による自立した地域社会の実現をめざすものです。本計画においても、「和のまちづくり」を基本理念に掲げ、町民主体のまちづくり・町民と町の協働のまちづくりを進めていきます。また、本町では、「非核平和の町」「人権尊重の町」「男女共同参画推進の町」を宣言しています。これらの宣言を尊重しまちづくりを進めます。

# 第1章 地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまち

## 第1節 多様な力を結集した地域コミュニティの育成

### 現状と課題

- 急激な人口減少と高齢化による地域の担い手不足は、地域の互助・共助の仕組みが脆弱になり、これまで集落単位で行われてきた葬儀や環境保護、環境整備などの活動に対する町民負担が増すなど、自治機能の維持が困難になってきています。また、金融機関、郵便局、商店、バス路線、タクシー会社など公・民ともに合併、撤退、閉店などが進み、生活サービス機能が弱体化してきていることも課題です。
- そのため、今まで地域運営の核であった集落機能の補完や担い手の役割を確保する新たな地域運営の仕組みが必要とされ、2010年（平成22年）3月には、地縁的まとまりとしての自治会組織が町全域で作られました。邑南町まちづくり基本条例では、コミュニティを自治会や集落と位置づけており、現在、町内には住宅団地を含め216の集落と39の自治会が存在し、相互に活発な活動が行われています。また、12の公民館エリアには職員を配置しており、自治会の学習支援や、自治会単位でできないことを公民館単位で実施するなどの連携（補完）体制を構築しています。
- 一方、地域の環境が大きく変化しているなかで、交通、福祉、防災、防犯あるいは伝統文化の伝承など、地域社会が抱える課題も多様化しています。
- こうした課題に対し、地域住民の一人ひとりが共通の課題として認識し、地域の力を合わせ課題解決に取り組む必要があるほか、地域の自立・町民による自治づくりをめざして、コミュニティ活動の拠点となる施設の充実や活動の活性化を図るための支援をしていくことが大切です。

### 今後の方向性

- 地域の中核を担う公民館を拠点に町民一人ひとりが地域の歴史、文化、自然を学ぶこと、地域外との人々との交流によって、地域資源の再発見・認識や価値の再構築を図り、地域課題である健康、福祉、防災など様々な取り組みができるようまちづくりを進めます。
- 自治会活動を補完するため公民館の地区単位でコミュニティを束ねる新しい地域運営の仕組みをつくり、主要な調整役となる「地域マネージャー」等の配置を支援し、地域間のネットワークの形成や情報共有を図り、自立した地域づくりを推進します。

- 地域力の維持・強化を図るため、地域活動を補う原動力として都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受入れ、都市部からの移住や定住を促進するとともに、住居の新築や増改築、空き屋の改修に関する支援や定住希望者と地域住民との仲介の仕組みづくりを進め、Uターンを促進します。
- 集落営農法人やNPO法人等地域課題の解決に取り組む法人組織の設立や活動を支援します。
- まち・ひと・しごと創生法に基づく邑南町版総合戦略における12公民館単位の地区別戦略の実現を支援します。
- 地域コミュニティの自主的な活動を活性化するため、地域住民が利用しやすいコミュニティ施設の整備を図るとともに、地域づくりのリーダーや人材育成への支援を進めていきます。
- 買い物や医療など生活に不可欠なサービス機能の維持を図るため、集落間での移動サービスなどの構築や地域の拠点形成を推進します。

## 第2節 町民の一体感の更なる醸成

### 現状と課題

- 本町では、合併以来、地域をつなぐ道路網や情報網の整備、医療の確保や保健福祉などをはじめとする各種行政サービスの実施など、全町的な課題解決のための取り組みを進めてまいりました。また、2010年（平成22年）には、町全域に39の自治会ができたことにより、懸案であった行政と地域を結ぶ仕組みが整い、2014年度（平成26年度）からは行政協力員制度がスタートしたところです。
- 今後は、自立的な地域コミュニティの育成と同時に、コミュニティ同士の連携を図るとともに、町民の一体感の更なる醸成を図ることが重要です。地域コミュニティが互いに良いところを認め合い、高め合うとともに、一人ひとりがまちづくりに参画することを進めていくことが必要となっています。

### 今後の方向性

- 邑南町まちづくり基本条例の理念を町民と町が共有し、より良いまちづくりを進めるため、あらゆる機会を活用して条例の周知を図ります。
- 町民の一体感を更に醸成するための学習機会や情報交換・交流の場づくりを進めます。
- 町花、町木に親しむとともにその活用を推進します。
- おおなんケーブルTVにより、「日本一の子育て村構想」などの重要施策を情報提供し、町ぐるみで取り組んでいることの機運を醸成します。
- 若者世代の郷土愛や地域づくり意識を醸成し、地域の活性化とネットワーク形成を図ります。



## 今後の方向性

- 水道施設については、水源の確保と施設機能の強化を図り、安全で良質な水の安定供給と普及率の向上に向けた取り組みを行います。
- 2017年度（平成29年度）からの地方公営企業法適用会計への移行に対応するため、計画的な事業運営に努めるとともに、維持管理費を含めたコストの縮減に取り組み、健全経営の基盤の構築を図ります。

## 2 下水道事業の推進と水質の確保

### 現状と課題

- 本町は生活排水対策として特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設の整備を完了し、浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽の整備を実施しています。汚水処理人口普及率について、2014年度（平成26年度）末では県平均の77.0%を上回る、91.1%となっており、設備区分は農業集落排水が38.9%、浄化槽が26.9%、公共下水道が25.3%となっています。
- 今後も引き続き、浄化槽の整備による普及率向上に取り組むとともに、施設の適正な維持管理や更新・修繕に対応していく必要があります。
- 本町は江の川の水源地に位置しており、下流域の自治体に対しても水質の保全是重要な課題といえます。下水道の普及促進とともに、水質保全に対する啓発活動を進めていますが、汚濁水の流出事故やゴミの不法投棄も発生していることから、水質保全についての対策を進めていく必要があります。
- 江の川下流域の自然環境、産業、歴史・文化等の振興に資する事業を展開する目的で、隣接する江津市、川本町、美郷町、邑南町と中国電力株式会社からなる「江の川下流域活性化協議会」を設立しており、連携した取り組みが求められます。

## ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

### ■下水道等の整備状況

(単位:%)

区分	下水道等普及率(対行政区人口)								計
	公共下水道	農業集落排水	簡易排水	小規模排水	浄化槽設置整備	浄化槽市町村整備推進	個別排水	その他	
2004年度 (平成16年度)末	19.2	38.7	0.6	0.5	8.9	7.9	1.0	3.3	80.2
2009年度 (平成21年度)末	23.9	38.5	0.6	0.5	8.2	13.0	0.9	3.4	89.0
2014年度 (平成26年度)末	25.3	38.9	0.6	0.5	8.4	14.6	1.0	1.8	91.1

資料:水道課

## 今後の方向性

- 下水処理については環境行政に関心が高まる中、公共下水道や農業集落排水等への接続促進と浄化槽の整備を進め、普及率の向上を図るとともに、法令に準拠した水質を確保するため、処理施設の適正な維持管理により水質保全に努めます。
- ランニングコストの縮減に努め経営の安定化を図るほか、下水道施設全体のストックマネジメント<sup>4</sup>計画により、予防保全的な管理と計画的な改築を推進します。
- 江の川下流域活性化協議会との連携による水質保全・河川浄化対策等の取り組みを推進します。

---

<sup>4</sup> スtockマネジメント

施設全体を対象に目標とする明確なサービス基準を定め、その状態を点検調査することにより、客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。

## 第2節 環境衛生の推進と循環型社会の実現

### 現状と課題

- 本町の廃棄物処理は、容器包装廃棄物や新聞・雑誌等の古紙類を分別収集し、邑智郡総合事務組合の邑智クリーンセンターにて資源化を行っており、埋立物の減量や焼却量の削減を図ってきました。本町のリサイクル率は2003年度（平成15年度）末の33.7%（島根県平均20.6%）と比較して、2013年度（平成25年度）実績では39.1%と5.4ポイント上昇しており、島根県平均25%、全国平均20.6%と比べても高い水準となっています。
- 一方で、1人1日あたりのごみ排出量は、県内他市町村と比較しても少ないものの近年増加傾向となっており、このことは、自家処理の減少や生活様式の多様化によるものと考えられます。最終処分場の容量には限りがあるため、できる限り長く使用するためにも廃棄物の排出量を抑制し、最終処分量を削減していかなければなりません。そのためには、町民・事業者・行政が一体となって廃棄物の排出量抑制に取り組んでいく必要があります。
- 本町では2013年度（平成25年度）に地球温暖化対策地域協議会を設置し、地球温暖化対策に関する取り組み等の検討を行っています。また、町のイベント等において3R<sup>5</sup>（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発等も行い、循環型社会の形成に向けた取り組みも進めています。
- 今後も自然環境や生活環境を守り、地球温暖化を防止するためにも、分別をさらに徹底し、資源の有効活用や廃棄物の適正処理を行い、循環型社会の形成を推進していく必要があります。
- また、邑智郡総合事務組合設置の可燃ごみ焼却処理施設については、経年劣化による修繕等が増加している中で設備の更新が必要な状況となっています。
- 本町の火葬場は羽須美、瑞穂、石見の3地域それぞれ1箇所ありますが、いずれも築20年以上経過しており、設備の老朽化が見られます。

<sup>5</sup> 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

## ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

### ■ごみ処理状況

	総人口	計画処理人口	年間総排出量	計画収集量	直接搬入量	1人1日あたり排出量	リサイクル率	最終処分量
	(人)	(人)		(t)	(t)			
2003年度 (平成15年度) 邑南町	13,801	13,801	2,702	2,159	543	523	33.7	431
2008年度 (平成20年度) 邑南町	12,578	12,578	2,585	1,873	712	563	33.0	506
2013年度 (平成25年度) 邑南町	11,662	11,662	2,640	1,836	804	620	39.1	275
2013年度 (平成25年度) 島根県	712,284	712,107	246,613	213,416	31,134	949	25.0	21,459

資料:「2003年度(平成15年度)一般廃棄物処理実態調査」

「2008年度(平成20年度)一般廃棄物処理実態調査」

「2013年度(平成25年度)一般廃棄物処理実態調査」

(2003年度(平成15年度)は羽須美村、瑞穂町、石見町の合計値または平均値)

### 今後の方向性

- 循環型社会の構築をめざし、3Rの取り組みを引き続いて推進します。中でもリデュース、リユースに重点を置き、ごみの排出量の削減を図ります。
- 町全体での取り組みとなるよう、出前講座を利用し、地域や職場、学校でのマナーと意識の向上を図るなど、町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進策などを明らかにし、推進・啓発に努めます。
- 邑智郡総合事務組合設置の可燃ごみ焼却処理施設について、次期可燃ごみ処理体制の検討に併せて施設設備の更新を図ります。
- 公害防止のための取り組みを推進します。
- 火葬場の維持修繕を適切に行い、施設の長寿命化を図ります。

## 第3節 再生可能エネルギーの利活用推進

### 現状と課題

- エネルギー分野においては、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、電力の安定供給に対する懸念が全国的に高まっています。国においては、エネルギー基本計画（第四次）において、原発依存の低減や再生可能エネルギーの導入拡大といった方針転換が示されるなどエネルギーを取り巻く環境は大きく変化してきています。
- 本町では、住宅用太陽光発電の設置を促進し、町内の設置率は高い状況となっています。健康センター元気館においては、大規模な太陽熱集熱システムを設置し、給湯や暖房にも利用されています。また、大型の蓄電池を備えた太陽光発電システムも導入しており、災害時の避難所としての機能強化が図られています。さらに、元水明カントリークラブにおいては、山陰最大級のメガソーラー設置に向けた計画が進行しています。公共施設の有効活用においては、公共施設の屋根を民間に有償で貸し出しており、太陽光パネルの設置を通じて、再生可能エネルギーの利用推進につなげています。
- 木質バイオマスエネルギーにおいては、2015年（平成27年）に木質バイオマス発電所が江津市で完成し、今後木材の需要が高まることが期待されることから、本町においても、木質チップの生産施設を整備しました。また、本町の林業を牽引している邑智郡森林組合にはチップ製造機械もあり、木質チップを供給する拠点となることが期待されます。今後は木質チップの原材料を安定的に確保できる体制を整えていく必要があります。
- 小水力発電においては、県の候補地として調査が行われており、県の今後の動向を把握しながら、小水力発電について検討を進めていく必要があります。

### 今後の方向性

- 環境にやさしいエネルギーを生かすまちをめざして、省エネルギーや地球温暖化等に対する啓発活動を進めます。
- 町民参加によるエネルギーの地産地消を推進します。
- 木質バイオマスエネルギーの導入を促進し、林業等の活性化を図ります。
- その他再生可能エネルギーの導入についての調査研究を進めます。

## 第4節 安心の治水対策の推進

### 現状と課題

- 河川について本町では、一級河川のうち国管理が1河川、県管理が50河川、普通河川が143河川、砂防河川が50河川となっています。これらの河川は自然護岸が多く河川断面積が狭いうえ、周辺山林の伐採や開発などにより、保水力の低下による災害の発生が懸念されます。
- 2013年（平成25年）8月には、異常気象による集中豪雨により多大な被害が発生しました（平成25年8.24豪雨災害）。町内には土石流危険渓流が502箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が552箇所あり、荒廃渓流の土砂災害防止対策が急務となっています。
- 一方で、河床への土砂の堆積や葦の繁茂への対策など河川の美化に向けた取り組みが求められています。

### 今後の方向性

- 防災対策としての河川改修、砂防、治山事業を促進します。
- 河川美化を推進するための河川愛護団体の育成を図ります。

## 第5節 災害に強い防災体制の確立

### 1 地域防災力の向上対策

#### 現状と課題

- 平成 25 年 8.24 豪雨災害のような災害が発生した場合、避難誘導や救助活動など行政の力だけでは対応できないため、自主防災組織の力が必要となります。現在 39 自治会中 28 の自治会において自主防災組織が立ち上がっています。
- また、自主防災組織の中で主導的な役割を担う防災士の育成が必要不可欠となっています。本町では 2011 年度（平成 23 年度）から資格取得に対する支援を継続的に実施しており、現在までに 67 名の防災士が誕生しています。
- 町民の防災に関する意識では平成 25 年 8.24 豪雨災害もあり、自主防災組織による自主的な訓練が実施されるなど防災意識は高まっています。今後も町民一人ひとりの防災力の向上に向けて、継続的に取り組んでいく必要があります。
- 庁内において、2012 年度（平成 24 年度）から危機管理課を設置し、町の消防防災・危機管理体制等について総合的な整備を実施しています。
- 災害時の近隣市町との連携として、江津市と邑智郡の 3 町及び北広島町とで県境隣接広域消防相互応援協定を結んでおり、また、安芸高田市、三次市、北広島町においては、それぞれの自治体において災害時相互応援に関する協定を結んでおり、災害発生時の相互応援や被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を行うこととしています。

#### 今後の方向性

- すべての自治会での自主防災組織の結成と継続的な活動支援を行います。
- 各自主防災組織に最低 1 名以上の防災士が存在することを目標とし、防災士の資格取得に対する支援を進めます。
- 町民自ら「自分の命は自分で守る」という意識の醸成を図るため、防災訓練や講習会等を通じて意識の醸成を図ります。
- 毎年 8 月 24 日を「邑南町民防災の日」と定めており、安全・安心のまちづくりのさらなる向上のため、広く防災運動を推進します。

## 2 避難所機能の充実と物資等の備蓄推進

### 現状と課題

- 災害時の避難体制として情報伝達体制の整備、明るいうちの避難の呼びかけである「避難予報」制度を新設するとともに、緊急時に命を守る「地域緊急避難場所」の選定等について、地域住民の意見を伺いながら体制づくりを進めてきたところです。
- 避難所について、本町では 89 箇所の指定緊急避難場所があります。当該避難場所である自治会館または集会所等の中には、避難場所として必要な情報収集をするための防災行政無線戸別受信機、あるいはテレビやラジオ等が無い避難場所が存在します。避難者への情報伝達は必要不可欠であり、避難者に配慮した情報を受発信できる機器等の設置が必要となっています。
- また、指定緊急避難場所の中には、警戒区域の中に存在するものもあり、避難者の安全を確保するため、警戒区域にある避難所について安全を確保する措置を講じていく必要があります。
- 2013 年度（平成 25 年度）に整備した町の防災備蓄センター内に、非常食や毛布等を備蓄していますが、今後も非常時に備えた日用生活物資等を継続的に備蓄していく必要があります。
- 島根原発において事故が発生した際、本町は松江市白湯地区の住民を受け入れる必要がありますが、その規模は 3,000 人に及び、それに備えた準備も必要となります。

### 今後の方向性

- 指定避難場所の機能の充実を図ります。
- 緊急物資の備蓄を計画的に行います。

## 3 消防装備等の充実強化

### 現状と課題

- 常備消防については、広域常備消防として江津邑智消防組合が組織されており、現在町内に 3 箇所の出張所が配置されています。また、広域消防無線は 2014 年度（平成 26 年度）にデジタル化され運用が開始されています。さらに、高規格救急自動車または消防ポンプ自動車等も耐用年数に応じた更新が計画的に実施され、消防力の維持・強化につながっていますが、財政面での負担は大きく、効率的な運営と財源の確保が課題となっています。
- 消防団については、現在条例定数は 580 人で、本部と 12 の分団で構成されています。設備としては、消防ポンプ自動車、消防ポンプ付き積載車、消防ポンプ等を有していますが、できる限り長期間活用できるよう適切なメンテナンスを行いながら、計画的に更新することが必要となっています。

- 団員数については、2015年（平成27年）9月時点で、547名となっており条例定数に対し欠員を生じた状態が続いています。また、消防団員の活動時における安全を確保するため、消防団の装備の基準に基づき、ライフジャケット、安全靴等装備品の整備を実施してきましたが、装備の基準に示す項目すべてを満たしている状況ではないため今後も計画的な装備の充実が求められます。
- 耐震性貯水槽については、計画的に整備を行ってきましたが、未だ水利を得にくい地域が存在しています。
- 防災行政無線については、現在アナログ波による運用を行っていますが、デジタル化への対応を検討する必要があります。

### 今後の方向性

- 常備消防については、江津邑智消防組合の消防力の維持・強化を図ります。
- 消防団については、引き続いて若年層の入団を促進するとともに、分団構成等総合的な見直しを行います。また、機材の効率的な運用体制を構築します。
- 消防機材の計画的な更新と適切なメンテナンスに努めます。
- 消防団員の安全装備の充実を図ります。
- 耐震性貯水槽の整備を進めます。
- 防災行政無線のデジタル化への対応を検討します。

## 第6節 町民を守る防犯・交通安全などの推進

### 1 防犯活動の推進

#### 現状と課題

- 社会変化の影響に伴い、犯罪は多種多様にわたり、対応が複雑化し、また低年齢児への犯罪が大きな社会問題となっています。
- 高齢者に対する振り込め詐欺といった犯罪や消費者問題もあり、高齢化の進展、共働き世帯の増加、核家族化が進行しているなか、地域の身近な見守り機能を確保していくことが重要です。

#### 今後の方向性

- 防犯体制では、警察をはじめ、行政、学校、各種団体、地域住民が情報を共有し、互いに連携を図り、地域の防犯に対する意識高揚に努めるとともに、地域は自分たちで守る体制づくりを進めます。
- 子どもの見守り活動として、子ども安全センターや青色防犯パトロールの活動を一層推進します。
- 犯罪を抑止するきれいな生活環境の維持に努めます。
- 振り込め詐欺などの消費者問題について、防災行政無線やケーブルテレビにおいて積極的な周知を図ります。
- 消費者問題協議会を中心に情報の収集と発信に取り組み、消費者被害の未然防止に努めます。

## 2 交通安全の推進

### 現状と課題

- 交通安全については、車社会の発展と道路網の整備により快適でスムーズな移動が実現されていく反面、全国で事故が多発し多くの尊い命が犠牲となっています。特に、飲酒運転による事故や高齢者が当事者となる事故が増加しています。
- 本町には、浜田自動車道や国道 261 号など比較的交通量の多い路線があることや、冬期間の凍結や積雪により、郡内では交通事故が最も多くなっています。死亡事故も発生しており、その対応が求められています。

### 今後の方向性

- 交通安全対策として川本警察署、交通安全協会・各地区分会と連携して、交通安全に対する意識啓発を行います。
- 学校や保育所等での交通安全教室や高齢者の運転教習に積極的に取り組みます。

## 3 騒音対策の推進

### 現状と課題

- 本町上空は、米軍機の飛行訓練空域に該当しており、昼夜を問わず低空飛行訓練が繰り返されています。
- この騒音対策については、県西部5市町により米軍機騒音等対策協議会が設立されており、5市町足並みを揃え、国等に対して要望活動を展開していますが、改善されていない状況です。
- 町では、独自に騒音測定器を導入し飛行実態のデータを収集しているところです。

### 今後の方向性

- 米軍機騒音等対策協議会により、外務省や防衛省に対し、訓練飛行中止の要望活動を粘り強く継続実施します。
- 要望に際しての資料となるようデータ収集と分析を進めます。

## 第7節 定住支援と住まいづくりの推進

### 1 定住支援

#### 現状と課題

- 定住支援は、本町の重点施策として位置づけており、転入者の確保を継続していくことが大きな目標です。
- 本町では合併以来、定住支援策を講じてきましたが、2011年度（平成23年度）より「日本一の子育て村構想」を立ち上げ、町ぐるみで総合的な定住支援策を進めてきました。その結果、2013年度（平成25年度）には合併以降初めて転入者数が転出者数を上回るという社会動態が増加に転じました。
- 2014年度（平成26年度）についても、社会動態は増加となりましたが、10歳代後半から20歳代前半での転出超過は依然大きくなっています。
- 一方、20歳代後半以降の幅広い年代で転入者の増加や転出者の減少がみられるため、社会動態の増加傾向を継続させることが重要な課題となっています。

#### 今後の方向性

- 定住コーディネーターの配置や自治会等への定住促進支援員の配置を進め、移住希望者へのきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、移住後の生活などについてもフォロー体制を充実させていきます。
- 本町での暮らしを体験できるような仕組みを構築します。
- 様々な媒体や機会を活用してきめ細かな定住情報の発信を行います。

### 2 町営住宅の整備

#### 現状と課題

- 公営住宅については、耐用年数を経過している住宅戸数が管理戸数全体の約25%を占めており、それ以外の住宅も建築年度が古く老朽化が進んでおり、計画的な住宅の建て替えや改善を行ってきました。また、点在している団地の集約化や屋根・壁の防水性、内装の耐久性、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化、設備改善などを含めた住環境整備にも取り組んできました。
- 今後も地域の実情に見合った公営住宅の適正な建設や維持管理を行う必要があります。

- 特定公共賃貸住宅については、中堅所得者向けの住宅として整備してきました。今後は公営住宅の入居状況や応募状況を踏まえ中堅所得者への住宅供給を行う必要があります。
- また、住宅の整備について、移住者の住居の確保面からみると、入居できる住宅が少なく、移住してくる方のニーズに合った住宅整備も考慮していく必要があります。

#### 今後の方向性

- 町営住宅の整備に関しては、的確な将来展望による整備計画を定めた、邑南町住宅マスタープラン及び邑南町公営住宅長寿命化計画に沿って計画的に整備します。
- 移住者が入居できる町営住宅の建設を検討します。

### 3 移住者向け住宅の確保

#### 現状と課題

- 現在、本町に定住を希望される方の住宅需要に対する要望には十分に答えきれていない状況があります。空き家の整備については補助制度を活用して一定の成果は上げてきていますが、全体の住宅需要に対してはまだ不十分となっています。
- また、民間賃貸住宅の建設補助制度を活用して、民間住宅の建設を進めていますが、広く全町的に活用されるまでには至っていません。
- 空き家登録に関しては、所有者の意向に頼らざるを得ず、物件のストック件数は少ない状況であり、物件の状態も管理が行き届いているとは言い難い状況です。

#### 今後の方向性

- 遊休の町有地を住宅用地として有効に活用することも含め、民間賃貸住宅の建設を引き続いて促進します。
- 空き家については、地域の協力を得て状態の良い物件が確保できるような仕組みを構築し、空き家情報のデータ管理と情報提供を推進します。
- 自治会やNPO法人等が行う住宅改修への支援を検討します。

## 4 危険な空き家の対策

### 現状と課題

- 2013年（平成25年）7月から邑南町空き家等の適正管理に関する条例が施行され、この条例に基づき、危険と判断される空き家等について、管理者に対し危険除去の助言や指導を実施しています。
- 一方で、危険なまま放置されている空き家など、改善がみられない箇所も複数存在しています。

### 今後の方向性

- 所有者との相談窓口を設置し除却を進めます。
- 放置され続ける危険空き家に対しては、除却に係る措置を検討します。

## 第8節 適正な土地利用と地籍調査の推進

### 現状と課題

- 本町は総面積 419.2km<sup>2</sup>という広大な面積を持つ地域で、そのほとんどが山林で占められており、平地が少なく土地利用に制約があるといえます。一方、豊かな自然環境や美しい景観は本町にとってかけがえのない資源です。
- 土地は私有地である前に大切な国土であり、無計画な開発や自然の荒廃から土地を守るため、農地法等の各種法規制や開発協議等の適正な運用を図るとともに、計画的で有効的な活用が求められます。
- 地籍調査については、2014年度（平成26年度）末時点で計画面積 408.6km<sup>2</sup>に対して、調査済面積 255.4km<sup>2</sup>で、進捗率は 62.5%となっています。とりわけ山林の調査においては、土地所有者の高齢化や不在地主の増加により、境界立会が困難になっていることや、境界を知っている人が年々減少している等の問題があります。

### 今後の方向性

- 土地の利活用にあたっては、災害等に対する安全性の確保に加え、豊かな自然景観や美しい農村風景の保全に努めながら、社会性、文化性、経済性などの条件に配慮し、企業活動や住宅需要など長期的な展望のもとに適正な利活用を推進します。
- 地籍調査を計画的に実施するとともに、事業量の確保に努めます。

# 第3章 ふるさとを学び、人と文化を 育む心豊かなまち

## 第1節 生きる力を育む教育の推進

### 現状と課題

- 本町に住む子どもたちが、本町での学びを通じて世界へも羽ばたける力を育み、やがてこの町と一緒に担い支えられる大人へと成長できるよう、「地域の子どもを地域全体で育てる」を基本とした教育を推進していくことが必要となっています。
- 本町には、小学校8校、中学校3校があります。学校施設については、全校で計画的な改修工事や耐震化、老朽施設の解体等に取り組んできましたが、小中学校のうち半数以上の校舎が建設後40年を経過しているため、今後も校舎の老朽化等への対策を検討していく必要があります。加えて、広大な面積を有し積雪の多い本町において、通学等に大きな役割を担うスクールバスについても継続的な更新や整備が求められます。
- 本町の1学級の児童・生徒数はともに島根県の平均を下回っており、少人数によるデメリットを解消しつつ、地域との連携を生かすなど小規模校、少人数の良さを最大限に発揮した魅力ある学校づくりへの支援を進め、教育的な移住への足がかりとすることが今後求められます。
- 子どもたちがこれからの時代を生き抜いていくためには、単に知識の量を増やすことだけでなく、多様な考えや情報を基に判断して自分で問題を解決していく力が一層求められます。そのためには、学び合い学習を推進し、子ども同士で教え合い学び合って成長していく必要があります。また、地域の様々な資源の活用や課題の解決策などを子どもたち自らが提言し社会参画することを通して、ふるさとへの誇りを持ち将来の進路につないでいく取り組みも必要となります。
- 学習に関する支援として、様々な困難を抱える児童・生徒に対する生活・学習支援員等の継続的な配置など、学びやすい環境づくりを進めています。また、豊かな読書活動の推進を図るための学校司書の配置や不登校等の対応のための教育支援センターの活動を行っています。
- また、学校のICT<sup>6</sup>化についてはパソコンや電子黒板の導入など整備を進めてきましたが、情報技術や地域、家庭などめまぐるしく変化する社会潮流を適切に捉えた方針の検討が求められます。

<sup>6</sup> ICT (Information and Communication Technology)  
コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

- ふるさと教育については、子どもたちが郷土への誇りや愛着を持ち、将来の担い手となるよう、地域学校の取り組みなどを通じて、地域との連携を図りながら文化や歴史などの学びや自然・社会・生活体験活動の取り組みを進めています。今後は学校教育における校種間での系統や連携づくりや、保護者の参加に向けた取り組みが一層求められます。
- また、キャリア教育についても、小中高の一貫した取り組みが必要です。福祉・医療・農業の担い手だけでなく、新たな仕事を創り出す人材育成など、子どもたちの将来の就業実現に向けて、様々な応援ができるような支援体制づくりを進める必要があります。
- 食育の推進として、邑南町食育推進計画に基づき、農作物の栽培や、簡単なレシピの料理やお菓子づくりなど体験を中心とした、食について学べる機会づくりを進めています。
- 地産地消については、給食センターにコーディネーターを配置したことにより、地産地消率が高まってきています。今後も食育推進委員会や農林業者など食育・地産地消に関する関係機関や団体と連携を図りながら全町で取り組んでいくことが大切です。

## ◆◆データからみる邑南町◆◆

### ■小学校の現況（2015年（平成27年）5月）

（単位：人・クラス）

区分	児童数	通常学級数		特別支援学級数
		総学級数	内複式学級	
口羽小	31	4	2	0
阿須那小	30	4	2	1
高原小	38	4	2	2
瑞穂小	131	6		2
市木小	23	3	3	0
矢上小	144	6		0
日貫小	15	3	2	0
石見東小	75	6		1
計	487	36	11	6

資料：「2015年度（平成27年度）学校基本調査結果報告書」

### ■中学校の状況（2015年（平成27年）5月）

（単位：人・クラス）

区分	生徒数	通常学級数		特別支援学級数
		総学級数	内複式学級	
羽須美中	21	3		0
瑞穂中	91	3		2
石見中	145	6		2
計	257	12	0	4

資料：「2015年度（平成27年度）学校基本調査結果報告書」

## 今後の方向性

- 学校内外での学び合い学習を進めることや生きる力を育むことを前提に認め合い、高め合い、磨き合う場づくりを提供することで、人間としての調和のとれた児童・生徒を育て、この町の将来を担う人材としての人づくりを進めます。
- また、保育所・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の連携を図るための体制づくりを進めるとともに、学び合い学習の授業づくり研修により教師力の向上や、学級づくりを進めます。
- 学校施設の老朽化に対応するため、計画的な改修、改築を図ります。
- 児童・生徒を取り巻く環境の変化を考慮しつつ、すべての子どもたちの人権が尊重される環境づくりを進めます。
- 新学習指導要領の趣旨に基づいた教育活動の充実を図るとともに幅広く学校、家庭、地域が一体となった教育活動を模索します。
- 児童・生徒が教育や相談が受けられるための環境の充実や、学校司書、学習支援員等の配置を継続して実施します。
- 児童・生徒の安全対策として、子ども安全センターを中心に地域の防犯意識の高揚や見守り活動を進めます。
- 人権教育、食育、読書の普及、キャリア教育、外国語指導助手の配置、ICT化への検証などを通じて学校教育の充実を図ります。
- 地域に開かれた学校づくりにより、ふるさと教育の充実を図ります。
- スクールバスについては、安全な運行を基本に、児童生徒の状況に応じた計画的な整備を行います。
- 教職員住宅については、郡内出身の教員割合が少なくなることや学校規模の状況も勘案し整備を進めます。
- 学校給食については、運営の在り方の検証や安全でおいしい給食の供給のための地産地消の推進や危機管理体制等の充実を図ります。

## 第2節 地域を担う人材の育成

### 1 人づくり・地域づくり・まちづくりを推進する社会教育

#### 現状と課題

- 地域の生涯学習の拠点として、公民館が「集い・学び・結ぶ」をキーワードに様々な学習の場の提供や地域課題の解決に取り組んでいます。公民館はよりよい暮らしや地域づくりに向け、課題の発見から解決への学びや活動など、町民の主体的な学び合いを通して、町民同士の交流や仲間づくりを支援する場であることをいま一度再確認するとともに、より一層幅広い公民館活動にするために若者や女性が積極的に参加できるよう工夫していくことや、地域にとってなくてはならない施設となるよう努めていく必要があります。
- また、図書館は読書普及活動として郷土資料・地方行政資料・図書その他必要な資料収集及び通常の貸し出し業務のほか、学校・公民館・読書ボランティア等と緊密に連携し、読書普及研修、おはなし会などの開催や、子育て支援の取り組み等その奨励を行っています。
- 社会教育事業を行う団体として役割を担っている邑南町連合婦人会、邑南町PTA連合会への助成を行っています。今後も活動支援を行っていくとともに、地域課題に即した取り組み等について指導助言していける地域リーダーの育成を進める必要があります。
- スポーツ活動においても、スポーツ推進委員協議会や体育協会など町民主導型で社会体育に取り組んでおり、今後も子どもから高齢者、障がい者まで楽しめる生涯スポーツの推進に力を入れていけるよう、スポーツ指導を行える人材育成や場づくりを進めていくことが必要です。
- 国際化社会が進展する中で、国際理解を深めることも重要となっています。外国人観光客も増加しており、人材育成を含めた対応が必要となっています。

#### 今後の方向性

- 複雑多岐にわたる今日的諸課題に対応するため、学習を通して人づくりを図り、地域づくり・まちづくりを推進する原動力となるよう、社会教育行政は情報の受発信を行い生涯学習の中核的な役割を果たさなければなりません。
- 今後は、学校教育や社会教育をはじめ町行政、民間の活動等との幅広い連携のもとに、人々の生涯にわたる自主的な学習及び地域社会の喫緊な課題の抽出及びその解決につながるような学習活動の支援に努め、関係機関との有機的な連携を図り、生涯学習推進計画に基づき、社会教育を推進します。
- 国際交流員等の配置を検討するとともに、公民館などでの学習機会の提供、町内の活動組織や島根大学などとの連携を通じて国際理解を深める活動を推進します。

## 2 矢上高校・石見養護学校支援

### 現状と課題

- 島根県立矢上高等学校（矢上高校）は、過疎化や少子化などの影響により、定員割れが続いており、今後さらに生徒数の減少が見込まれることから、存続が困難となることも予測されています。仮に廃校となった場合は、多くの生徒が遠方への通学を強いられるなど教育格差が生まれるとともに、地域の活力が失われることとなります。そうならないためにも、高校において、更に高い学力、豊かな人間力、生きる技が身につく環境を整備する必要があります。
- 矢上高校の学習環境として、2015年（平成27年）6月にウェブ会議システムによる双方向型の講座「東大NETアカデミー」がスタートし、東大講師による大学受験に向けた学習方法等の講座が行われています。さらに、2015年（平成27年）8月には現役東大生による対面授業も実施されるなど、都市部との教育環境の格差を縮小する取り組みが進められています。
- 矢上高校の魅力を町内外へ伝えるうえでは、生徒が充実した学校生活を送れるよう、授業・部活・寮生活や通学等様々な面における支援体制の充実を図る必要があります。
- また、島根県立石見養護学校には、全校で33名の児童生徒が通っており、福祉施策や就労施策と連携した学校支援を進めています。

### ◆◆データからみる邑南町◆◆

#### ■高等学校の現況（2015年（平成27年）5月）

（単位：人・クラス）

名称	学科	学級数	生徒数
島根県立矢上高等学校	普通科	6	161
	産業技術科	3	77

資料：島根県立矢上高等学校

#### ■養護学校の状況（2015年（平成27年）5月）

（単位：人・クラス）

名称	区分	学級数	生徒数
島根県立石見養護学校	小学部	5	6
	中学部	3	6
	高等部	6	21

資料：島根県立石見養護学校 ※学級の設置は学年だけでなく、障がいの程度により編成

## 今後の方向性

- 矢上高校魅力化コーディネーターを配置し、教員と協力しながら学校の魅力化を図る体制を構築します。
- 生徒が地域のイベントに参加するなど、地域住民との交流の機会を増やし、行政や学校だけでなく、地域で支えられているという意識を啓発する取り組みを行います。
- 県外から生徒を募集するうえで、寮の設備を充実するほか、地域住民との交流会を開催し、親元から離れることに対する精神面でのサポートや、生活指導など、受け入れ体制の充実を図ります。
- 石見養護学校児童生徒の社会参加やスポーツ活動などを支援します。

## 第3節 人権教育・啓発の推進

### 現状と課題

- 本町では2005年（平成17年）に「人権尊重の町」及び「非核平和の町」宣言を、2014年（平成26年）には「男女共同参画推進の町」宣言を行い、また、2007年（平成19年）には「邑南町同和問題啓発・教育基本構想」を、2015年（平成27年）には「邑南町人権施策推進基本方針」の策定を行いました。これらの方針に沿って、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代へと継承されていくようなまちづくりを進めています。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、2005年（平成17年）に邑南町人権・同和教育推進協議会を設立して以来、町民や職員をはじめとする事業所、PTAを対象とした研修会開催や、12公民館単位での人権・同和教育を推進しています。また、人権・同和教育推進事業への参加者の固定化を解消するために研修内容、方法等今後も学校と公民館が連携して教材を作成し啓発につなげるなど新たな取り組み等を検討していくことが必要となっています。
- 男女共同参画に関しては、「邑南町男女共同参画計画」を2012年（平成24年）3月に改定した後期計画に基づき男女共同参画のまちづくりを進めています。
- 男女共同参画推進団体2団体と連携し、講演会や研修会を行っているほか、町内の女性会議を2015年度（平成27年度）に設置しています。今後も、職場・家庭・地域において男女共同参画意識が十分浸透するよう取り組みを進めることが大切です。

### 今後の方向性

- 人権・同和問題の解決に向けて、本町ではこれまでも正しい理解と認識を培うため、学習の場を設け啓発活動を行ってきましたが、未だ解決したとはいえない状況にあるため、行政・学校及び地域などの連携による推進組織の活動や啓発手法の充実を図り、同和問題をはじめ障がいのある人・高齢者・性的少数者・外国人に対する差別などあらゆる差別の解消に向け、町民一人ひとりが主体的に取り組めるよう、人権・同和教育を積極的に推進します。
- また、東京パラリンピック事前キャンプ地誘致等の動きがある中、今まで以上に障がいについて理解を深め必要な配慮を自然にできるよう啓発等に取り組んでいきます。
- 人権教育や意識啓発を推進することにより、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをめざすとともに、男女がともに支えあい誰もが個人として尊重され、主体的に自らの個性や能力が発揮できる、明るく豊かな男女共同参画社会の構築を図ります。

## 第4節 地域文化の創造

### 現状と課題

- 瑞穂ハンザケ自然館では、飼育展示水槽内での「特別天然記念物オオサンショウウオ」の3年連続の産卵・ふ化に成功し、国内外で評価されています。
- 邑南町郷土館と瑞穂ハンザケ自然館は、しまねミュージアム協議会に加盟しており、県内博物館等とのネットワークを構築しながら本町の自然や歴史・文化に関するPR活動や調査研究を行っています。
- 本町は古来より鉄を産出しており、「たたら製鉄」関連の遺跡が無数に所在しています。砂鉄採取法である「鉄穴流し」の後には、鉄穴残丘のある盆地の景観「於保知盆地」や棚田のある風景が生まれました。さらに、石見の銀山の一翼を担ったと考える「久喜・大林銀山遺跡」の調査研究を進めており、銀・鉛を産出した産業遺産の歴史的・文化財的価値の発掘やその裏付けに取り組んでいます。今後も、主要遺跡周辺の整備を進めるとともに、各種活動団体等との連携を図りながら、地域文化の魅力発信を行っていくことが必要となっています。
- 町民が一級の芸術や文化に触れることは大切であり、その機会をつくる必要があります。
- 伝統行事の「次の日祭」（町の無形民俗文化財）では、地元中学生が「傘鉾」の制作に参加しながら伝統の継承に取り組んでいます。また、2012年度（平成24年度）には「鹿子原の虫送り踊」の保存会が「地域ポーク賞」を受賞するなど、地域固有の伝統文化の振興や後継者の育成・伝承への取り組みが進められ評価もされています。また、神楽や田植えばやしなどの伝統芸能の継承も積極的に進められています。その一方で、伝統文化や伝統行事などを継承するための制度づくりや、ネットワークを活用した人材活用には至っておらず、今後もこれらの充実・強化が求められます。

### 今後の方向性

- 郷土の文化や文化財を大切に、愛郷心を育てる事業の推進や活動の充実を図ります。
- オオサンショウウオや遺跡をはじめ、有形・無形の文化財等の保存・継承及び展示施設等の整備や活用を推進します。
- 専門家の協力を得ながら、町の自然、歴史・文化に関わる地道な調査研究を積み重ね、その成果を学校教育や社会教育を通じて、町民に還元します。また、学術的な価値づけを行い、将来の本町の文化の創造につなげます。
- 第一級の芸術や文化に触れる機会をつくるとともに、地域の伝統芸能の保存継承や後継者育成を支援します。

# 第4章 地域資源を生かした 活力あふれるまち

## 第1節 地域産業としての農業の振興

### 1 農業の担い手の育成と確保

#### 現状と課題

- 水田農業の担い手としては、農事組合法人等の集落営農組織の法人化に加え、新しい動きとして集落営農の維持に加えて地域コミュニティの維持活動を合わせて行う合同会社も設立されています。
- しかしながら、既に設立された法人においても担い手の確保問題や経営の多角化など新たな問題に直面しています。また、法人化に至っていない集落においても、中山間地域等直接支払制度の活用などにより、農作業受託組織や農機具共同利用組織が結成され、機械設備の過剰投資を防ぐ取り組みや共同作業による農地の維持保全の取り組みが行われていますが、担い手不足により組織化が困難な集落もあります。
- 一方、専業で経営が安定している園芸農家や畜産農家においても、高齢化と担い手の確保が課題となっています。町独自の農業研修制度により新しく就農する若者も増えていますが、引き続き多様な担い手の確保対策が必要となっています。

#### ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

##### ■総農家数の推移

(単位:戸)

年	総農家数				
	総数	自給的農家	販売農家	専業	兼業
2000年 (平成12年)	2,596	591	2,005	458	1,547
2005年 (平成17年)	2,350	618	1,732	450	1,282
2010年 (平成22年)	2,042	607	1,435	463	972

資料: 2000年世界農林業センサス、2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス

■法人や認定農業者等の状況

	2010年度 (平成22年度)	2015年度 (平成27年度)
農事組合法人	13法人	19法人
うち特定農業法人	12法人	2法人
特定農業団体	5団体	3団体
合同会社	0法人	3法人
認定農業者	59個人・団体	59個人・団体
認定新規就農者	0人	8人

資料：農林振興課

今後の方向性

- 若者の農業離れを食い止め、持続的な地域農業の発展をめざすため、引き続き集落営農型法人（農事組合法人）や特定農業団体、合同会社等の設立を支援します。
- 次世代を担う意欲ある若い人材を確保・育成するため、担い手となる人材を広く募り、技術の習得に加え定住も含めた総合的な就農支援対策に取り組みます。
- 矢上高等学校産業技術科との連携をはじめ、大学等の研究機関とも連携を図り新しい農業のあり方を研究します。
- JAや地域の営農組織等と連携して、担い手育成の主体となる組織を支援します。
- 定年帰農者等多様な担い手の確保を進めます。

## 2 農業の収益性の向上

### 現状と課題

- 水田農業においては、小規模経営の割合が高く、米価の低迷等により所得が大きく低下しています。国の所得補償制度についても今後の動向は不透明な状況となっており、生産コストを低減させ収益性を向上させるための取り組みが必要となっています。
- 野菜や花などの園芸作物においては、経営体の販売額が1千万円を超えるものもあり、規模拡大の意向をもつ経営体もありますが、園芸用のハウスの整備費用、出荷調整に係る労力負担等が支障となっている状況もあります。野菜の産出額は1993年（平成5年）の6.8億円をピークに減少傾向にあり、現在は年4億円程度と推計されています。需要、流通形態の変化により小規模産地の市場競争力が低下する中で、重点作物の産地力の強化と需要に即した生産・販売体制の確立が課題となっています。

- 畜産の状況について、肉用牛においては石見和牛としてブランド化を図り認知度も上がってきていますが、和牛飼育農家が減っており、需要に対し供給が追いついていない状況となっています。また、肥育素牛の不足が子牛価格の高騰を招いており、肥育農家の経営を圧迫しています。
- 一方、集落営農においては、獣害対策として放牧をはじめた組織もあり今後に期待がかけられています。
- 酪農においては、乳牛の数は比較的安定して確保されていますが、経営体は減少しています。多頭飼育を図るうえの排泄物処理の問題や設備投資に係る費用が多額であることから新規の経営参入は厳しい状況となっています。また、輸入飼料の価格が高止まりしており、経営を圧迫する要因となっています。

## 今後の方向性

- 水田農業については、「石見高原ハーブ米」等の特色のある米作りを推進します。
- 転作作物については、飼料用作物、大豆等を中心として、集落営農組織による団地化を図り、生産性を向上させます。
- 地域の実情に即した多様な転作作物の生産振興を図ります。
- キャトルステーション<sup>7</sup>、繁殖センターなど、和牛飼育支援の仕組みづくりを行います。
- 生産性の高い農地を確保するため、ほ場整備や農業用施設の改修支援などの農業基盤整備に引き続き取り組みます。
- 優良農地の担い手への集約を推進し、生産性の高い農業基盤を確保します。
- 担い手となる経営体の規模拡大や経営の安定を支援します。
- 畜産の新規就農者を育てるための農業研修制度を検討します。
- 良質な堆肥の供給体制の整備を促進します。
- 野菜、花などについて、需要に即した生産販売を促進するため、生産基盤の整備を支援するとともに生産指導體制の強化を図り、産地力を強化します。
- 環境に配慮した高品質で付加価値の高い農産品のブランド化、食と農の6次産業化を推進します。
- 情報発信体制を強化するとともに都市交流を進め販売先の確保を図ります。

<sup>7</sup> キャトルステーション

肉用牛の繁殖農家で生まれた子牛を子牛市場に出荷するまでの間、飼育管理を行う施設。均一な飼育管理による良質な子牛を生産するとともに、繁殖農家の労働負担を軽減することができる。

### 3 農業・農村資源の保全と活用の推進

#### (1) 耕作放棄地の拡大防止と鳥獣被害の防止

##### 現状と課題

- 本町の経営耕地面積は、2010年（平成22年）農林業センサスでは1,517haとなっており、2000年（平成12年）と比較すると270ha減少しています。1農家あたりの経営耕地面積は2010年（平成22年）で0.74haとなっており、2000年（平成12年）と比較すると0.05ha増えています。
- 主食用米の栽培面積は年々減少しており、転作面積が増加しているため、これらが不耕作地化しないよう中山間地域等直接支払制度に取り組むことや飼料用稲・飼料用米の推進による転作の拡大等で対応してきたところですが、耕作放棄地面積は拡大傾向にあります。
- また、2014年度（平成26年度）には農業従事者の高齢化による離農などに対して、農地の活用と保全を図るための国の制度として農地中間管理機構の窓口が設置されましたが、活用が進んでいない状況です。
- 一方、イノシシ、サル、カラスなどの鳥獣による農作物への被害が深刻となっており、防護柵等の設置支援や捕獲を進めてきたところです。農家にとって日常の対応が必要になっており、大きな負担となっています。また、猟友会会員や有資格者の高齢化などの課題が生じています。

##### 今後の方向性

- 集落営農の組織化や担い手への集積を通じて農地の利用促進を図るとともに、不在地主の把握や啓発を推進します。
- 耕作放棄地の解消、防止のため、農地の再生利用や施設の長寿命化を支援します。
- 鳥獣被害防止については、研修会の開催や先進事例調査を行うとともに、「防護対策」及び「捕獲対策」に平行して取り組みます。また、狩猟免許取得者の養成などの後継者対策を行います。
- 地域資源としての野生動物の活用（ジビエ料理<sup>8</sup>食肉加工など）を進めます。

<sup>8</sup> ジビエ料理

狩猟によって、食材として捕獲された野生鳥獣を使用した料理のこと。

## (2) 農産物の地産地消の推進

---

### 現状と課題

- 地産地消の推進にあたっては、保育所や学校、社会福祉施設等において本町の農産物を提供するとともに、農産物直売所等において地元の農産物を販売するなど取り組みは進みつつあります。
- 一方で、地産地消を行っていくための年間を通じた安定生産と安定供給はまだ十分とはいえない状況です。

### 今後の方向性

- 生産者、JA、施設、商店・販売所等の連携を強化し生産体制の整備を進めます。
- 安全・安心な農産物の生産、加工、貯蔵、販売体制の整備を行います。

## 第2節 多目的活用による林業の振興

### 現状と課題

- 本町の森林資源の状況は、総面積のうち森林面積は2013年度(平成25年度)現在36,252haで、林野比率は86.5%となっています。所有形態別にみると、国有林が1,114ha、民有林が35,138haであり、森林の管理は民有林が中心となっています。昭和30年代から公団造林、県公社造林、町行造林などの造林事業に積極的に取り組んできたことにより、人工林は14,742haで人工林率は42%となっています。(2014年度(平成26年度)県平均37%)
- 林業の状況について、産業構造の変化による第一次産業の衰退と過疎化により、森林所有者の高齢化や不在化、世代交代が進んでいることや、木材価格の低迷が続いていることにより、所有者の森林管理意識の低下や投資意欲の減退などの山離れが進んでいます。また、森林における地籍調査の進捗状況も5割程度と遅れており、境界や所有者が不明確な森林も発生しています。
- 人工林の多くは、収穫時期を迎えており、合板に用いられるB材<sup>9</sup>やチップなどに用いられるC材は需要があり、特にC材や林地残材については、木質バイオマス用の燃料としての利用が見込まれています。今後は建築用材等に用いられるA材の需要喚起が必要となっています。
- 特用林産物の状況では、シイタケ等を栽培しています。シイタケについては、石見地域を中心に栽培しており、本町の主要な特用林産物となっていますが、生産者の高齢化と後継者不足が課題となっています。

### 今後の方向性

- 戦後取り組みを行ってきた拡大造林が収穫期を迎えており、島根県で提唱している「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実践を推進します。
- 担い手の育成と邑智郡森林組合など公共的団体との連携による生産体制を確立します。
- 効率的な経営環境を確保するため基幹林道の整備に合わせて作業道等の路網整備を進めます。
- 公共施設や住宅等への町産材活用を推進します。
- 林地残材を含めた木質バイオマスとしての活用を進めます。
- 特用林産物のブランド化を進めます。
- 水源涵養や自然環境保全など森林の社会的、公益的機能が重視され、保健・レクリエーションの場としても見直されていることから、町民参加による自然学習や交流など多目的な活用を推進します。

<sup>9</sup> A・B・C・D材

木材を品質や用途によって分類するときの通称であり、A材は製材、B材は合板や集成材、C材はパルプやチップ、D材は搬出されていない林地残材などに分類される。

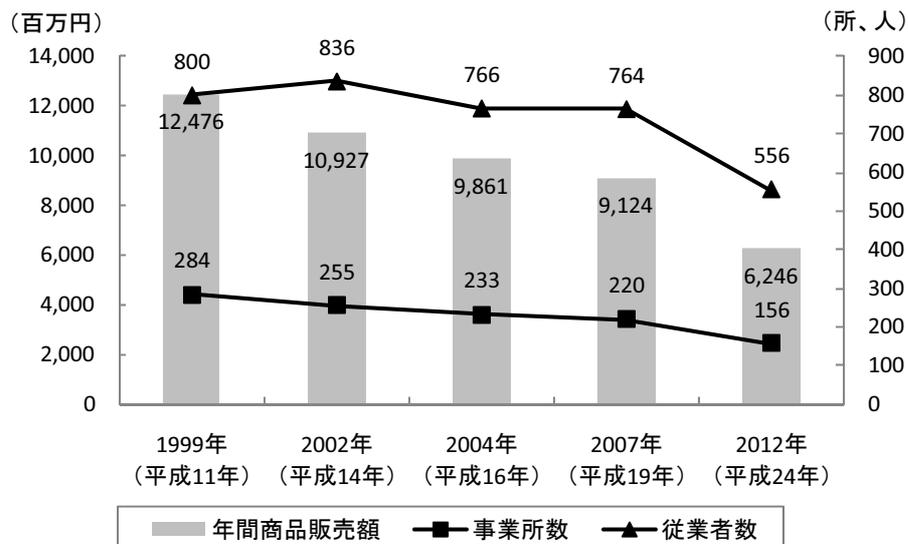
### 第3節 活力ある商工業の振興

#### 現状と課題

- 本町の小売業・卸売業の状況について、2012年（平成24年）では事業所数が156店、従業者数が556人となっており、年間商品販売額が約62億円となっています。2007年（平成19年）との比較では、事業所数が29.1%、商品販売額は31.5%減少しています。これは、消費者ニーズの変化、経営者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化など複合的な原因によるものと思われます。また、地域によっては日常生活に必要な商品供給が困難なところもあるなど、商業を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっています。
- 一方、本町には大規模小売店が2店舗点在しており、さらにコンビニエンスストアが町内に進出し、地元購買率が最も高い品目の食料品、日用品、雑貨品において競争が激しくなっています。このような現状を踏まえ、消費者のニーズを踏まえた、広域圏内での商品・サービスでの棲み分けが求められています。
- 本町の製造業の状況について、2013年（平成25年）では事業所数が23件、従業者数が326人となっています。また、製造品出荷額は約79億円となっており、2009年（平成21年）との比較では9%減少しています。これらのことから、地場産業の維持発展を図るための取り組みが必要となっています。

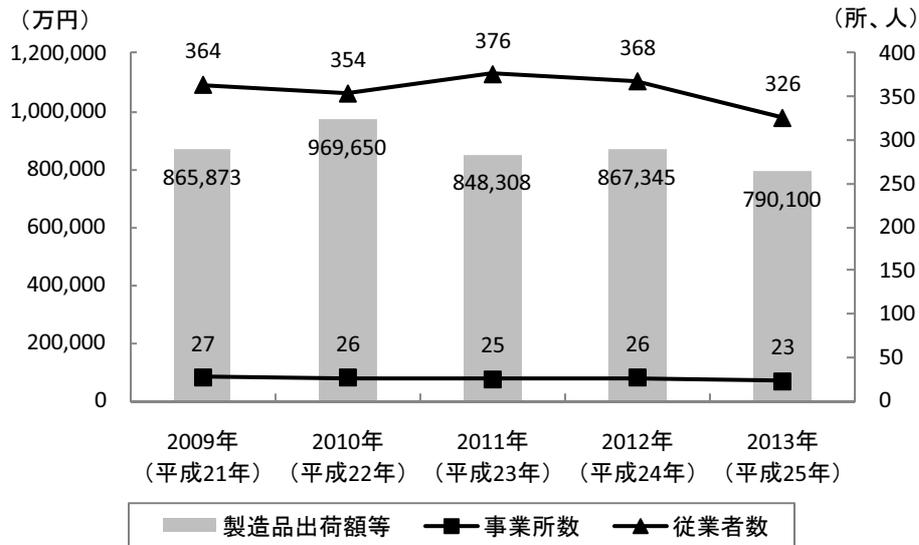
#### ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

■商業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査(1999年(平成11年)～2007年(平成19年))、経済センサス(2012年(平成24年))

■工業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料:工業統計調査

今後の方向性

- 官民を挙げて地域内消費の啓発活動を進めます。
- 町内経済を拡大するため、付加価値の高い商品・サービスを生み出すための技術革新に加え、異業種連携のコーディネート機能の強化を図ります。
- 地域における買い物弱者支援と地元購買率を高めるための店舗整備等の支援を進めます。
- 商工業等の担い手となる後継者の育成・支援サポート体制を構築するとともに、空き店舗や情報発信、消費者ニーズに対応した個々の体制づくりへの支援を行います。
- 邑南町商工会や邑南町観光協会と連携し、既存事業者の事業継承及び新規事業進出を支援します。
- 島根県や金融機関、商工会と連携した融資制度の拡充を図ります。
- 新分野・新技術の構築に向けて、大学、高校、産業支援機関等との連携・活用を図りながら各種取組みをサポートします。
- 公民館単位の地域においてコミュニティビジネスを推進するとともに支援体制を整備します。
- 製造業や建設業における技術者の育成を支援します。

## 第4節 魅力ある観光の振興

### 現状と課題

- 本町の観光の状況について、観光入込客数は2014年（平成26年）では約91万6千人（町独自集計分含む）となっています。観光地点別でみると、「瑞穂ハイランド」が約16万6千人で最も多く、次いで「香木の森公園」が約9万6千人、「いこいの村しまね」が約4万8千人となっています。
- 観光入込客数は、香木の森公園のように増加傾向にある場所もありますが、断魚溪など豪雨災害の影響で一時立ち入りができないことで減少している場所もあり、2011年（平成23年）以降はほぼ横ばいで推移しています。今後観光入込客数の増加を図っていくためには、現有する素材の有効活用を一層進めるとともに、観光と農業や製造業などの地域産業そのものを新しい観光資源として活用し、従来の「観光産業」のみならず「産業観光」としての施策を展開していくことが重要となっています。
- イベントについては本町の資源、素材を生かし、観光客のみならず参加している町民がともに楽しめる事業を展開し、全町的な運動を展開していくことが求められます。

### ◆◆データからみる邑南町◆◆

#### ■観光地点別入込客数の推移

（単位：人）

	2011年 （平成23年）	2012年 （平成24年）	2013年 （平成25年）	2014年 （平成26年）
軍原キャンプ場	54	-	-	-
ほたるの館	2,864	2,865	2,035	1,210
伴蔵山自然回帰公園	1,415	1,612	1,425	1,727
邑南町青少年旅行村	6,766	8,186	8,434	7,121
瑞穂ハイランド	160,000	170,772	174,320	166,650
水明カントリークラブ	17,154	18,900	19,928	20,519
ハンザケ自然館	5,451	5,453	6,757	6,703
断魚溪	25,797	26,046	19,113	18,832
いこいの村しまね	65,853	55,654	51,454	48,746
香木の森公園	96,765	96,483	93,349	96,708
いわみ温泉	58,610	60,331	62,110	61,855
小計	440,729	446,302	438,925	430,071
道の駅瑞穂等邑南町独自調査	※	486,416	476,078	486,402
合計		932,718	915,003	916,473

資料：島根県観光動態調査、邑南町独自調査

※ 邑南町独自調査は2012年（平成24年）から実施

## 今後の方向性

- 豊かな自然・歴史・文化を活用した観光ルートの整備を図ります。
- 民宿や農家民泊との連携を更に進め、田舎ツーリズムを推進します。
- スポーツや文化活動の合宿をはじめ、体験・学習・参加などの滞在型メニューづくりを推進します。
- 近年増加している訪日外国人観光客を本町へ呼び込むための対策を実施します。
- 本町の観光地としての知名度を上げ、観光入込客数の増加を図るため、旅行事業者との事業提携を進めます。
- 邑南町観光協会との連携を深めながら観光案内体制を強化します。
- 広島市、浜田市をはじめ近隣市町と連携し、「神楽」「特産品」「交通」など共通項を整理しながら広域的な観光を推進します。

## 第5節 地域ブランドの創出

### 現状と課題

- 本町はこれまで「A級グルメ構想」を掲げ「石見和牛肉」「石見ポーク」「石見高原ハーブ米」などブランド化に取り組むことで「邑南町」に対する知名度の向上と地域外の顧客獲得において一定の成果を得てきました。
- 一方、邑南町産農産物の中で、野菜については総称するネーミングやブランド化の取り組みが遅れていました。
- また、香木の森公園一帯では従来の「観光」に加え、「味蔵」を発信基地として新商品・サービスを付加させた食の6次産業化を図り、旅館業をはじめ他業種と連携し、観光客誘致に取り組んできました。しかし、町の観光入込客数はここ数年横ばいで推移しており、これまでの地域ブランド化の取り組みが観光・交流人口の増加にうまくつながっていない現状があります。
- このため、既存の農林業や製造業など地域産業と歩調を合わせながら、邑南町産のこだわり抜いた素材の有効活用をより一層進めるとともに、新たな「邑南ブランド」をつくることで、観光推進をはじめ、具体的な雇用の創出につなげていくことが求められています。

### 今後の方向性

- 「A級グルメ構想」に基づき基幹産業である農林業を生かした6次産業化やブランド化の取り組みを引き続き推進します。
- 「食の学校」を拠点に食文化の発信と継承を図るとともに町の伝統料理の復活や新たな郷土料理を開発します。また、地域食材の活用を推進し「食」と「農」のブランド化を図ります。
- ハーブ等の地域資源を生かし、ヘルスケア、環境、医療・美容等、今後の成長が期待される事業分野への参入に向けた新しい商品、サービスの開発を推進します。
- 邑南町産の野菜を「邑南野菜」としてブランド化を図ります。その起爆剤として「西洋野菜」の普及拡大などに取り組めます。
- 「食」と「農」に限らず、「商」「工」等の分野においても「邑南ブランド」を確立し新たな「ものづくり」産業の創出をめざします。
- 農林商工等連携による地域産品開発や販路拡大に取り組む町内企業へ支援を行います。

## 第6節 多様な働き方を可能にするしごとづくり

### 現状と課題

- 本町の農林業分野においては、担い手不足が深刻となっており、アンケート調査でも、10年後の不安として、「農業の継続が難しい」「農地の維持が難しい」という回答の割合が高くなっています。
- 雇用の受け皿として大きな役割を果たしている製造業、建設業、医療・福祉関係の事業所などにおいても、将来的な担い手不足が心配されます。
- 地域に新たな雇用をつくることは若者や女性などの定住と地域活性化に大きな効果をもたらすことが期待されるため、既存企業へのさらなる支援とともに誘致活動に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 起業支援の状況として、本町ではこれまで事業の企画・立案、資金調達等、起業・創業者が必要とする支援を一元的に行う支援機関がなく、事業者や起業希望者のニーズに迅速かつ的確に対応することが困難な状況にありました。そのような状況の中、2015年(平成27年)に町内の関係機関が連携して起業家の育成を行う「邑南町起業支援センター」を設立しました。今後は本支援センターを中心に、起業家の輩出と地元雇用の拡大に向け、サポート体制の充実を図っていく必要があります。

### 今後の方向性

- 引き続き「食」と「農」における分野で起業する人材の発掘、育成及び起業家の輩出を目指した取り組みを行います。
- 若者の就職、UIターン者の受け入れに向けた雇用機会の創出に向け企業誘致を進めます。
- 企業誘致を推進するため、町有地等や遊休施設の有効活用を一層促進します。
- 邑南町進出企業会との連携を深め、雇用の維持を図るとともに、本町への進出に興味を持つ企業に対する情報の発信を強化します。
- 邑南町起業支援センターにおいて、小さくても雇用を生むような起業家の支援、新商品・新サービス開発支援、販路開拓、企業間のマッチング支援やUIターン者の職・住に関する相談事業などを進めます。
- 起業家が起業した後もサポートする体制を整え、事業を継承できる環境づくりを推進するとともに、起業家同士のネットワークを構築し、「人が人を呼ぶ地域」の実現を目指します。
- 地域の困りごとや課題の解決に向けた新たなビジネスの創業やA級グルメ構想と連動した産業振興など、新規創業という観点からしごとづくりに努めます。
- 光ケーブルなどの情報通信網を活用した新たな雇用の創出を進めます。
- 地域おこし協力隊制度を活用し、外部人材の確保・育成の仕組みを継続し、若者の町内での起業につなげます。

# 第5章 交流と暮らしを支える 利便性の高いまち

## 第1節 地域内を結ぶ道路網の整備と施設の長寿命化の促進

### 現状と課題

- 本町内の国道・県道の2013年度（平成25年度）末の整備状況は、総実延長167kmに対し、改良率（幅員5.5m以上）が60.7%であり、道路別では、国道98.3%、主要地方道67.8%、一般県道38.2%となっており、国道、県道の舗装率は100.0%となっています。
- 本町の経済は広島県との関係が深く、三次市、北広島町、安芸高田市などへ広く広がっています。三次市へは国道375号線、北広島町へは国道261号線、安芸高田市へは主要地方道吉田邑南線が通じており、広島市へは三次市、北広島町、安芸高田市をそれぞれ経由する一般道のほか、中国自動車道及び浜田自動車道が利用できます。
- 特に主要地方道浜田作木線は、国道261号線へ通じる重要なアクセス道路であるとともに、地域を東西に貫く重要な幹線道路であり、島根県や関係機関等の協力のもと、2014年度（平成26年度）末には邑南町内39.5kmのうち32.6km（整備率82.5%）の改良が進められました。また、2015年度（平成27年度）には雪田工区が完了し冬期間の難所が改良されることにより、羽須美地域全線12.6kmについて完成する予定となっています。一方で瑞穂・石見地域においては交通の難所があり、残る区間の整備についても島根県や関係機関等と連携を図りながら進める必要があります。
- その他の主要地方道6路線（甲田作木線、浜田八重可部線、吉田邑南線、仁摩邑南線、田所国府線、邑南飯南線）については、吉田邑南線は整備が完了しており、甲田作木線、仁摩邑南線、田所国府線の3路線は整備中となっています。一方、一般県道については、地域の道路網の基幹となる路線となっていますが未改良部分が多く改良が急がれる状況にあります。
- 町道の2013年度（平成25年度）末の整備状況は、総実延長605kmに対し、改良率（幅員5.5m未満含む）は67.7%、舗装率は85.8%となっており、島根県平均（54.2%・82.5%）を上回っています。既存町道の整備状況は、島根県平均に比べ高い状況ですが、中山間地域にとって道路は重要な生活基盤であり、地域生活の実情、交通事情に応じた早期改良を計画的に進めていく必要があります。
- 一方、経済成長期に整備された公共施設の老朽化対策については、全国的に大きな課題であり、本町においても将来の財政負担が懸念されることから、計画的な対応が求められます。
- また、電動車椅子や登下校中の児童を巻き込む交通事故などが全国的に増えていることもあり、歩道及び道路路肩の安全対策も必要となっています。

- 積雪の多い本町では、冬期間における除雪対策が重要であり、通学、通勤路線の確保は、早朝時において緊急対応が求められています。このような状況の中、本町では民間建設機械の借り上げや町有除雪機械で対応していますが、近年、民間除雪機械や除雪機オペレーターが減少傾向にあり、その対策が必要となっています。
- 農道の2013年度（平成25年度）末の整備状況は、総延長103kmとなっています。農道については、未だ幅員が4m未満の農道や未舗装の農道があり、大型車の通行が困難なため農産物の搬出及び農業機械の搬送に支障を来しているところもあります。近年は、米価の低迷や後継者不足から飼料用稲、飼料米などの転作作物への作業委託が増えています。また、農業従事者の高齢化が進んでおり、農作業の効率化や農業従事者の負担を軽減するため、引き続き農道の改良や舗装が必要となっています。
- 林道の2013年度（平成25年度）末の整備状況は、総延長約196km（内町管理分188km）となっています。「島根県の森林・林業・木材産業（平成26年版）」によると2013年度（平成25年度）末の私有林面積に対する林道延長は5.6m/haで、県平均の3.4m/haを上回っています。林業経営は依然厳しい環境のもとにあります。森林資源を生かしたまちづくりのためにも、林道の整備を計画的に行い、山林での作業の効率化・省力化を図る必要があります。

◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

■国県道の整備状況

(単位:m、%)

区分		主要地方道(県道)				
		実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
邑南町	2005年 (平成17年)	82,358	74,671	90.7	82,358	100.0
	2010年 (平成22年)	83,125	76,052	91.5	83,126	100.0
	2013年 (平成25年)	81,934	77,135	94.1	81,934	100.0

区分		一般県道				
		実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
邑南町	2005年 (平成17年)	63,502	28,309	44.6	63,502	100.0
	2010年 (平成22年)	63,440	29,652	46.7	63,439	100.0
	2013年 (平成25年)	63,043	30,298	48.1	63,043	100.0

区分		国道				
		実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
邑南町	2005年 (平成17年)	22,234	22,234	100.0	22,234	100.0
	2010年 (平成22年)	22,234	22,234	100.0	22,234	100.0
	2013年 (平成25年)	22,234	22,234	100.0	22,234	100.0

区分		県道・国道計				
		実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
邑南町	2005年 (平成17年)	168,094	125,214	74.5	168,094	100.0
	2010年 (平成22年)	168,799	127,938	75.8	168,799	100.0
	2013年 (平成25年)	167,211	129,667	77.5	167,211	100.0

資料:道路等の現況調査 ※改良率は、W=5.5m未満を含む、舗装率は簡易舗装含む

■町村道の整備状況

(単位:m、%)

区分		実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
邑南町	2005年 (平成17年)	599,753	393,786	65.7	510,201	85.1
	2010年 (平成22年)	621,195	422,353	68.0	533,774	85.9
	2013年 (平成25年)	605,476	409,781	67.7	519,648	85.8
島根県	2005年 (平成17年)	14,425,791	7,184,503	49.8	10,863,906	75.3
	2010年 (平成22年)	14,621,389	7,735,921	52.9	11,194,552	76.6
	2013年 (平成25年)	14,673,423	7,950,137	54.2	11,448,468	78.0

資料:道路等の現況調査 ※改良率は、W=5.5m未満を含む、舗装率は簡易舗装含む(各年度末)

■農道・林道の整備状況

(単位:m)

区分		農道	林道
		農道延長	林道延長
邑南町	2005年 (平成17年)	146,606	200,138
	2010年 (平成22年)	84,471	194,638
	2013年 (平成25年)	102,804	187,513
島根県	2005年 (平成17年)	1,881,316	1,652,252
	2010年 (平成22年)	1,791,163	1,709,920
	2013年 (平成25年)	1,842,086	1,725,577

資料:島根県市町村財政概況

今後の方向性

- 幹線道路の早期改良実現に向け、関係機関に働きかけていきます。
- 町内各地域におけるバランスのとれた道路ネットワークづくりを進めます。
- 道路施設の適切な維持管理と老朽化対策に向け、橋梁、トンネル等重要構造物の点検を定期的に行い、長寿命化対策など必要な措置を講じ、安全安心な道づくりを進めます。
- 冬期間の交通確保対策として、除雪事業や災害防除事業を進めていくとともに、除草作業など維持管理面における民間ボランティア団体の育成を図ります。
- 高齢者や障がい者が移動しやすい歩道や路肩の整備を行うとともに、通学路の安全対策を関係機関とともに進めていきます。
- 一般農道の整備促進と広域農道の適切な維持管理に努めます。
- 農作業の効率化を図るために、耕作道等の改修支援を行います。
- 林業振興及び森林保全に資するため、基幹林道や路網の整備を進めます。

## 第2節 利用しやすく持続可能な公共交通体系の整備

### 現状と課題

- 本町の公共交通機関には、鉄道（JR三江線）、民間バス事業者が運行するバス路線（石見交通、備北交通）、そして町が運行する町営バス、スクールバス、福祉バスなどがあり、市民の通院・通学・買い物など生活の利便性を確保しています。
- JR三江線は自家用車の普及や人口減少により利用者が年々減少しているため、沿線自治体と連携した利用促進対策を進めてきましたが、思うような効果は上がっていません。このような中、2015年（平成27年）10月、JR西日本より三江線沿線の将来を考え、地域ニーズに合致した持続可能な地域の公共交通の構築に向け検討を開始したいとの考えが示されました。今後、島根県、広島県及び沿線自治体と連携して対応する必要があります。
- 広域的なバス路線については、浜田自動車道の高速バス路線のほか、大田市と広島市を結ぶ石見交通バス（銀山号）、三次市から本町口羽地区を經由して美郷町都賀間に備北交通バスが運行されています。なお、浜田市と瑞穂インターチェンジ間に石見交通バスが運行されていますが、2016年（平成28年）4月から石見今市から瑞穂インター間については石見交通バスが撤退し、その間は浜田市の生活路線バスにより代替運行されることになっています。高速バスと銀山号以外の路線については、生活交通確保対策のため赤字を補填している状況となっています。
- 一方、近年相次いだ民間バス路線の廃止に伴い、本町と浜田市旭町間を結ぶ「日貫線」、本町と北広島町大朝間を結ぶ「大朝線」、本町と安芸高田市高宮町間を結ぶ「高宮線」、など近隣自治体へ邑南町営バスの運行を行っています。また、2011年（平成23年）4月には、幹線である石見交通川本線が廃止になったことにより、邑南町営バスとして路線を引き継ぎ川本町との共同で「邑南川本線」を運行しています。今後も広域移動手段の確保と利便性の向上を検討していく必要があります。
- 町内を結ぶバス路線については、医療機関や行政窓口が比較的近くにある「JR口羽駅・田所道の駅・矢上駅」の3箇所を広域結節点に設定し、公民館区の中心から最寄りの結節点までは、朝夕の町営バス・スクールバスを基本として、概ね昼ごろまでに往復できるバスの便を確保しています。
- また、これらの地域の外にあって、かつ定期のバス停から500m以上離れている地域については、通院や買い物の利便を最低限確保するため週1回の曜日を決めたバスを運行しています。（けんこう号、ふくし号、やまびこ号）
- 朝夕の学校通学便については、乗車人数が多い状況ですが、昼間の便については、乗車人数が少ない状況となっています。けんこう号、ふくし号、やまびこ号については、乗車人数の多い便と少ない便があり、時刻やルートなどの見直しを行っていく必要があります。また、運行方式については、予約型のデマンド方式や自治会輸送方式を導入することも含めて検討していく必要があります。

- 一方、バス路線の設定が困難な地域で、通院する際に車などの交通手段がない方にはタクシー助成制度を導入しているほか、寝たきり等で移動に福祉車両が必要な高齢者などには、社会福祉協議会への委託による外出支援事業を行っていますが、最近ではタクシー事業者の撤退も相次ぎ、通院等に不安を抱えておられる方もあります。
- 本町の面積は419.2k㎡と広大で、必ずしも利便性が確保されたとは言えない地域が存在します。今後は、広域的な視点、地域資源を活用する視点、さらには、きめ細やかなサービスが提供できるような視点を踏まえ、地域の実情に即した生活交通確保策を検討していくことが必要となっています。

### 今後の方向性

- 生活交通確保のための具体的な施策については、町の生活交通検討委員会や地域公共交通会議と協議しながら進めます。また、川本町邑南町広域公共交通協議会と協調しながら事業を展開します。
- JR 三江線については、島根県、広島県、三江線改良利用促進期成同盟会、三江線活性化協議会、その他の関係団体と連携して路線の維持に向けた取り組みを進めます。
- 生活交通の確保にあたっては、民間が運行している幹線交通バス、町が運行する町営バス、スクールバス、福祉バス等を効果的に体系化し、地元タクシー事業者やバス運行委託業者と連携して、安全性と利便性に配慮した持続可能な生活交通システムの構築をめざします。
- 観光客や町民のレジャー利用等、新たな利用者確保に向けた施策を検討し、バスの利用促進を図るとともに民間バス路線の維持を支援します。
- 必要な車両や施設の整備を行うとともに、タクシーやミニバスによる公共交通の補完体系づくりなど、利用者の立場に立った総合的なサービス体制の構築を図ります。
- 交通空白・不便地域については、自治会等が行う輸送活動への支援を検討します。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者に対するタクシー等の利用の支援、社会福祉法人等による福祉有償運送など、外出支援を進めます。

## 第3節 情報通信機能の活用推進

### 現状と課題

- 情報の入手方法の格差により生じていた時間的、距離的制約は、ユビキタス社会<sup>10</sup>の進展によって劇的に緩和されてきました。本町ではこのような社会環境の変化にいち早く対応すべく、また、中山間地域の振興や農林業の活性化を図ることを目的に「邑南町e-むらづくり地区計画書」を策定し、2007年度（平成19年度）から2009年度（平成21年度）までの3か年で町内に光ケーブルネットワークを整備しました。これにより、これまで共同受信施設がなければテレビを視聴できなかった難視聴地域はすべて解消され、さらに、町内全域で高速インターネットを使用できる環境が整いました。
- 現在は、テレビ放送再送信サービスやインターネットサービス、IP電話サービスの基本サービスを実施するとともに、テレビを利用した高齢者の安否確認サービスである見守りテレビを実施しています。
- 今後は、これらのサービスを見直しながら、必要に応じてさらに充実させるとともに、子どもから高齢者まで快適に暮らせる環境を整えるため、光ケーブル通信網を活用した個別サービスを計画的に実施していくことが求められています。
- また、施設維持においては、機器の更新・機能強化を適切に進める必要があります。加えて新たな取り組みとして、次世代テレビの4K8K<sup>11</sup>テレビ放送への対応も検討することが必要となっています。一方、自主放送番組の内容や防災への活用など、町民からの要望や期待も高くなっていますが、サービスの拡充については、将来の経営を展望したうえで実施する必要があります。
- 携帯電話については、地理的条件からアンテナ整備が遅れている地域があり、引き続き通信不感地域への対策を進めていく必要があります。また、Wi-Fi<sup>12</sup>のフリースポットサービスの提供も求められています。
- 地域情報の共有化においては、町のホームページを公開していますが、利用者にとって検索しづらいホームページとなっており、今後利用者にとって使いやすくわかりやすくなるようホームページの充実を図っていく必要があります。また、行政の各種システムのセキュリティ対策を適切に講じるとともに、ICTの活用による事務の効率化も検討する必要があります。

<sup>10</sup> ユビキタス

いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「いたるところに遍在する」という意味のラテン語に由来した言葉。

<sup>11</sup> 4K8K

現行のハイビジョンを超える解像度の映像形式であり、水平方向の画素数がそれぞれ約4千、約8千であることから、4K、8Kと呼ばれる。4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは16倍の解像度となる。

<sup>12</sup> Wi-Fi

Wi-Fiとは無線LAN業界が構築した規格のこと。無線LANとはLANコードを用いた有線LANに対し、無線通信を利用してインターネットにアクセスしたり、データや情報を送受信する方法のこと。

## ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

### ■ケーブルテレビ加入者と加入率の推移

(人、%)

年度	羽須美			瑞穂			石見			計		
	加入数	世帯数	加入率	加入数	世帯数	加入率	加入数	世帯数	加入率	加入数	世帯数	加入率
2010年度 (平成22年度)	875	802	109.1	1,901	1,910	99.5	1,975	2,367	83.4	4,751	5,079	93.5
2011年度 (平成23年度)	873	772	113.1	1,898	1,898	100.0	1,979	2,351	84.2	4,750	5,021	94.6
2012年度 (平成24年度)	875	764	114.5	1,919	1,900	101.0	1,998	2,372	84.2	4,792	5,036	95.2
2013年度 (平成25年度)	871	753	115.7	1,930	1,896	101.8	2,025	2,370	85.4	4,826	5,019	96.2
2014年度 (平成26年度)	870	756	115.1	1,945	1,899	102.4	2,039	2,385	85.5	4,854	5,040	96.3

資料：総務課(各年度末)

※1 加入数とは ONU 設置の数であり、空き家や空き住宅、事業所も含まれる

※2 世帯数は住民基本台帳に基づく

※3 加入率＝加入数／世帯数

### 今後の方向性

- これまで整備した施設を有効に活用するとともに、適切な施設の維持と計画的な機器の更新を行います。
- 次世代テレビの4K8Kテレビ放送への対応や超高速インターネット環境の整備を検討します。
- 施設整備やサービスの拡充については、財政面と利用者の負担面を配慮して対応します。
- ケーブルテレビによる自主放送番組については、邑南町ケーブルテレビ自主放送番組基準に基づき、町民のための公共放送として、地域社会の信頼と要望に応えるよう努めます。
- 番組制作や施設管理などに携わるスタッフの技術向上に向けた支援を行います。
- 携帯電話の通信不感地域の解消に努めます。また、Wi-Fiのフリースポットサービスの導入を検討します。
- 町のホームページを使いやすくし、観光や交流人口の拡大を図ります。
- 町の情報セキュリティ対策を適切に行うとともに、ICTの有効活用を検討します。

## 第4節 広域連携と交流ネットワークづくりの促進

### 現状と課題

- 本町では、災害時における近隣自治体等との連携、島根県保健医療計画に基づく医療圏域における相互連携、近隣市町村との観光・交流の促進、江の川下流域活性化協議会を中心とした江の川流域の地域振興など、広域的な連携と交流を進めています。
- また、邑智郡内の三町では、一部事務組合として邑智郡総合事務組合及び公立邑智病院を設置し、情報システム、環境衛生、介護保険、病院などの事務を共同処理しているほか、常備消防として、江津市と邑智郡三町による江津邑智消防組合を設置しています。
- 今後、町内外の様々な機関や団体と連携し、広域的な交流や施策推進を図っていく視点が重要となります。

### 今後の方向性

- 広域的な視点による事務事業の相互補完を進めるため、引き続き近隣自治体等との連携を推進します。
- 近隣自治体と連携した交流事業や観光振興を進めます。
- 出身者会や進出企業会などとの人的ネットワークの構築を進めるとともに、都市、大学、企業等との交流を進めます。

# 第6章 地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち

## 第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

### 1 母子保健の推進

#### 現状と課題

- 妊産婦の健康や出生後の子どもの健やかな成長を支援するため、健診・教育・相談事業を充実するとともに、安心して子育てができるよう、医療面・経済面の支援を継続していく必要があります。
- 近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの健康問題、育児不安や虐待の問題など、子育てに関する課題が多様化しています。子どもの成長に合わせ、保健医療福祉関係者、教育関係者、就労関係者などが適切に連携して切れ目ない支援を行う体制づくりが必要となっています。

#### 今後の方向性

- 中山間地域の特性を生かし、地域全体で子育てを支援する施策をネットワーク化することにより、安心して子育てができる「日本一の母子保健事業」を構築します。
- 公立邑智病院において産婦人科及び小児科医師が常勤で配置されていることで、安心して子どもを産み育てられる体制が整っており、引き続きこの体制を堅持します。
- 妊娠を望む方や子育てに必要な医療・経済的支援、子育て不安への対応、生活習慣を含めた健診・教育・相談の充実や情報提供をさらに拡充し実施します。

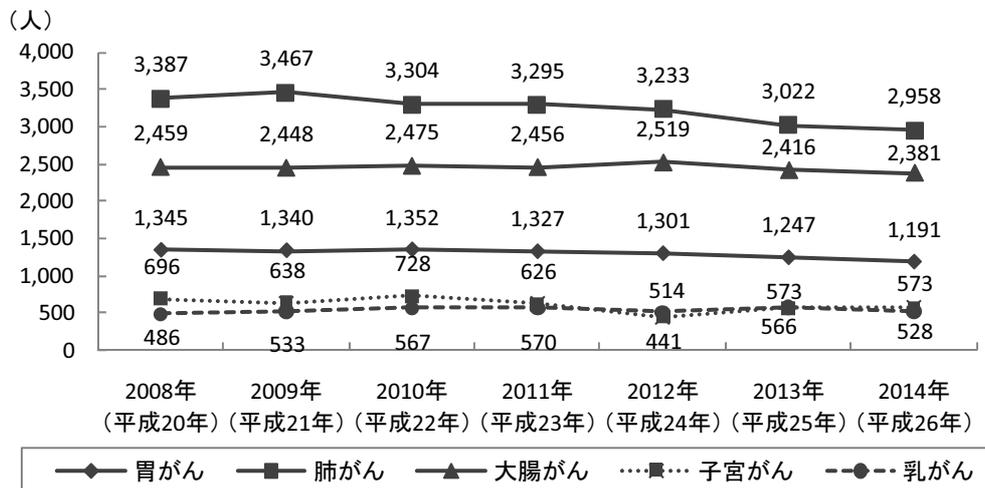
## 2 青年期から高齢期まで切れ目のない健康づくりの推進

### 現状と課題

- 青壮年期においては、運動不足や食生活の変化から、糖尿病・高血圧・脂質異常・肥満等の生活習慣病の方が増加しており、疾病予防の意識啓発、早期発見のための各種検診受診者を増やす取り組み、健診後のフォロー体制の整備や重症化予防等が必要となっています。
- 高齢期においては生活習慣病をはじめとする疾病の予防、重症化予防に加え、加齢に伴う筋骨格系の衰えをできる限り抑えるための介護予防や認知症対策が必要となっています。

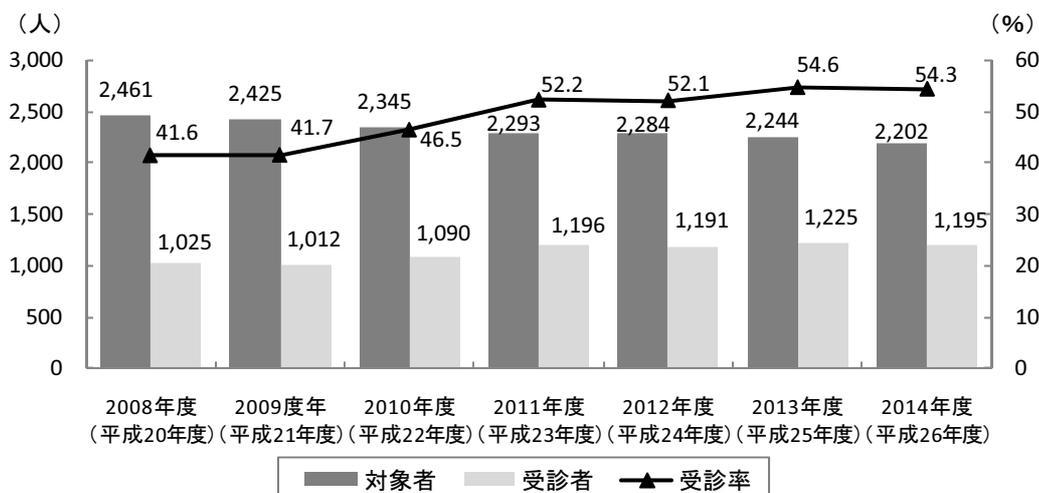
### ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

#### ■がん検診受診者数の推移



資料：邑南町保健衛生事業計画・実績

#### ■特定健診受診状況の推移



資料：特定健診法定報告

## 今後の方向性

- 各種の検診、一日ドックなど受診しやすい体制を整備し、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、検診後のフォロー体制を整備します。
- 健康づくりの拠点として、元気館のトレーニング室やプール等を有効活用し、健康づくりと介護予防を推進します。また、地域においては、集落や自治会を単位とした地域ぐるみの健康づくりや介護予防事業を推進するために、医療機関、地域、公民館、社会福祉協議会、福祉、保健分野等が一体となって、地域包括ケアシステムを確立します。
- また、健康サポートリーダー、認知症キャラバンメイト、介護予防サポーターなどの人材を活用した支援体制を整えます。
- 「健康寿命日本一のまちづくり」をめざして「健康長寿おおなん推進会議」を母体として、町民主体の総合的な健康づくり体制を強化します。
- 高齢者等の心身の健康づくりと地産地消を推進するため、負担感の少ない農林産物などの生産活動を推進します。

## 3 精神保健の推進

### 現状と課題

- ストレス社会のなかで、うつ状態等の精神疾患を発症する方が増えており、自死対策にかかる相談業務や相談件数も増加しています。

### 今後の方向性

- 職域との連携を強化し、働きざかり世代の心と身体の健康を維持する取り組みを行い、うつ状態等になることを予防するとともに、異常が早期に発見でき、相談に結びつく体制を整備します。

## 第2節 安心の医療体制の確保

### 現状と課題

- 町内の医療機関は、病院が1箇所、診療所が15箇所（国民健康保険直営診療所3箇所を含む）開設されています。この内直営の阿須那診療所においては2009年（平成21年）7月から、常勤医師が不在となっていましたが、2010年（平成22年）9月から新たに常勤医師が着任し、内科外来診療のほか、各種検査、健診などに応えられるようになりました。
- 医療体制として、公立邑智病院が郡内唯一の救急告示病院として24時間の受け入れ体制をとっており、地域住民の安心に寄与しているほか、地域包括ケアシステム構築においても、2014年度（平成26年度）10月から、本館病棟41床を地域包括ケア病棟として機能転化し、高度医療機関や診療所との連携の中心となっています。
- また、おおなん元気ネットにより、公立邑智病院で診断した画像データを診療所で確認できるようになっており、ICTを利用した医療の連携体制も進められています。
- しかしながら、地域内での医療の完結や救急当直体制を維持するためには、整形外科医師をはじめ総合診療科医師の確保が求められるほか、民間医療機関においても人口減少による経営環境の悪化、後継者問題などの課題もあり、地域住民の生活を守る観点から積極的な支援活動を推進する必要があります。

### 今後の方向性

- 公立邑智病院の医療設備や機器の整備を支援するとともに、医師確保に向けた体制づくりを行います。
- 医師会や島根大学等と連携したセミナーの開催を継続し、医療従事者の学習環境を整備します。
- 医療福祉従事者奨学金制度を継続するなど、人材の確保を支援します。
- 公立邑智病院が地域医療拠点病院としての機能を果たすため、民間医療機関との連携を強化するとともに、県内外の高度医療機関と連携できるよう支援を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 救急時のドクターヘリの活用を推進し、安心して誰もが高度医療が受けられるよう体制を整備します。
- 地域と密着した医療体制の確保のため、国民健康保険直営診療所の運営を行うと共に、健康づくり推進にあたって医療機器の導入を図ります。

◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

■病院と診療内容

区分	名称	病床数	診療科目
石見地域	公立邑智病院	98	内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、精神科、麻酔科、歯科

資料：島根県県央保健所（2015年（平成27年）10月現在）

■診療所と診療内容

区分	名称	病床数	診療科目
羽須美地域	邑南町国民健康保険直営 阿須那診療所	0	内科、外科
	河野医院	0	内科、外科
	松岡歯科医院	0	歯科
瑞穂地域	医療法人社団 上田医院	0	内科、外科、放射線科
	前眼科医院	0	眼科、内科
	三上医院	0	内科、消化器内科、外科、婦人科
	星ヶ丘クリニック	0	内科、消化器内科、外科、整形外科
	三笠記念クリニック	0	内科（ケアセンター三笠併設）
	瑞穂歯科クリニック	0	歯科
	富永歯科医院	0	歯科
石見地域	邑南町国民健康保険直営 井原診療所	0	内科
	邑南町国民健康保険直営 日貫診療所	0	内科、麻酔科
	天川クリニック	0	内科、麻酔科、リハビリテーション科
	大隅医院	0	内科、泌尿器科
	岸歯科病院	0	歯科

資料：島根県県央保健所（2015年（平成27年）10月現在）

### 第3節 健やかな子育て環境の充実

#### 現状と課題

- 本町の児童福祉は、2011年度(平成23年度)から実施している「日本一の子育て村構想」推進事業により、特に重点を置いた取り組みが進められ、子育てに係る支援サービスや制度は充実してきています。
- 2015年(平成27年)10月1日現在、保育所は9箇所あり、定員430名に対し入所児童数は380名で充足率は88.4%となっていますが、保育所間の充足率の差が顕著になっています。放課後児童クラブは各小学校単位に8箇所設置されており、登録児童数は177名となっています。保育所(園)・児童クラブは、今後も子育て世帯の様々なニーズに応え、サービスの質を確保するため、必要に応じて施設の整備を進め、充実を図る必要があります。
- 本町での子どもや子育てを取り巻く環境の特徴の一つに、核家族化や少子化、過疎化の進行があげられます。これらの環境は子どもにとって、近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人と日常的に交わる機会などの減少につながり、子どもの社会性やコミュニケーション能力を育む機会の減少にもつながります。また、子育てを行う保護者にとっても、身近なところに相談相手や子育て仲間を見つけにくい実態があり、子育ての不安や孤独感を抱え込んでしまうことが考えられます。
- 町内では、民生委員・児童委員や青少年育成邑南町民会議などの組織、自主サークル、ボランティアなどが、子どもや保護者を支援する活動を活発に行っています。また、毎年「わくわくフェスタ」を開催し、子育てに関する各種団体が連携を図り、情報共有及び情報提供を行っており、参加者とともに考えて、行動する雰囲気がつくられています。今後は、子育てサロンやサークルの形成を促進するなど、定期的に親同士の交流を深めることのできる体制づくりが一層求められます。これらは特にひとり親家庭、子どもの養育が困難な家庭などにおいて重要であり、育児不安等により孤独を感じている子育て家庭をサポートし、昔ながらの子育てのよい部分を継承していくことが大切です。

#### ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

##### ■保育所(園)の現況

(人)

区分	保育所(園)名	運営	定員	入所児童数						
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
羽須美地域	阿須那保育所	瑞穂福祉会	30	3	6	3	4	6	6	28
	口羽保育所	瑞穂福祉会	40	1	4	3	4	4	3	19
瑞穂地域	東光保育園	瑞穂福祉会	60	8	13	16	11	14	9	71
	出羽保育園	瑞穂福祉会	40	3	2	8	7	9	7	36
	高原保育園	瑞穂福祉会	40	3	7	9	4	5	8	36
	市木保育園	瑞穂福祉会	20	2	0	1	5	2	5	15
石見地域	東保育所	石見さくら会	60	5	9	9	15	9	12	59
	いわみ西保育所	石見さくら会	120	9	17	20	21	26	19	112
	日貴保育所	石見さくら会	20	0	0	0	1	2	1	4
計	公立3、法人6		430	34	58	69	72	77	70	380

資料:福祉課(2015年(平成27年)10月1日現在)

■児童クラブの現況

(人)

項目	児童クラブ名	定員	利用児童数						合計
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
羽須美地域	阿須那児童クラブ	20	3	2	1	2	1	0	9
	口羽児童クラブ	20	5	2	0	0	0	0	7
瑞穂地域	みずほ児童クラブ	35	12	9	2	3	0	0	26
	たかはら児童クラブ	20	6	1	1	1	1	0	10
	いちぎ児童クラブ	5	2	0	0	0	0	0	2
石見地域	石見東放課後児童クラブ	40	11	13	6	8	7	1	46
	矢上地区児童クラブ	40	21	13	10	12	5	2	63
	日貫児童クラブ	20	4	0	3	3	3	1	14

資料:福祉課(2015年(平成27年)10月1日現在)

■子育て支援センターの設置状況

センター名	対象	事業内容
瑞穂子育て支援センター	就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦	電話相談、面接相談、羽須美・瑞穂地域保育所(園)での巡回相談、乳幼児健診での育児相談、羽須美・瑞穂地域での子育てサロンの開催、子育て交流会の開催、子育てサークルの支援、子育て情報の提供
石見子育て支援センター		電話相談、面接相談、石見地域保育所での巡回相談、乳幼児健診での育児相談、石見地域での子育てサロンの開催、子育て交流会の開催、子育て教室の開催、子育てサークルの支援、子育て情報の提供

資料:福祉課(2015年(平成27年)10月1日現在)

今後の方向性

- 日本一の子育て村構想を通じて、本町に住むすべての人が「子育てするなら邑南町で」と思える、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるよう、また多様化するニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図るとともに子育て支援センターの活用を推進します。
- 妊娠や出産、育児までの長期的、総合的な支援を行える体制の構築をめざします。
- 児童虐待の防止と適切な対応に努めます。
- 施設や設備の老朽化等に対応し、計画的な改善を行います。
- 子育ての拠点として機能する保育所が安定的に運営できるよう支援を行います。また、児童福祉を担う人材の確保をめざします。

## 第4節 結婚への希望の実現

### 現状と課題

- 本計画を策定するにあたってのアンケート調査では、これまで結婚したことがない人のうち、40.2%が「いずれは結婚したい」と回答している一方で、ほぼ同じ割合である36.4%が「結婚するつもりはない」と回答しており、未婚化の傾向が意識の上からも伺えます。
- 結婚したい人が結婚しない理由、結婚するつもりがない人の結婚したくない理由として、「適当な相手がない」が共に割合として高く、出会いの場の創出や、結婚に対する心構え等を学ぶ機会を提供するなど、結婚に関する支援が必要であることがわかります。

### 今後の方向性

- 結婚希望者の希望がかなえられるよう、婚活イベントや結婚セミナーを実施し、出会いの場や結婚希望者の魅力を向上させる機会の充実を図ります。
- 若い世代から将来の妊娠・出産など、人生設計を積極的に考えるうえで必要な情報を提供します。
- はっぴーこーでいねーたーなどのボランティアによる地域の人材活用や結婚支援施策を協議・実施していく連携体制を構築し、町が一体となった結婚対策に取り組みます。

## 第5節 いきいきと笑顔で暮らす高齢者福祉の推進

### 現状と課題

- 本町の高齢者人口は減少に転じているものの、高齢化率が2015年（平成27年）9月末現在で42.2%に達し、今後さらに上昇すると推計されています。また、一人暮らし・二人暮らし世帯の増加が見込まれるなか、できる限り住み慣れた地域でいきいきと生活し続けるために、地域内の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の意識を高める必要があります。
- 町民の施設入所者の約15%が郡外の施設に入所していますが、今後はそれが困難になっていくものと予測されます。一方、福祉を担う若い世代の人材不足が危惧されることから、今後の介護人材等の安定的な確保が課題となっています。
- 本町の介護認定者の割合は23.9%であり、全国平均や島根県平均を上回っています。健康でいきいきと生活する高齢者がいることは町の活性化や存続につながるため、高齢者の健康寿命を延伸していく取り組みは重要な役割を担います。より早期から介護予防の必要性を意識啓発し、各種施策を展開する必要があります。

### ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

#### ■介護保険認定状況

区分	65歳以上 1号被保険者数	要介護認定者数 (要支援含む)	要介護認定者割合	在宅介護サービス 受給者数	施設介護サービス 受給者数
邑南町	4,690人	1,122人	23.9%	706人	289人
島根県	220,540人	46,379人	21.0%	29,228人	8,059人

資料：福祉課

※1 本町の在宅介護・施設介護サービスは2015年（平成27年）4月の数値

※2 島根県は2014年度（平成26年度）末の数値

#### ■介護保険事業所・高齢者福祉施設

区分	施設名	管理運営	実施事業等	備考
羽須美地域	特別養護老人ホームあさぎり	社会福祉法人 おおなん福祉会	介護老人福祉施設	入所30名
			短期入所生活介護	短期入所10名
	高齢者生活福祉センター (安心センターはすみ) (併設)羽須美健康センター 邑南社協東部サービスセンター	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	通所介護 訪問介護	通所介護30名/日
			居宅介護支援事業所 軽度生活支援ハウス	居住10名
	知恵工房	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	介護予防事業 (生きがい健康づくり)	
ねんりん工房	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	介護予防事業 (生きがい健康づくり)		

資料：福祉課（2015年（平成27年）10月現在）

■介護保険事業所・高齢者福祉施設

区分	施設名	管理運営	実施事業等	備考
瑞穂地域	特別養護老人ホーム ゆめあいの丘	社会福祉法人 おおなん福祉会	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	入所 30 名 短期入所 18 名
	瑞穂西デイサービスセンター	社会福祉法人 おおなん福祉会	通所介護 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業所	通所介護 30 名/日
	ケアハウスゆめあいの郷	社会福祉法人 おおなん福祉会	軽費老人ホーム	居住 50 名
	小規模多機能ホーム こもれび	社会福祉法人 おおなん福祉会	小規模多機能型ホーム	登録 25 名
	介護老人保健施設 サンホームみずほ	医療法人徳祐会	介護老人保健施設 通所リハビリ 短期入所療養介護	入所 90 名 通所介護 40 名/日
	ケアセンター三笠	医療法人徳祐会	介護療養型老人保健施設 通所リハビリ 短期入所療養介護	入所 100 名 通所 20 名
	グループホームあすなろ	医療法人徳祐会	認知症対応型グループホーム 認知症対応型通所介護	入所 18 名
	ケアサポートセンターみずほ 訪問看護ステーションさくら会 ヘルパーステーションすみれ 訪問リハビリテーション恵 介護計画センターみずほ	医療法人徳祐会	訪問看護 訪問介護 訪問リハビリ 居宅介護支援事業所	
	邑南社協本部	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	通所型介護予防 シルバー人材センター事業 権利擁護センター事業	
	邑南社協福祉用具貸与事業所	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	福祉用具貸与	
	邑南社協福祉用具販売事業所	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	福祉用具販売	
	特定施設入所者生活介護故郷 (ふるさと)	株式会社ウエルファ	特定施設入所者生活介護	入所 50 名
石見地域	特別養護老人ホーム桃源の家	社会福祉法人 石見さくら会	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	入所 100 名 短期入所 10 名
	邑南町地域包括支援センター	邑南町	予防支援事業所 在宅介護支援センター	
	公立邑智病院	邑智郡公立病院組合	訪問リハビリ	
	邑南社協西部サービスセンター	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護支援事業所 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護	
	養護老人ホーム香梅苑	社会福祉法人 石見さくら会	養護老人ホーム 短期入所生活介護	入所 50 名 短期入所 4 名
	石見さくら会居宅介護支援事業 所	社会福祉法人 石見さくら会	居宅介護支援事業 訪問介護	
	邑南町ふれあいプラザ(雲海)	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	通所型介護予防	
	雲海若返り館	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	介護予防事業(生きがい健康 づくり)	
	老人デイサービスセンター 希望の郷	社会福祉法人 石見さくら会	通所介護	通所介護 20 名/日
	楽屋	株式会社 楽屋	通所介護	通所介護 15 名/日

資料:福祉課(2015年(平成27年)10月現在)

## 今後の方向性

- 在宅生活については、要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域まるごと支え合いの取り組みを進めます。
- 病院受診等のための交通手段のあり方を検討するとともに重度の介護状態になっても在宅生活が可能となるよう、外出支援等の付帯サービスを行います。
- 高齢者福祉を担う人材の確保を推進し、在宅福祉サービス、施設サービス機能の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、高齢者虐待の防止と適切な対応に努めます。
- 町民の町外への施設入所を減らし、町内の施設において充足するよう努めるとともに、介護予防、地域まるごと支え合いを推進し、その結果、町内施設で空きが出た場合は、県外住民の利用を促します。
- 高齢者福祉施設の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めます。

## 第6節 自立した生活を支える障がい者福祉の推進

### 現状と課題

- 障がい者支援制度は、福祉サービス、公費負担医療等が障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきましたが、2006年度（平成18年度）の障害者自立支援法の施行により共通の制度のもとで一元的に提供される支援制度となり、2013年度（平成25年度）には障害者総合支援法の施行により地域社会においてさらなる共生の実現に向けた制度へと変遷してきました。
- 本町の2015年（平成27年）4月1日現在の障害者手帳所持者数は、身体811名、知的155名、精神95名となっています。
- 障害者福祉サービスの状況として、石見地域においては「くるみ学園・くるみ邑美園」「緑風園」「愛香園」「県立石見養護学校」を中心に『四ッ葉の里エリア』を形成しています。また、相談支援事業所は「ハートフルみずほ」「サポートステーションおりーぶ」「緑風園」の3事業所に委託しており、関係機関との連携により各地の作業所への通所や介護、グループホームへの入所等のきめ細やかな障害福祉サービスを提供しています。
- 今後も充実したサービスを提供していくためには相談支援事業所の充実や、安定した相談支援体制の確保が求められます。
- 障がい者福祉の課題として、地域移行支援や成年後見制度の利用促進があげられます。また、精神障がい者等の在宅での生活が困難な方への支援が求められています。一方、障がい者支援施設の定員変更や施設の改修等の検討をする必要があります。
- その他、交通機関や公共施設などを障がい者や高齢者を含め誰もが利用しやすいよう、バリアフリー<sup>13</sup>やユニバーサルデザイン<sup>14</sup>に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

<sup>13</sup> バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

<sup>14</sup> ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように施設や製品などをデザインすること。

◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

■障がい者支援施設と事業内容

区分	施設名	管理運営	実施事業等	備考
瑞穂地域	障がい者支援施設 はあもにいほうす	社会福祉法人 おおなん福祉会	・総合支援法に基づく支援施設 自立訓練(生活) 就労移行 就労継続支援B型 共同生活介護(ハートホーム28号、29号ほか)	定員6人 定員7人 定員28人 定員17人
石見地域	障がい者支援施設 くるみ邑美園	社会福祉法人 邑智福祉振興会	・総合支援法に基づく支援施設 生活介護 施設入所支援 短期入所	定員60人 定員60人 空床利用
	障がい者支援施設 緑風園	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	・総合支援法に基づく支援施設 施設入所支援 生活介護 就労継続支援B型 短期入所 共同生活援助、生活介護(第1わかば寮、第2わかば寮ほか)	定員90人 定員90人 定員15人 空床利用 定員23人
	障がい者支援施設 愛香園	社会福祉法人 邑智福祉振興会	・総合支援法に基づく支援施設 生活介護 生活訓練 就労継続支援B型 施設入所支援 短期入所 共同生活援助(明和寮、清和寮、大空荘、春風荘ほか)	定員48人 定員6人 定員25人 定員36人 空床利用 定員40人
	障がい児入所施設・障がい者 支援施設 くるみ学園	社会福祉法人 邑智福祉振興会	・総合支援法に基づく支援施設 児童入所 日中一時支援 生活介護 施設入所支援 放課後等ディサービス(ミント)	定員30人  定員30人 定員30人 定員10名

資料: 福祉課(2015年(平成27年)10月1日現在)

■相談支援事業所と事業内容

区分	施設名	管理運営	実施事業等	備考
瑞穂地域	ハートフルみずほ	社会福祉法人 おおなん福祉会	・総合支援法に基づく相談支援事業所 地域生活支援事業(相談支援) サービス等利用計画の作成	
石見地域	サポートステーションおリーブ	社会福祉法人 邑智福祉振興会	・総合支援法に基づく相談支援事業所 地域生活支援事業(相談支援) サービス等利用計画の作成	
	緑風園	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	・総合支援法に基づく相談支援事業所 地域生活支援事業(相談支援) サービス等利用計画の作成	

資料: 福祉課(2015年(平成27年)10月1日現在)

## 今後の方向性

- 障がいがあっても、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、施設から地域生活への移行、施設から一般就労への移行など、障がい者の自立と社会参加を進めるため、関係機関の連携を強化するとともにサービスの拡充に努めます。さらには、地域生活への移行のため、地域生活支援拠点の整備をめざします。
- 障がい者への理解を深め、ノーマライゼーション<sup>15</sup>理念の浸透を図り、障がいを理由とする差別の解消に努めます。また、障がい者虐待の防止と適切な対応に努めます。
- 障がい者福祉を担う人材の確保を推進します。
- 障がい者福祉施設の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めます。

<sup>15</sup> ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（普通）であるという考え方。

## 第7節 地域福祉の推進と生活支援体制の構築

### 1 地域福祉の推進

#### 現状と課題

- 地域で安心して充実した生活を送るには、町民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、町民参加による福祉の町づくりをすることが重要です。認知症や障がいについて偏見や差別、年齢や性別などによる人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の権利である社会参加や地域生活を制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。
- 一人ひとりが大切にされ地域において安心して生活を送ることができる地域づくりには、各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力が必要となっています。福祉や保健、教育に関心を持ち、人を尊ぶ心を育み、お互いに支え合う心を養う人材の育成や活動しやすい環境づくりをめざして、地域・学校・家庭・職場など、それぞれが面をつなげる地域づくりが求められています。

#### 今後の方向性

- 地域福祉の民間推進母体である邑南町社会福祉協議会への支援と連携を図ります。
- 地区社会福祉協議会（地区社協）が町内全域に設立され、地域福祉活動の推進力となっており、学校での福祉教育、自治会や各種団体とも連携して地域福祉の環境づくりに取り組みます。
- 地域福祉の推進や地域課題の解決、子育てやふるさと教育などを町民一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持つとともに、ボランティア活動が積極的に展開されるよう、社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めます。

## 2 生活支援体制の構築

### 現状と課題

- 本町では2008年度（平成20年度）に町福祉事務所を設置し、島根県より生活保護業務の移管を受けましたが、それ以降、生活保護受給者数は減少傾向にあり、現在の保護率は約0.3%と県内最低水準となっています。
- しかしながら、保護率が低下しても、保護に至るまでの困窮者や生活に不安を感じる町民が減少しているわけではなく、福祉関係のみならず各窓口に寄せられる町民からの相談には経済的な問題が含まれることも多く、また、どの要件にも該当せず各種支援制度では救済できない要支援者も少なくありません。
- 2015年度（平成27年度）、生活困窮者自立支援制度がスタートし、本町では、生活保護以外の経済的支援に関わりの深い邑南町社会福祉協議会を自立相談支援機関として対応していますが、要支援者のなかには、経済面だけではない課題を重層的に抱えていることが多く、即座に課題解決とはいかないのが現状です。
- また、全国的にもこの制度がスタートしたばかりであることから、支援を要する困窮者の判断をはじめ支援の程度や支援に必要な社会資源の掘り起こしなど課題もあるため、制度の動向や町民のニーズ把握等を継続的に行い、支援体制の構築を進めていくことが大切です。

### ◆◆◆データからみる邑南町◆◆◆

#### ■救護施設と事業内容

区分	施設名	管理運営	実施事業等	備考
瑞穂地域	救護施設 さつきの園	社会福祉法人 瑞穂福祉会	・生活保護法に基づく救護施設	定員 80人

資料：福祉課（2015年（平成27年）10月1日現在）

### 今後の方向性

- 成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業など家計支援に関わる邑南町社会福祉協議会をはじめとする各種関係機関との連携を深め、支援の入口である相談支援体制を整え、支援の出口としての就労・生活支援の場の確保を進めます。
- 子どもの貧困について、その発見と対応がこれまで以上に早期に図れる体制づくりをめざします。また、背景には、保護者やその他の世帯員の複合的な課題があります。保護者等への支援は、子どもへの支援と同等に重要であるとの認識を持って取り組みます。

# 第7章 財政計画

## 第1節 本町を取り巻く財政状況

日本の経済は、長引く景気低迷から回復の兆しを見せていますが、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、東日本大震災への対応などにより、国の財政状況は著しく悪化しており、不透明な状況が続くものと予想されます。

本町では、合併前後に実施した積極的な社会資本の整備により、合併時の2004年度（平成16年度）末での町債残高が209億3,700万円（普通会計）に上り、これに三位一体改革による補助金の削減、地方交付税の削減が追い打ちとなり、2006年度（平成18年度）決算における財政健全化法に基づく実質公債費比率<sup>16</sup>は、早期健全化基準の25%にせまる24.7%にまで上昇し財政運営は危機的な状態となりました。これらの状況に対応するため、人件費を含めた行政経費の大幅な削減、新規起債の制限や繰上償還を行うなど財政健全化への取り組みを進めてきました。

一方、国においては、2008年度（平成20年度）末からの急激な景気の悪化に対処するため、雇用及び経済対策が継続的に実施されたこともあり、本町において懸案であった施設の耐震化対策や大規模改修等を進展させることができました。また、2010年度（平成22年度）から過疎債のソフト事業への活用が認められたことにより、子育て支援対策や農林業の振興などが図られています。

2014年度（平成26年度）決算における町債残高は、155億7,500万円（普通会計）、財政健全化法に基づく実質公債費比率は、16.2%となり、町財政の危機的な状況は回避することができました。

しかしながら、財政の弾力性を示す経常収支比率<sup>17</sup>は、2014年度（平成26年度）決算では94.0%と高い数値となっています。本町の財政は地方交付税や補助金といった依存財源に大きく頼った構造となっており、地方交付税は、国勢調査結果による人口減少等を反映して減少に向かっています。加えて2015年度（平成27年度）から地方交付税の合併特例措置が段階的に縮小され、2020年度（平成32年度）から特例措置のない額での交付となります。（2014年度（平成26年度）と比較して2020年度（平成32年度）では約3億4千万円の歳入減）このため、今後の歳入減に対応できる体制を整える必要があり、将来に向け持続可能な財政基盤を構築するため、引き続き行財政改革を推進する必要があります。

<sup>16</sup> 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標。実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債を発行する際に許可が必要となる。

<sup>17</sup> 経常収支比率

地方税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費、公債費といった経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを示すもの。この数値が高いほど、経常的な経費に対する収入に余裕がないことを示している。

## 普通会計 年度別決算額等の推移

### 1. 歳入総額

単位：千円

区 分	2004 年度 (平成 16 年度)	2005 年度 (平成 17 年度)	2006 年度 (平成 18 年度)	2007 年度 (平成 19 年度)	2008 年度 (平成 20 年度)	2009 年度 (平成 21 年度)
地方税	1,065,231	1,029,454	985,188	1,101,448	1,082,098	1,068,049
地方譲与税	230,707	255,158	292,072	201,406	193,057	183,686
地方交付税	6,103,630	6,089,456	5,939,458	5,952,160	6,336,181	6,454,072
各種交付金	258,098	243,402	221,742	204,509	189,535	183,469
分担金及び負担金	287,003	235,142	196,650	111,502	130,437	123,553
使用料及び手数料	219,443	215,489	210,393	222,150	218,900	261,991
国庫支出金	655,667	739,150	598,608	465,294	637,152	1,361,271
県支出金	1,932,996	1,052,273	927,597	1,086,018	1,069,506	1,197,130
財産収入	36,817	25,334	29,870	39,433	28,907	157,998
繰入金	1,770,350	1,076,938	853,477	752,135	259,865	262,879
繰越金	116,636	401,545	248,017	175,290	122,584	196,224
諸収入・その他	417,987	159,448	395,666	284,199	281,294	362,584
地方債	2,740,975	2,681,200	1,346,400	1,059,800	2,583,400	1,829,100
合 計	15,835,540	14,203,989	12,245,138	11,655,344	13,132,916	13,642,006

区 分	2010 年度 (平成 22 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2012 年度 (平成 24 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)
地方税	1,049,734	1,040,154	1,025,487	1,028,499	1,042,351
地方譲与税	180,311	177,245	166,542	153,658	146,349
地方交付税	6,904,050	6,861,483	6,937,424	6,998,007	6,816,121
各種交付金	183,957	173,904	147,914	146,776	156,350
分担金及び負担金	159,037	187,488	170,861	168,558	165,661
使用料及び手数料	413,351	383,732	410,119	417,173	417,913
国庫支出金	1,474,674	980,238	695,293	1,064,744	2,049,065
県支出金	1,096,785	869,783	761,755	909,727	1,391,592
財産収入	47,680	24,418	82,315	23,821	26,619
繰入金	433,904	368,558	87,863	91,287	615,945
繰越金	242,717	241,799	170,781	302,543	516,378
諸収入・その他	314,871	264,689	309,738	226,706	186,479
地方債	1,331,900	1,594,500	1,484,800	1,914,500	1,625,500
合 計	13,832,971	13,167,991	12,450,892	13,445,999	15,156,323

資料：地方財政状況調査

## 2. 歳出総額

単位:千円

区 分	2004 年度 (平成 16 年度)	2005 年度 (平成 17 年度)	2006 年度 (平成 18 年度)	2007 年度 (平成 19 年度)	2008 年度 (平成 20 年度)	2009 年度 (平成 21 年度)
人件費	1,893,186	1,617,027	1,617,154	1,595,164	1,424,937	1,430,260
扶助費	649,497	679,230	700,251	652,509	775,926	848,659
公債費	2,928,366	2,773,870	2,816,756	3,061,283	2,717,673	2,776,576
物件費	1,657,472	1,480,943	1,288,442	1,079,530	1,046,386	1,261,835
維持補修費	81,819	142,084	101,076	83,302	142,550	150,613
補助費等	2,054,431	1,773,657	1,777,687	1,590,051	1,755,346	1,929,926
貸付金	4,910	3,800	3,200	2,000	2,000	2,000
投資及び出資金	12,554	13,200	13,322	13,322	15,152	9,981
積立金	1,570,202	510,250	162,684	240,601	1,262,643	897,508
繰出金	1,150,035	1,343,052	1,347,436	1,351,198	1,426,173	1,570,494
普通建設事業費	3,390,860	3,575,648	2,095,064	1,848,566	2,350,082	2,493,483
災害復旧費	40,663	43,211	146,776	15,234	17,824	27,954
合 計	15,433,995	13,955,972	12,069,848	11,532,760	12,936,692	13,399,289

区 分	2010 年度 (平成 22 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2012 年度 (平成 24 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)
人件費	1,467,666	1,479,997	1,538,796	1,463,103	1,438,161
扶助費	946,976	961,958	977,681	1,032,404	1,122,941
公債費	2,466,017	2,157,626	2,312,888	2,298,626	2,238,265
物件費	1,493,673	1,540,435	1,521,689	1,411,141	1,500,069
維持補修費	210,828	226,692	162,970	201,593	151,141
補助費等	1,818,584	2,017,080	2,026,301	1,932,440	1,976,032
貸付金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
投資及び出資金	43,726	90,976	81,593	81,668	1,295
積立金	739,141	1,003,773	387,309	313,570	301,923
繰出金	1,994,659	1,561,721	1,569,148	1,554,333	1,532,800
普通建設事業費	2,371,688	1,884,363	1,496,925	1,819,652	1,864,805
災害復旧費	36,214	70,589	71,049	819,091	2,063,087
合 計	13,591,172	12,997,210	12,148,349	12,929,621	14,192,519

資料:地方財政状況調査

## 3. 決算収支の状況

単位:千円

区 分	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
	(平成 16 年度)	(平成 17 年度)	(平成 18 年度)	(平成 19 年度)	(平成 20 年度)	(平成 21 年度)
歳入歳出差引	401,545	248,017	175,290	122,584	196,224	242,717
翌年度に繰り越すべき財源	88,590	135,574	32,432	52	104,206	92,193
実質収支	312,955	112,443	142,858	122,532	92,018	150,524
単年度収支	312,955	-200,512	30,415	-20,326	-30,514	58,506
積立金(財調基金)	320,136	346	94,048	83,257	5,022	109,848
繰上償還金			99,544	453,638	326,610	416,119
積立金取り崩し額(財調基金)	311,782	443,660	343,859			13,305
実質単年度収支	321,309	-643,826	-119,852	516,569	301,118	571,168
地方債現在高	20,937,761	21,228,262	20,134,746	18,458,630	18,623,208	17,961,658

区 分	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
	(平成 22 年度)	(平成 23 年度)	(平成 24 年度)	(平成 25 年度)	(平成 26 年度)
歳入歳出差引	241,799	170,781	302,543	516,378	963,804
翌年度に繰り越すべき財源	75,218	23,415	53,498	291,107	400,120
実質収支	166,581	147,366	249,045	225,271	563,684
単年度収支	16,057	-19,215	101,679	-23,774	338,413
積立金(財調基金)	322,167	89,942	141,211	236	214,877
繰上償還金	295,677	0	0	0	0
積立金取り崩し額(財調基金)	89,389	250,000	0	58,938	386,841
実質単年度収支	544,512	-179,273	242,890	-82,476	166,449
地方債現在高	17,096,039	16,781,546	16,184,198	16,007,417	15,574,848

資料:地方財政状況調査

#### 4. 各種財政指標の推移

区 分	2004 年度 (平成 16 年度)	2005 年度 (平成 17 年度)	2006 年度 (平成 18 年度)	2007 年度 (平成 19 年度)	2008 年度 (平成 20 年度)	2009 年度 (平成 21 年度)
財政力指数 <sup>18</sup> (単年)	0.179	0.197	0.199	0.197	0.186	0.164
経常収支比率	97.0%	95.4%	96.4%	95.3%	93.5%	90.4%
実質公債費比率				24.3%	21.9%	19.4%
将来負担比率 <sup>19</sup>				210.6%	204.0%	181.4%

区 分	2010 年度 (平成 22 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2012 年度 (平成 24 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)
財政力指数(単年)	0.169	0.172	0.168	0.173	0.171
経常収支比率	86.5%	93.4%	94.1%	93.7%	94.0%
実質公債費比率	16.7%	15.7%	15.1%	15.8%	16.2%
将来負担比率	162.1%	154.1%	150.5%	155.3%	145.8%

資料：地方財政状況調査

#### 18 財政力指数

当該団体の財政力（体力）を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。

基準財政収入額とは、地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を測定するため、法に定められた標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を算定したもの。また、基準財政需要額とは、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額。経費全体額を指すものではなく、人口や面積、道路や公園、公共施設数などによって、国の基準で算定した最低限必要な経費を示したもの。

#### 19 将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したもの。この数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高くなる。

経常収支比率、実質公債費比率については、96 ページの注記を参照してください。

## 第2節 財政計画

### 1 基本的事項

本計画は、2015年度（平成27年度）及びこれに続く10年間の財政見通しについて、2014年度（平成26年度）の地方財政状況調査数値を基準として策定した中期財政計画を基に普通会計ベースで推計したものです。

推計にあたっては、健全な財政運営の構築を基本として、人口推計、国県の財政支援措置の見込等を考慮して作成しております。

本計画は、今後の経済情勢の変化などにより変動するため、各年度の数値については、毎年度見直しを行っていきます。

2013年（平成25年）に発生した8.24豪雨災害については、2015年度（平成27年度）での完了を見込んでいます。

投資的経費については、2010年度（平成22年度）以降は起債発行額5億円以内一般財源所要額2億5千万円以内として計画し、これを上回る場合は、将来の公債費負担に備えて基金積立を行うなどの対策を行っています。

また、2015年度（平成27年度）から交付税の合併算定替の段階的な縮小が始まりました。現段階では縮小規模を約3割と見込んでいますが、2016年度（平成28年度）から財政調整基金等の取り崩しによる対応が必要となる見込みとなっています。

2016年度（平成28年度）から本格化する地方創生の取組については、現段階では国の財政措置等が明確となっていないため、事業費の計上は行っておりませんが、交付金や過疎債のソフト事業、基金の活用等も合わせて検討し、将来に財政負担を残さない対応を行う計画です。また、今後一般財源の水準を圧縮する必要があることから、行財政改善審議会からの答申（平成27年7月16日）に沿って行財政改善の取り組みを進めることとしています。

### 2 歳入の推計（主な内容）

#### ①地方税

現行の地方税制度を基本とし、決算数値を参考として人口減少率を加味した推計値としています。

#### ②地方交付税等

普通交付税については、現行の交付税制度を基本とし、平成27年国勢調査による影響額を加味するとともに、合併算定替影響額については、平成32年で約3億4千万円の減額を見込んでいます。

特別交付税は、普通交付税との配分率を94：6とし、地域おこし協力隊、集落支援員等の増加分を見込んでいます。

臨時財政対策債は、2015年（平成27年）7月の算定結果により、後年度は微減としています。

#### ③分担金、負担金

普通建設事業に係る受益者負担金見込額を定額計上し、それ以外は2015年度（平成27年度）決算見込みから1%減額で推計しました。

#### ④使用料、手数料

2015年度（平成27年度）決算見込みを基準として、人口減少率等を考慮して推計しました。

#### ⑤国庫支出金、県支出金

普通建設事業に係るものは計画見込額を計上し、それ以外のものは、災害前の2013年度（平成25年度）当初予算水準を基本として推計しました。

## ⑥繰入金

財政調整基金からの繰入れについては、2016年度（平成28年度）から2019年度（平成31年度）まで財源不足分を繰入れる計画としています。また、減債基金からの繰入れについては、過疎ソフト事業及び起債枠5億円を超える普通建設事業を行うために積立しているものを償還額に応じて繰入れる計画です。

また、その他特定目的基金については、いこいの村香木の森基金を施設修繕関係に繰入れるよう計画しています。

## ⑦地方債

現行の地方債制度を基本に、2016年度（平成28年度）は主要事業計画の内容を考慮して計上しています。また、2017年度（平成29年度）以降については、普通建設事業への充分分を5億円とし、過疎ソフト及び臨時財政対策債は微減として推計しています。

# 3 歳出の推計（主な内容）

## ①人件費

職員給及び退職金については、2014年度（平成26年度）の決算を基本に、2019年度（平成31年度）までは退職予定者及び施設との人員変動、給与是正等の額を反映させ、それ以降はほぼ同額で推計しています。

## ②扶助費

社会保障制度の改正等により増加傾向となっています。2014年度（平成26年度）決算を基に毎年0.5%増加として推計しています。

## ③物件費、維持補修費

2015年度（平成27年度）決算見込額（災害除く）を基準として、行財政改善の取組を進めることとし、1～3%減額として推計しました。

## ④補助費

2017年度（平成29年度）から簡易水道事業が公営企業会計に移行するため、これまで繰出金で計上していた部分が補助費に変更となるため増加しています。

また、定住対策、商工観光、農業振興費等での増加分を加味しています。

## ⑤繰出金

経常的な公営事業会計に対する繰出金は、これまでの実績を考慮して推計しています。上記⑤のとおり2017年度（平成29年度）から簡易水道事業分が変更となっています。

## ⑥積立金

2015年度（平成27年度）については、余剰金を財政調整基金に積み立て、合併算定替での交付税の減額に対応する計画です。

## ⑦普通建設事業

2016年度（平成28年度）については、主要事業計画の内容を考慮して計上しています。過大な投資による後年度への財政負担を避けるため、2017年度（平成29年度）以降は、一般財源額が2億5千万円を超えないよう定額で推計しています。

## 普通会計 財政計画

### 1. 歳入の推計

単位:百万円

区 分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
地方税	987	986	978	970	962	953
地方譲与税	149	149	148	147	146	146
地方交付税	6,739	6,336	6,193	6,109	5,921	5,819
各種交付金	239	250	303	286	282	278
分担金及び負担金	180	156	163	162	160	159
使用料及び手数料	414	410	414	410	406	402
国庫支出金	1,392	930	764	762	760	759
県支出金	1,232	701	728	725	722	718
財産収入	20	20	20	20	20	20
繰入金	28	55	90	102	149	107
繰越金	554	0	0	0	0	0
諸収入・その他	281	194	274	273	273	272
地方債	2,015	1,295	1,055	1,050	1,038	1,031
合 計	14,230	11,482	11,130	11,016	10,839	10,664

区 分	2021 年度 (平成 33 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)	2023 年度 (平成 35 年度)	2024 年度 (平成 36 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
地方税	945	937	930	922	914
地方譲与税	145	144	143	143	142
地方交付税	5,718	5,721	5,727	5,628	5,616
各種交付金	274	270	267	263	259
分担金及び負担金	157	156	154	153	151
使用料及び手数料	398	394	390	366	366
国庫支出金	757	755	753	751	749
県支出金	715	712	709	705	702
財産収入	20	20	20	20	20
繰入金	100	100	95	84	84
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入・その他	272	271	271	270	270
地方債	1,024	1,024	1,025	1,018	1,018
合 計	10,525	10,504	10,484	10,323	10,291

資料:平成 27 年度中期財政計画

## 2. 歳出の推計

単位:百万円

区 分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
人件費	1,527	1,535	1,563	1,575	1,597	1,597
扶助費	1,129	1,134	1,140	1,146	1,151	1,157
公債費	2,103	2,059	1,953	1,925	1,772	1,637
物件費	1,501	1,485	1,441	1,397	1,355	1,315
維持補修費	160	158	157	155	154	152
補助費等	1,905	1,936	2,180	2,124	2,119	2,114
貸付金	2	2	2	2	2	2
投資及び出資金	1	1	1	1	1	1
積立金	954	18	18	18	18	22
繰出金	1,582	1,583	1,325	1,323	1,320	1,317
普通建設事業費	1,922	1,571	1,350	1,350	1,350	1,350
災害復旧費	1,444					
合 計	14,230	11,482	11,130	11,016	10,839	10,664

区 分	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)
人件費	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598
扶助費	1,162	1,168	1,173	1,180	1,187
公債費	1,513	1,534	1,524	1,443	1,414
物件費	1,275	1,237	1,200	1,164	1,129
維持補修費	151	149	148	146	145
補助費等	2,109	2,104	2,099	2,093	2,089
貸付金	2	2	2	2	2
投資及び出資金	1	1	1	1	1
積立金	49	49	79	39	72
繰出金	1,315	1,312	1,310	1,307	1,304
普通建設事業費	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
災害復旧費					
合 計	10,525	10,504	10,484	10,323	10,291

資料:平成27年度中期財政計画

# 資料編

# 1 邑南町振興計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき邑南町振興計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町の振興計画に関して町長の諮問に応じるため邑南町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が任命する。

- (1) 議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による委員

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 邑南町振興計画審議会委員名簿

平成 27 年 8 月 5 日委嘱 敬称略

氏 名	役 職 名	備 考
田中 正規	邑南町農業委員会会長	会長
鳥居 清枝	邑南町連合婦人会会長	副会長
辰田 直久	邑南町議会議長	
山中 康樹	邑南町議会議員	
日野原 利郎	邑南町議会議員	
中村 昌史	邑南町議会議員	
寺本 恵子	邑南町教育委員会委員長	H27. 11. 19まで
森岡 弘典	邑南町教育委員会委員長	H27. 11. 20から
日高 光弘	島根県農業協同組合島根おおち地区本部長	
大石 良典	邑智郡森林組合組合長	
三上 隆三	邑南町社会福祉協議会会長	
末田 幸雄	邑南町商工会会長	
藤本 雅治	邑南町老人クラブ連合会会長	
松島 菊江	学識経験者	
服部 千津子	学識経験者	
森脇 鈴枝	学識経験者	
福井 竜夫	学識経験者	
金山 峰子	学識経験者	
日高 弘之	公募委員	
柘植 賢志	公募委員	
石飛 正一	公募委員	

### 3 策定経過

年 月 日		内 容
平成 27 年 (2015 年)	8 月 5 日	第 1 回 邑南町振興計画審議会 ・ 委嘱状の交付 ・ 計画の位置付けについて ・ 町政座談会での意見等について ・ 計画の骨子について
	10 月 9 日	第 2 回 邑南町振興計画審議会 ・ 序論について ・ 基本構想について ・ 基本計画について
	11 月 9 日	第 3 回 邑南町振興計画審議会 ・ 基本構想、基本計画について ・ 計画のタイトル（キャッチフレーズ）について
	12 月 7 日	第 4 回 邑南町振興計画審議会 ・ 基本構想、基本計画の素案について ・ まちの将来像とテーマについて
平成 28 年 (2016 年)	1 月 7 日～ 2 月 7 日	パブリックコメントの実施
	2 月 17 日	第 5 回 邑南町振興計画審議会 ・ 邑南町第 2 次総合振興計画（案）について ・ 答申（案）について

## 邑南町第2次総合振興計画

---

発行年月：平成28年3月

発行：邑南町

編集：邑南町役場企画財政課

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地

電話：(0855) 95-1119 FAX：(0855) 95-2351